

○ 新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

改正後			改正前		
<p>第5 関係機関との連携</p> <p>本事業の実施に当たって、都道府県、市町村、農業経営・就農支援センター（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第11条の11に規定する農業経営・就農支援センターをいう。）、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。）、農業協同組合、農業委員会、都道府県普及指導センター、地域農業再生協議会等の関係機関は互いに密接に連携し、特に、支援の対象となった就農者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、丁寧にフォローするものとする。</p>			<p>第5 関係機関との連携</p> <p>本事業の実施に当たって、都道府県、市町村、農業経営・就農支援センター（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）<u>以下「基盤強化法」という。</u>）第11条の11に規定する農業経営・就農支援センターをいう。<u>以下同じ。</u>）、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。<u>以下同じ。</u>）、農業協同組合、農業委員会、都道府県普及指導センター、地域農業再生協議会等の関係機関は互いに密接に連携し、特に、支援の対象となった就農者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、丁寧にフォローするものとする。</p>		
<p>第6 その他</p> <p>本事業の具体的実施に関し、本要綱の解釈等について確認する必要がある場合は、<u>国</u>に対して、文書で照会し、文書で回答を求めることができる。</p>			<p>第6 その他</p> <p>本事業の具体的実施に関し、本要綱の解釈等について確認する必要がある場合は、<u>農林水産省経営局就農・女性課</u>に対して、文書で照会し、文書で回答を求めることができる。</p>		
別表			別表		
事業内容	事業実施主体	補助率	事業内容	事業実施主体	補助率
1～3 (略)	(略)	(略)	1～3 (略)	(略)	(略)
4 (略)			4 (略)		
ア (略)	(略)	(略)	ア (略)	(略)	(略)
イ (略)	(略)	(略)	イ (略)	(略)	(略)
(ア) (略)			(ア) (略)		

(イ) 研修用農業機械及び農業設備の導入等 (ウ) ~ (キ) (略) 5 農業人材確保推進事業 (別記5) ア (略) イ (略)	(削る。) <u>全国農業委員会ネットワーク機構</u> (略)	(削る。) <u>定額</u> (略)	(イ) 研修用農業機械及び農業設備の導入 (ウ) ~ (キ) (略) 5 農業人材確保推進事業 (別記5) ア (略) イ (略)	<u>全国農業委員会ネットワーク機構</u> (新設) (略)	<u>定額</u> (新設) (略)
--	--	---------------------------	---	---------------------------------------	--------------------------

改正後	改正前
<p>(別記1)</p> <p>第1 事業の趣旨</p> <p>次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援するとともに、地域計画（<u>農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）</u>第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）の早期実現に向けて、将来の農地の受け手となる新規就農者等の円滑な経営継承及び早期の経営発展に向けた取組を支援する。</p> <p>第3 事業の仕組み</p> <p>1 国は、<u>全国農業委員会ネットワーク機構（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第42条第1項の規定による農林水産大臣の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。以下同じ。）</u>に対して、補助金を交付する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第5-1 事業内容（通常枠）</p> <p>1 交付対象者の要件</p> <p>取組主体は、以下の要件を満たす者又は法人に対し、予算の範囲内で助成金を交付する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業実施の年度又は前年度に農業経営を開始し、次に掲げる要件を満たす独立・自営就農をしている又はする予定であること。</p> <p>ア <u>交付対象者（交付対象者が法人の場合は、当該法人の</u></p>	<p>(別記1)</p> <p>第1 事業の趣旨</p> <p>次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援するとともに、地域計画（<u>基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）</u>の早期実現に向けて、将来の農地の受け手となる新規就農者等の円滑な経営継承及び早期の経営発展に向けた取組を支援する。</p> <p>第3 事業の仕組み</p> <p>1 国は、<u>全国農業委員会ネットワーク機構</u>に対して、補助金を交付する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第5-1 事業内容（通常枠）</p> <p>1 交付対象者の要件</p> <p>取組主体は、以下の要件を満たす者又は法人（<u>以下「交付対象者」という。）</u>に対し、予算の範囲内で助成金を交付する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業実施の年度又は前年度に農業経営を開始し、次に掲げる要件を満たす独立・自営就農をしている又はする予定であること。</p> <p>ア <u>農地の所有権又は利用権（農地法（昭和27年法律第229</u></p>

役員を含む。イ並びに第5-2の1の(3)のア及びイにおいて同じ。)が農地の所有権若しくは利用権(農業上の利用を目的とする賃借権若しくは使用貸借による権利又は農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利をいう。以下同じ。)を有している、又は農地の所有者等との間で締結した特定作業受委託契約によって作業の委託を受けていること。

イ～オ (略)

(3) (略)

(4) 青年等就農計画に経営発展支援事業申請追加資料(別紙様式第1号-1)を添付したもの(以下「経営発展支援事業計画等」という。)が次に掲げる要件に適合していること。

ア・イ (略)

(5) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ、継承する農業経営の現状の所得、売上げ若しくは付加価値額を10%以上増加させ、又は生産コストを10%以上減少させる経営発展支援事業計画等であると取組主体に認められること。

(6) 地域計画のうち目標地図(基盤強化法第19条第3項に規

号)第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年5月27日法律第56号。以下「令和4年改正法」という。)附則第5条に基づく公告があったもの、令和4年改正法附則第9条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律(平成30年法律第68号)第4条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。)を交付対象者(交付対象者が法人の場合は、当該法人の役員を含む。イにおいて同じ。)が有していること。

イ～オ (略)

(3) (略)

(4) 青年等就農計画に経営発展支援事業申請追加資料(別紙様式第1号)を添付したもの(以下「経営発展支援事業計画等」という。)が次に掲げる要件に適合していること。

ア・イ (略)

(5) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ、継承する農業経営の現状の所得、売上若しくは付加価値額を10%以上増加させ、又は生産コストを10%以上減少させる経営発展支援事業計画等であると取組主体に認められること。

(6) 地域計画のうち目標地図(基盤強化法第19条第3項に規

定する地図をいう。以下同じ。)に位置付けられ、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること又は農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）から農地を借り受けていること（以下「目標地図に位置付けられた者等」という。）。

ただし、交付対象者が東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村をいう。以下「原子力被災12市町村」という。）若しくは令和6年能登半島地震の被災市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限る。以下同じ。）又は市街化区域において営農する場合は、この限りでない。

- (7) 本事業、雇用就農資金等実施要綱（令和7年3月31日付け6経営第2412号農林水産事務次官依命通知）の別記1雇用就農資金（以下「雇用就農資金」という。）、雇用就農緊急対策実施要綱（令和6年12月25日付け6経営第1765号農林水産事務次官依命通知）の別記4雇用就農緊急支援資金（以下「雇用就農緊急支援資金」という。）、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）の別記6初期投資促進事業（以下「令和4年度補正初期投資促進事業」という。）若しくは新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）の別記2世代交

定する地図をいう。以下同じ。)に位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること（以下「目標地図に位置づけられた者等」という。）。

ただし、交付対象者が東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村をいう。以下「原子力被災12市町村」という。）若しくは令和6年能登半島地震の被災市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限る。以下同じ。）又は市街化区域において営農する場合は、この限りでない。

- (7) 本事業、雇用就農資金等実施要綱（令和7年3月31日付け6経営第3260号農林水産事務次官依命通知）別記1の雇用就農資金（以下「雇用就農資金」という。）、雇用就農緊急対策実施要綱（令和6年12月25日付け6経営第1765号農林水産事務次官依命通知）の別記2雇用就農緊急支援資金（以下「雇用就農緊急支援資金」という。）、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）の別記6の初期投資促進事業（以下「令和4年度補正初期投資促進事業」という。）若しくは新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官

代・初期投資促進事業（以下「初期投資促進事業等」という。）による助成金又は経営継承・発展等支援事業実施要綱の廃止について（令和8年3月31日付け7経営2990号農林水産事務次官依命通知）による廃止前の経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）の別記1 経営継承・発展支援事業（以下「経営継承・発展支援事業」という。）による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

(8) (略)

(9) 豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥を飼養する農業経営の場合は、都道府県による飼養衛生管理基準遵守状況等について確認が行われていること。

(10) ・ (11) (略)

2 (略)

(1) ・ (2) (略)

(3) (略)

ア・イ (略)

ウ (略)

(ア) (略)

(イ) 原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホウ、GPSガイダンスシステム等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。ただし、以下に掲げる場合には、この限りではない。

a フォークリフト、ショベルローダー、バックホ

依命通知)の別記2の世代交代・初期投資促進事業（以下「初期投資促進事業等」という。）による助成金又は経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記1の経営継承・発展支援事業（以下「経営継承・発展支援事業」という。）による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

(8) (略)

(9) 豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥を飼養する農業経営の場合は、都道府県による飼養衛生管理基準遵守状況等について確認が行われていること。

(10) ・ (11) (略)

2 (略)

(1) ・ (2) (略)

(3) (略)

ア・イ (略)

ウ (略)

(ア) (略)

(イ) 原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、GPSガイダンスシステム等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。ただし、以下に掲げる場合には、この限りではない。

a フォークリフト、ショベルローダー、バックホ

ウ、GPSガイダンスシステム（農業用機械に設置するものに限る。）等の機械については、以下の要件を全て満たすものであること。

(a) ～ (c) (略)

b (略)

(ウ) ～ (カ) (略)

(キ) 導入した機械・施設等について、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知）別記様式第10号の財産管理台帳を作成し、耐用年数（新品の場合には法定耐用年数、中古機械・施設等の場合には中古資産耐用年数。以下同じ。）が経過するまでの間、保管すること。

(ク) ～ (コ) (略)

(4) (略)

3 助成額

(1) (略)

(2) (略)

ア・イ (略)

ウ 夫婦共に目標地図に位置付けられた者等となること。

(3) 複数の青年就農者が法人を設立し、共同経営する場合であって、1の(1)の要件を満たす者（当該法人が目標地図に位置付けられた者等に限る。）については、経営開始資金又は経営開始支援資金の交付を受ける者にあつては500万円、受けない者にあつては1,000万円（当該法人に夫婦を含む場合は、当該夫婦について、経営開始資金又は経営開始支援資

二、GPSガイダンスシステム（農業用機械に設置するものに限る。）等の機械については、以下の要件を全て満たすものであること。

(a) ～ (c) (略)

b (略)

(ウ) ～ (カ) (略)

(キ) 導入した機械・施設等について、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知）別記様式第10号の財産管理台帳を作成し、耐用年数（新品の場合には法定耐用年数、中古機械・施設等の場合には中古耐用年数。以下同じ。）が経過するまでの間、保管すること。

(ク) ～ (コ) (略)

(4) (略)

3 助成額

(1) (略)

(2) (略)

ア・イ (略)

ウ 夫婦共に目標地図に位置づけられた者等となること。

(3) 複数の青年就農者が法人を設立し、共同経営する場合であって、第5-1の(1)の要件を満たす者（当該法人が目標地図に位置づけられた者等に限る。）については、経営開始資金又は経営開始支援資金の交付を受ける者にあつては500万円、受けない者にあつては1,000万円（当該法人に夫婦を含む場合は、当該夫婦について、経営開始資金又

金の交付を受ける場合は750万円、受けない場合は1,500万円)を合算した額又は2,000万円のいずれか低い額を上限額とする。

なお、事業実施年度の前年度より前に経営開始している農業者が法人の役員に1名でも存在する場合は、交付の対象外とする。

4・5 (略)

第5-2 事業内容 (地域計画早期実現支援枠)

1 (略)

(1) (略)

(2) 事業実施年度の3年前の年度の4月以降に農業経営を開始した個人又は法人 (当該農業経営の主宰権を有する役員に、就任した時の年齢が原則50歳未満、かつ、事業実施年度の3年前の年度の4月以降に農業経営を開始した者を含む法人に限る。) であること。

(3) (略)

ア 交付対象者が農地の所有権若しくは利用権を有している、又は農地の所有者等との間で締結した特定作業受委託契約によって作業の委託を受けていること。

は経営開始支援資金の交付を受ける場合は750万円、受けない場合は1,500万円)を合算した額又は2,000万円のいずれか低い額を上限額とする。

なお、令和5年度より前に経営開始している農業者が法人の役員に1名でも存在する場合は、交付の対象外とする。

4・5 (略)

第5-2 事業内容 (地域計画早期実現支援枠)

1 (略)

(1) (略)

(2) 事業実施年度の3年前の年度の4月以降に農業経営を開始した者又は法人 (当該農業経営の主宰権を有する役員に就任した時の年齢が原則50歳未満、かつ、事業実施年度の3年前の年度の4月以降に農業経営を開始した者を含む法人に限る。) であること。

(3) (略)

ア 農地の所有権又は利用権 (農地法第3条の規定に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの、令和4年改正法附則第5条の規定に基づく公告があったもの、令和4年改正法附則第9条の規定に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。) を交付対象者 (交付対象者が法人の場合は、当該法人の役員を含む。イにおいて同じ。) が有し

イ～オ (略)

(4) (略)

(5) 地域計画のうち目標地図に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれ、かつ、当該地域計画が以下のア又はイを満たすこと。

ア 将来像が明確化された地域計画（申請日において、以下の（ア）、（イ）及び（ウ）を満たす地域計画をいう。ただし、令和8年度に実施するものについては、（ウ）の要件は適用しない。以下同じ。）

(ア) (略)

a (略)

b (略)

※ ただし、都府県にあっては、農業地域類型（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区分別基準指標の分類をいう。以下同じ。）が、市町村を単位として中間農業地域又は山間農業地域である場合、目標集積率が6割以上であれば可とする。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

ていること。

イ～オ (略)

(4) (略)

(5) 地域計画のうち目標地図に位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれ、かつ、当該地域計画が以下のア又はイを満たすこと。

ア 将来像が明確化された地域計画（以下の（ア）及び（イ）を満たす地域計画）

(ア) (略)

a (略)

b (略)

※ ただし、都府県にあっては、農業地域類型（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区分別基準指標の分類をいう。以下同じ。）が、市町村を単位として中間農業地域又は山間農業地域である場合、目標集積率が次のいずれかを満たせば可とする。

(a) 現状集積率が5割未満の場合にあっては、6割以上であること。

(b) 現状集積率が5割以上6割未満の場合にあっては、現状集積率から10ポイント以上増加するものであること。

(c) 現状集積率が6割以上の場合にあっては、6割以

(イ) (略)

(ウ) 地域内の農業を担う者の経営面積及び作業受託面積
地域計画に記載する「地域内の農業を担う者一覧」に
掲げる者の「10年後」における「経営面積」及び「作業
受託面積」の合計が、「現状」における「経営面積」及
び「作業受託面積」の合計と比較して増加しているこ
と。

(エ) (略)

イ (略)

(6) 5の成果目標を4の目標年度までに達成可能な就農・経営継承計画兼取組状況報告(別紙様式第1号-2。以下「就農・経営継承計画等」という。)であると取組主体に認められること。

(7)・(8) (略)

(9) 豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥を飼養する農業経営の場合は、都道府県による飼養衛生管理基準遵守状況等について確認が行われていること。

(10) (略)

(11) 本事業、経営開始資金、令和4年度補正初期投資促進事業による助成金、若しくは就農準備・経営開始支援事業のうち経営開始支援資金による助成金、又は経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

上であること。

(イ) (略)

(新設)

(ウ) (略)

イ (略)

(6) 5の成果目標を4の目標年度までに達成可能な就農・経営継承計画兼取組状況報告(別紙様式第1号-2) (以下「就農・経営継承計画等」という。)であると取組主体に認められること。

(7)・(8) (略)

(9) 豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥を飼養する農業経営の場合は、都道府県による飼養衛生管理基準遵守状況等について確認が行われていること。

(10) (略)

(11) 本事業、別記2経営開始資金、令和4年度補正初期投資促進事業による助成金、若しくは新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱の別記1就農準備・経営開始支援事業のうち経営開始支援資金による助成金又は経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

(12) (略)

2 (略)

3 助成額

(1) 補助率

本事業の交付対象者の補助対象経費は、2の(1)から(3)までの取組に必要な経費とし、国は当該取組に当たり都道府県が支援する額の2倍(整備等内容ごとにそれぞれ千円未満切捨て)を支援する。ただし、国の支援は、2の(1)及び(2)の取組については補助率1/3、(3)の取組については補助率1/2を超えない範囲とする。

(2) (略)

4～6 (略)

7 留意事項

(1) (略)

(2) 経営移譲者等(共同申請者を含む。)が所有する土地、建物、機械、株式等の資産の購入又は賃貸借に係る経費(所得税、法人税、贈与税、不動産取得税、固定資産税等を含む。)、訴訟等に係る費用、交付対象者の就農・経営発展に関係しない経費、補助事業実施の有無にかかわらず発生する経費、本事業以外の国の助成事業による支援を受け、又は受ける予定となっている機械・施設等の導入・リースに係る経費は補助対象としない(融資に関する利子の助成措置を除く。)。

(3)～(7) (略)

第6 交付対象者の手続

(12) (略)

2 (略)

3 助成額

(1) 補助率

ア 2の(1)及び(2)の取組については、補助率1/3以内とする。

イ 2の(3)の取組については、当該取組に当たり都道府県が支援する額の2倍(整備等内容ごとにそれぞれ千円未満切捨て)を支援する。ただし、国の支援は補助率1/2以内とする。

(2) (略)

4～6 (略)

7 留意事項

(1) (略)

(2) 経営移譲者等(共同申請者を含む。)が所有する土地、建物、機械、株式等の資産の購入又は賃貸借に係る経費(所得税、法人税、贈与税、不動産取得税、固定資産税等を含む。)、訴訟等に係る費用、交付対象者の就農・経営発展に関係しない経費、補助事業実施の有無にかかわらず発生する経費、本事業以外の国の助成事業による支援を受け、又は受ける予定となっている経費は補助対象としない(融資に関する利子の助成措置を除く。)

(3)～(7) (略)

第6 交付対象者の手続

1 交付対象者事業計画の承認申請

本事業の助成を受けようとする者又は法人は、交付対象者事業計画（経営発展支援事業計画等又は就農・経営継承計画等をいう。以下同じ。）を作成し、取組主体に承認申請する。

あわせて、交付対象者事業計画の別添8「みどりチェック」チェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、取組主体に提出する。

なお、交付対象者事業計画を作成するに当たっては、取組主体に相談し、計画の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、都道府県普及指導センター等の関係機関、第8の7のサポート体制の関係者等から助言及び指導を受けることとする。

2～4 （略）

5 就農状況報告等

（1）就農状況報告

交付対象者は、事業実施の翌年度から交付対象者事業計画に定めた目標年度の翌年度まで、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月（実績報告後1回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間）の就農状況報告等（就農状況報告（別紙様式第4号）又は就農・経営継承計画等をいう。以下同じ。）を取組主体に提出する。

また、交付対象者は、毎年1回、就農状況報告等を提出する際（原則、毎年1月末までの報告時）に、別紙様式第4号別添5又は別紙様式第1号－2別添11の「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、前回

1 交付対象者事業計画の承認申請

本事業の助成を受けようとする者又は法人は、交付対象者事業計画（経営発展支援事業計画等又は就農・経営継承計画をいう。以下同じ。）を作成し、取組主体に承認申請する。

なお、交付対象者事業計画を作成するに当たっては、取組主体に相談し、計画の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、都道府県普及指導センター等の関係機関、第8の7のサポート体制の関係者等から助言及び指導を受けることとする。

2～4 （略）

5 就農状況報告等

（1）就農状況報告

交付対象者は、事業実施の翌年度から交付対象者事業計画に定めた目標年度の翌年度まで、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月（実績報告後1回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間）の就農状況報告等（就農状況報告（別紙様式第4号）又は就農・経営継承計画をいう。以下同じ。）を取組主体に提出する。

また、交付対象者は、毎年1回、就農状況報告の際（原則、毎年1月末までの報告時）に、別紙様式第4号別添5の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、前回のチェックシートの提出以降（実績報告後1回

のチェックシートの提出以降（実績報告後1回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間）に実施した旨をチェックした上で、取組主体に提出する。なお、「みどりチェック」チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組を実施したかどうか確認を行うこととする。

(2)・(3) (略)

6 (略)

第7 都道府県の手続等

1 新規就農者育成方針の作成

都道府県は、本事業の実施に当たって、都道府県における新規就農者確保に向けた以下の内容を明確化した新規就農者育成方針を作成し、公表するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 本事業の交付対象者候補を選定するための基礎となる別表1-1の2及び別表1-2の2に基づく都道府県加算ポイントの設定

2 サポート体制の整備

都道府県は、交付対象者が円滑に就農し、定着できるよう、就農に向けた相談体制を構築し、就農先の紹介や経営開始に当たっての農地、資金の確保等の交付対象者の就農に向けた課題に対し、就農先、地域の関係機関と連携してサポートするとともに、当該サポート体制を別記5の第3の2の(1)のオの新規就農支援ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）において公表するものとする。ただし、

目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間）に実施した旨をチェックした上で、当該チェックシートを取組主体に提出する。

(2)・(3) (略)

6 (略)

第7 都道府県の手続等

1 新規就農者育成方針の作成

都道府県は、本事業の実施に当たって、都道府県における新規就農者確保に向けた以下の内容を明確化した新規就農者育成方針（以下「育成方針」という。）を作成し、公表するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 本事業の交付対象者候補を選定するための基礎となる別表1の2に基づく都道府県加算ポイントの設定

2 サポート体制の整備

都道府県は、交付対象者が円滑に就農し、定着できるよう、就農に向けた相談体制を構築し、就農先の紹介や経営開始に当たっての農地、資金の確保等の交付対象者の就農に向けた課題に対し、就農先、地域の関係機関と連携してサポートするとともに、当該サポート体制を別記5の第3の2の(1)のオの新規就農支援ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）において公表するものとする。ただし、

別記2の別紙様式第24号別添（別紙）又は就農準備・経営開始支援事業の別紙様式第24号別添（別紙）の都道府県サポート計画を作成している場合は、当該計画の公表をもって本事業のサポート体制を整備し、公表したものとみなすことができる。

3 （略）

第8 取組主体の手続等

1～4 （略）

5 就農状況等の確認

(1) （略）

(2) （略）

ア・イ （略）

ウ 書類確認

(ア)・(イ) （略）

(ウ) 農地の権利設定の状況が確認できる書類（農地台帳（農地法（昭和27年法律第229号）第52条の2に基づき農業委員会が作成する農地台帳をいう。）、農地法第3条の許可を受けた使用貸借、賃貸借若しくは売買契約書、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号。以下「令和4年改正法」という。）の施行前の基盤強化法第19条の規定に基づく公告があった農用地利用集積計画、令和4年改正法の施行前の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定に基づく公告があった農用地利用配分計画、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定に基づく公告があった農用地利用集積等促進計画、

別記2の別紙様式第24号別添（別紙）又は就農準備・経営開始支援事業の別紙様式第24号別添（別紙）の都道府県サポート計画を作成している場合は、当該計画の公表をもって本事業のサポート体制を整備し、公表したものと見なすことができる。

3 （略）

第8 取組主体の手続等

1～4 （略）

5 就農状況等の確認

(1) （略）

(2) （略）

ア・イ （略）

ウ 書類確認

(ア)・(イ) （略）

(ウ) 農地の権利設定の状況が確認できる書類（農地基本台帳、農地法第3条の許可を受けた使用貸借、賃貸借若しくは売買契約書、令和4年改正法附則第5条に基づく公告があった農用地利用集積計画、令和4年改正附則第9条に基づく公告があった農用地利用配分計画、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があった農用地利用集積等促進計画、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画又は特定作業受委託契約書のうち該当する箇所のいずれかの書類の写し。以下同じ。）

都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）第4条第1項の規定に基づく事業計画又は特定作業受委託契約書のうち該当する箇所のいずれかの書類の写し。以下同じ。）

(3) (略)

6 申請窓口

- (1) 当該交付対象者が位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれている目標地図の策定市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。
- (2) 目標地図の策定市町村と交付対象者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付することができるものとする。

7 サポート体制の整備

- (1) 取組主体は、交付対象者の「経営・技術」、「営農資金」、「農地」の各課題に対応できるよう、都道府県普及指導センター、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等の金融機関、農業委員会等の関係機関に所属する者、指導農業士等の関係者で構成するサポート体制を整備するものとする。取組主体は、別紙様式第10号別添（別紙2）により、当該サポート体制等を記載した新規就農者に対するサポート計画（以下「地域サポート計画」という。）を新規就農者の支援ニーズを把握した上で作成し、ポータルサイトに公表するものとする。ただし、別記2の別紙様式第25号別添（別紙）又は就農準備・経営開始支援事業の別紙様式第25号別添（別紙）の地域サポート計画を作成している場合は、当該計画の公表をもって本事業の地域サポート計画を作成し、公表したものとみ

(3) (略)

6 申請窓口

- (1) 当該交付対象者が位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれている目標地図の策定市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。
- (2) 目標地図又策定市町村と交付対象者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付することができるものとする。

7 サポート体制の整備

- (1) 取組主体は、交付対象者の「経営・技術」、「営農資金」、「農地」の各課題に対応できるよう、都道府県普及指導センター、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等の金融機関、農業委員会等の関係機関に所属する者、指導農業士等の関係者で構成するサポート体制を整備するものとする。取組主体は、別紙様式第10号別添（別紙2）により、当該サポート体制等を記載した新規就農者に対するサポート計画（以下「地域サポート計画」という。）を新規就農者の支援ニーズを把握した上で作成し、ポータルサイトに公表するものとする。ただし、別記2の別紙様式第25号別添（別紙）又は就農準備・経営開始支援事業の別紙様式第25号別添（別紙）の地域サポート計画を作成している場合は、当該計画の公表をもって本事業の地域サポート計画を作成し、公表したものと見な

なすことができる。

(2)・(3) (略)

8 (略)

(1) (略)

(2) 財産処分の手続

取組主体は、導入機械等について、交付対象者が(1)のアで設定した処分制限期間内に、当該助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条に準じた財産処分として、都道府県、市町村交付規則等に基づき、財産処分の申請を行わせ、取組主体の承認を受けさせるものとする。また、取組主体は、当該申請の内容を承認するときは、財産処分の基準等に留意し、その必要性を検討しなければならない。

(3)・(4) (略)

9 農業共済等の積極的活用等

取組主体は、農業共済組合と連携し、交付対象者に対し、経営の安定を図るため、農業共済その他の農業関係の保険への積極的・継続的な加入を推進するものとする。

また、交付対象者が従業員の雇用等をしている場合にあつては、労働環境に関する改善等について働きかけるよう努めるものとする。

10 交付対象者情報の共有

(1) 全国農業委員会ネットワーク機構は交付対象者の資金の交付情報等を集約し、必要に応じて、本事業に関わる関係機関

すことができる。

(2)・(3) (略)

8 (略)

(1) (略)

(2) 財産処分の手続

取組主体は、導入機械等について、交付対象者が(1)のアで設定した処分制限期間内に、当該助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)第22条に準じた財産処分として、都道府県、市町村交付規則等に基づき、財産処分の申請を行わせ、取組主体の承認を受けさせるものとする。また、取組主体は、当該申請の内容を承認するときは、財産処分の基準等に留意し、その必要性を検討しなければならない。

(3)・(4) (略)

9 農業共済等の積極的活用等

取組主体は、農業共済組合と連携し、交付対象者に対し、経営の安定を図るため、農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。

また、交付対象者が従業員の雇用等をしている場合にあつては、労働環境に関する改善等について働きかけるよう努めるものとする。

10 交付対象者情報の共有

(1) 全国農業委員会ネットワーク機構は交付対象者の資金の交付情報等を集約し、必要に応じて、本事業に関わる関係機関

の間で当該情報を共有する。

また、国、全国農業委員会ネットワーク機構及び取組主体等は交付対象者の情報を共有することにより、交付対象者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、より丁寧なフォローアップに活用するとともに、交付状況や農業共済の加入状況等の確認、重複や虚偽申請の確認のために利用するものとする。

(2) (1) を実施するため、全国農業委員会ネットワーク機構は、交付情報等に関するデータベース（以下「データベース」という。）を作成し、運用するものとする。また、データベースにおける取組主体による交付情報等の登録状況を確認し、登録及び更新が適切に行われていない場合は、取組主体等に対し、速やかに登録等を完了させるよう促す等、登録状況の管理を適切に行うものとする。なお、データベースを作成し、又は変更したときは、データベースのシステムソフトウェアの複製を国に提出するものとする。

(3) (略)

(4) 取組主体等は、雇用就農資金及び雇用就農緊急支援資金の第6の10の照会があった場合、交付対象者の就農状況に関する情報を提供するものとする。

(5) (略)

第9 事業計画等

1 事業実施に係る内規の作成

全国農業委員会ネットワーク機構は、資金の管理、個人情報の取扱い等について定めた事業実施に関する内規を作成することとし、内規を作成又は変更したときは、農林水産省経

の間で当該情報を共有する。

また、国、全国農業委員会ネットワーク機構及び取組主体等は交付対象者の情報を共有することにより、交付対象者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、より丁寧なフォローアップに活用するとともに、交付状況の確認、重複や虚偽申請の確認のために利用するものとする。

(2) (1) を実施するため、全国農業委員会ネットワーク機構は、交付情報等に関するデータベース（以下「データベース」という。）を作成し、運用するものとする。また、データベースにおける取組主体による交付情報の登録状況を確認し、登録及び更新が適切に行われていない場合は、取組主体等に対し、速やかに登録等を完了させるよう促す等、登録状況の管理を適切に行うものとする。なお、データベースを作成し、又は変更したときは、データベースのシステムソフトウェアの複製を国に提出するものとする。

(3) (略)

(4) 取組主体等は、雇用就農資金及び雇用就農緊急支援資金の第6の10の照会があった場合、交付対象者の就農状況に関する情報を提供する。

(5) (略)

第9 事業計画等

1 事業実施に係る内規の作成

全国農業委員会ネットワーク機構は、資金の管理、個人情報の取扱い等について定めた事業実施に関する内規を作成することとし、内規を作成又は変更したときは、経営局長の承

営局長（以下「経営局長」という。）の承認を得るものとする。

2 事業計画の作成

(1) (略)

(2) 都道府県事業計画の作成

ア 都道府県は、本事業の助成を受けようとする者又は法人の取組の内容について適当であるか等を確認し、別表1-1の1のポイント表及び第7の1の(4)で設定した都道府県加算ポイント、地域計画早期実現支援枠については別表1-2の1のポイント表及び第7の1の(4)で設定した都道府県加算ポイントによりポイント付けの上、都道府県経営発展支援事業計画（別紙様式第9号。以下「都道府県事業計画」という。）を作成し、地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出する。

イ 国は、アで提出のあった都道府県事業計画について、本事業の助成を受けようとする者又は法人の取組をポイントの高い順に予算の範囲内で採択するものとする。なお、同ポイントの場合は国庫助成金の低い事業、国庫助成金も同額である場合は総事業費の高い取組計画を優先的に採択する。ただし、第2の1の(1)の事業において、別表1-1の1のポイントの合計値が9点未満の場合は、採択しないものとする。

ウ (略)

(3)・(4) (略)

3 (略)

認を得るものとする。

2 事業計画の作成

(1) (略)

(2) 都道府県事業計画の作成

ア 都道府県は、本事業の助成を受けようとする者又は法人の取組の内容について適当であるか等を確認し、別表1-1の1のポイント表及び第7の1の(4)で設定した都道府県加算ポイント、地域計画早期実現支援枠については別表1-2の1のポイント表によりポイント付けの上、都道府県経営発展支援事業計画（別紙様式第9号。以下「都道府県事業計画」という。）を作成し、地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出する。

イ 国は、アで提出のあった都道府県事業計画について、本事業の助成を受けようとする者又は法人の取組をポイントの高い順に予算の範囲内で採択するものとする。なお、同ポイントの場合は国庫助成金の低い事業、国庫助成金も同額である場合は総事業費の高い取組計画を優先的に採択する。ただし、別表1-1の1の共通ポイントの合計値が9点未満の場合は、採択しないものとする。

ウ (略)

(3)・(4) (略)

3 (略)

4 事業実績報告の作成

(1) (略)

(2) 都道府県経営発展支援事業実績報告の作成

ア 都道府県は、都道府県経営発展支援事業実績報告（別紙様式第9号。以下「都道府県事業実績報告」という。）を作成し、事業実施年度の翌年度の9月末までに地方農政局長に報告する。

都道府県は、都道府県事業実績報告の作成に当たり、新規就農者に関する目標の達成状況、交付対象者事業計画の進捗状況、達成状況等の評価を行うこととする。

また、(3)により目標年度の翌年度に市町村から改善措置の報告があった場合は、必要に応じて、市町村及び交付対象者に対し、ヒアリングを実施するなどし、改善に向けた指導及び助言を行うものとする。

イ 地方農政局長は、アの報告を受けた後、当該都道府県事業実績報告を全国農業委員会ネットワーク機構に報告する。

(3) 市町村事業実績報告の作成

市町村は、市町村経営発展支援事業実績報告（別紙様式第10号。以下「市町村事業実績報告」という。）を作成し、都道府県に報告する。

市町村事業実績報告の作成に当たっては、関係機関と連携し、新規就農者に関する目標の達成状況、交付対象者事業計画の進捗状況、達成状況等の評価を行うこととする。

また、目標年度の翌年度の7月末の就農状況報告等の確認

4 事業実績報告の作成

(1) (略)

(2) 都道府県経営発展支援事業実績報告の作成

ア 都道府県は、都道府県経営発展支援事業実績報告（別紙様式第9号。以下「都道府県事業実績報告」という。）を作成し、事業実施年度の翌年度の9月末までに地方農政局長に報告する。

都道府県は、都道府県経営発展支援事業実績報告の作成に当たり、新規就農者に関する目標の達成状況、交付対象者事業計画の進捗状況、達成状況等の評価を行うこととする。

また、(3)により目標年度の翌年度に市町村から改善措置の報告があった場合は、必要に応じて、市町村及び交付対象者に対し、ヒアリングを実施するなどし、改善に向けた指導及び助言を行うものとする。

イ 地方農政局長は、アの報告を受けた後、当該都道府県経営発展支援事業実績報告を全国農業委員会ネットワーク機構に報告する。

(3) 市町村事業実績報告の作成

市町村は、市町村経営発展支援事業実績報告（別紙様式第10号。以下「市町村事業実績報告」という。）を作成し、都道府県に報告する。

市町村経営発展支援事業実績報告の作成に当たっては、関係機関と連携し、新規就農者に関する目標の達成状況、交付対象者事業計画の進捗状況、達成状況等の評価を行うこととする。

において、交付対象者が交付対象者事業計画で実施することとしていた取組を未実施又は達成していなかった場合は、翌年度を目標とする改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講じ、併せて報告する。

(4) (略)

第10 推進事業

助成金の交付事業（令和4年度補正初期投資促進事業及び初期投資促進事業等を含む。）を推進するため、全国農業委員会ネットワーク機構、取組主体等は推進事業として以下の事業を実施することができる。推進事業の対象経費（以下「推進事業費」という。）は別表2のとおりとし、事業の一部を外部に委託することができる。なお、全国農業委員会ネットワーク機構、取組主体等の会計に属する助成金及び推進事業費の預託に係る利子収入は、本事業に要する推進事業費に充てることのできるものとする。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(1) 助成金の交付事業の実施に関する事務

(2) 助成金の交付事業に関する普及活動（地域計画早期実現支援枠に限る。）

(3) 助成金の交付事業の交付対象者の指導活動

(別表1-1)

1 通常枠におけるポイント表

No.	項目	ポイント
-----	----	------

また、目標年度の翌年度の7月末の就農状況報告の確認において、交付対象者が交付対象者事業計画で実施することとしていた取組を未実施又は達成していなかった場合は、翌年度を目標とする改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講じ、併せて報告する。

(4) (略)

第10 推進事業

助成金の交付事業（令和4年度補正初期投資促進事業及び初期投資促進事業等を含む。）を推進するため、全国農業委員会ネットワーク機構、取組主体等は推進事業として以下の事業を実施することができる。推進事業の対象経費（以下「推進事業費」という。）は別表2のとおりとし、事業の一部を外部に委託することができる。なお、全国農業委員会ネットワーク機構、取組主体等の会計に属する助成金及び推進事業費の預託に係る利子収入は、本事業に要する推進事業費に充てることのできるものとする。

1 助成金の交付事業の実施に関する事務

2 助成金の交付事業に関する普及活動（地域計画早期実現支援枠に限る。）

3 助成金の交付事業の交付対象者の指導活動

(新設)

(新設)

(新設)

(別表1-1)

1 共通ポイント

No.	項目	ポイント
-----	----	------

			ント
1	(略)	① 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目を含む研修を <u>おおむね</u> 1年以上（ <u>おおむね</u> 1,200時間以上）受けている	(略)
		② 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目について研修を <u>おおむね</u> 1年以上（ <u>おおむね</u> 1,200時間以上）受けている	(略)
		③ ①②に加え、販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修を受けている	(略)
2～9 (略)	(略)		(略)
	(略)		(略)

(略)

※1・2 (略)

※3 事業実施の年度に農業経営を開始する場合は別紙様式第1号—1の別添1収支計画の「目標5年(度)目」の所得、事業実施の前年度に農業経営を開始している場合は同「4年(度)目」の所得とする。

※4 (略)

2 都道府県加算ポイント

(1) 都道府県は、本事業の実施を要望した者の数（1のポイントの合計値が9点以上の者に限る。）に3を乗じて得た数（直近年度の認定新規就農者の新規認定数が、直近年度の前年度の新規認定数を上回っている都道府県にあっては、3.3を乗じて得た数（小数点以下切り捨て））を都道府県加算ポイントとして使用できる。

(2) 都道府県は、(1)のポイントの範囲内で新規就農者に求める取組等を設定し、取組主体から申請のあった本事業

			ント
1	(略)	① 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目を含む研修を <u>概ね</u> 1年以上（ <u>概ね</u> 1,200時間以上）受けている	(略)
		② 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目について研修を <u>概ね</u> 1年以上（ <u>概ね</u> 1,200時間以上）受けている	(略)
		③ ②に加え、販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修を受けている	(略)
2～9 (略)	(略)		(略)
	(略)		(略)

(略)

※1・2 (略)

※3 事業実施の年度に農業経営を開始する場合は別紙様式第1号の別添1収支計画の「目標5年(度)目」の所得、事業実施の前年度に農業経営を開始している場合は同「4年(度)目」の所得とする。

※4 (略)

2 都道府県加算ポイント

(1) 都道府県は、本事業の実施を要望した者数（1の共通ポイントの合計値が9点以上の者に限る。）に3を乗じて得た数（直近年度の認定新規就農者の新規認定数が、直近年度の前年度の新規認定数を上回っている都道府県にあっては、3.3を乗じて得た数（小数点以下切り捨て））を都道府県加算ポイントとして使用できる。

(2) 都道府県は、(1)のポイントの範囲内で新規就農者に求める取組等を設定し、取組主体から申請のあった本事業

の助成を受けようとする者に対して、都道府県加算ポイント付けをすることができる。ただし、付与できるポイント数は、当該申請者の1のポイントの合計値の1/2（小数点以下切り捨て）を上限とする。

(略)

(別表1-2)

1 地域計画早期実現支援枠におけるポイント表

No.	項目		ポイント
1	(略)	① 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目を含む研修をおおむね1年以上（おおむね1,200時間以上）受けている	(略)
		② 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目について研修をおおむね1年以上（おおむね1,200時間以上）受けている	(略)
		③ ①②に加え、販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修を受けている	(略)
2	(略)	① 地域サポート計画が策定されている	(略)
		② ①に加え、普及指導センターの普及指導活動の対象者として選定されている	(略)
		③ ②に加え、①の地域サポート計画の支援分野の全て※1について、担当機関・部署が明確になっている	(略)
		(削る。)	(削る。)
		(削る。)	(削る。)
3～9 (略)	(略)	(略)	(略)

の助成を受けようとする者に対して、都道府県加算ポイント付けをすることができる。ただし、付与できるポイント数は、当該申請者の共通ポイントの合計値の1/2（小数点以下切り捨て）を上限とする。

(略)

(別表1-2)

地域計画早期実現支援枠におけるポイント表

No.	項目		ポイント
1	(略)	① 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目を含む研修を概ね1年以上（概ね1,200時間以上）受けている	(略)
		② 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目について研修を概ね1年以上（概ね1,200時間以上）受けている	(略)
		③ ②に加え、販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修を受けている	(略)
2	(略)	①-1 地域サポート計画が策定されている	(略)
		①-2 ①-1に加え、普及指導センターの普及指導活動の対象者として選定されている	(略)
		①-3 ①-2に加え、①-1の地域サポート計画の支援分野の全て※1について、担当機関・部署が明確になっている	(略)
		②-1 第5-2の2の(1)及び(2)の取組について、都道府県又は市町村が合わせて、補助率1/3以上の支援を実施する	5
		②-2 第5-2の2の(1)及び(2)の取組について、都道府県又は市町村が合わせて、補助率1/6以上の支援を実施する	3
3～9 (略)	(略)	(略)	(略)

※1～3 (略)

2 都道府県加算ポイント

- (1) 都道府県は、本事業の実施を要望した者の数に3を乗じて得た数（直近年度の認定新規就農者の新規認定数が、直近年度の前年度の新規認定数を上回っている都道府県にあつては、3.3を乗じて得た数）を都道府県加算ポイントとして使用できる。
- (2) 都道府県は、(1)のポイントの範囲内で新規就農者に求める取組等を設定し、取組主体から申請のあった本事業の助成を受けようとする者に対して、都道府県加算ポイント付けをすることができる。ただし、付与できるポイント数は、当該申請者の1のポイントの合計値の1/2（小数点以下切り捨て）を上限とする。

【都道府県が設定する取組等のイメージ】

取組等の内容	ポイント(例)
県の振興作物の作付け	ナス(3点)、トマト(2点)、スイカ(1点)
県が推奨する研修機関の卒業	〇〇トレーニングファーム(2点)、県立農大(1点)
市町村負担の有無	有(2点)

(別表2)
推進事業費

区分	内容	注意点
----	----	-----

※1～3 (略)

(新設)

(別表2)
推進事業費

区分	内容	注意点
----	----	-----

謝金	事業を実施するために直接に必要な事務の補助、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者等に対し、 <u>支払う謝礼に必要な経費</u>	(略)
(略)	(略)	
事務等経費	事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、雑役務費（手数料、印紙代等）、借上費（会場借料、パソコン等のリース料）、消耗品費、賃金（臨時的に雇用した者、全国農業委員会ネットワーク機構職員に対して支払う実働に応じた対価並びに都道府県及び市町村職員の時間外労働に応じた対価）、会計年度任用職員給与（地方公共団体において会計年度任用職員に任用された職員を本事業に従事させる場合の地方公共団体が定める会計年度任用職員の給与に関する条例等の規定に基づく給料、報酬及び諸手当（本事業への従事割合に応じて助成対象とすることが可能））、 <u>共済費（臨時的に雇用した者等の賃金に係る社会</u>	

謝金	事業を実施するために直接に必要な事務の補助、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者等に対する <u>謝礼に必要な経費</u>	(略)
(略)	(略)	
事務等経費	事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、雑役務費（手数料、印紙代等）、借上費（会場借料、パソコン等のリース料）、消耗品費、賃金（臨時的に雇用した者、全国農業委員会ネットワーク機構職員に対して支払う実働に応じた対価並びに都道府県及び市町村職員の時間外労働に応じた対価）、会計年度任用職員給与（地方公共団体において会計年度任用職員に任用された職員を本事業に従事させる場合の地方公共団体が定める会計年度任用職員の給与に関する条例等の規定に基づく給料、報酬及び諸手当（本事業への従事割合に応じて助成対象とすることが可能））、 <u>共済費（臨時雇用者等の賃金に係る社会保険料及</u>	

	保険料及び子ども・子育て拠出金)等	
(略)	(略)	

(略)

別紙様式第1号-1

(略)

1 成果目標の取組

※実施する項目に○を記載してください。

No.	項目		実施
1	(略)	① 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目を含む研修をおおむね1年以上(おおむね1,200時間以上)受けている	
		② 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目について研修をおおむね1年以上(おおむね1,200時間以上)受けている	
		③ (略)	
2～9 (略)	(略)		

(略)

※1・2 (略)

※3 事業実施の年度に農業経営を開始する場合は別紙様式第1号-1の別添1収支計画の「目標5年(度)目」の所得、事業実施の前年度に農業経営を開始している場合は同「4年(度)目」の所得とする。

※4 (略)

第5-1の1の(5)の場合

	び子ども・子育て拠出金)等	
(略)	(略)	

(略)

別紙様式第1号-1

(略)

1 成果目標の取組

※実施する項目に○を記載してください。

No.	項目		実施
1	(略)	① 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目を含む研修を概ね1年以上(概ね1,200時間以上)受けている	
		② 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目について研修を概ね1年以上(概ね1,200時間以上)受けている	
		③ (略)	
2～9 (略)	(略)		

(略)

※1・2 (略)

※3 事業実施の年度に農業経営を開始する場合は別紙様式第1号の別添1収支計画の「目標5年(度)目」の所得、事業実施の前年度に農業経営を開始している場合は同「4年(度)目」の所得とする。

※4 (略)

第5-1の1の(5)の場合

目標とする取組	現状（令和〇年）	目標（令和〇年）	目標とする取組	現状（令和〇年）	目標（令和〇年）						
<input type="checkbox"/> （略） <input type="checkbox"/> 売上げの10%以上増加 <input type="checkbox"/> （略） <input type="checkbox"/> （略）	（略）	（略）	<input type="checkbox"/> （略） <input type="checkbox"/> 売上の10%以上増加 <input type="checkbox"/> （略） <input type="checkbox"/> （略）	（略）	（略）						
2～4 （略） 5 「目標地図」への位置付け等（略） 6～8 （略） 9 共済等への加入			2～4 （略） 5 「目標地図又は人・農地プラン」への位置付け等（略） 6～8 （略） （新設）								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>共済等の名称</th> <th>加入（予定）期間</th> <th>年 月 日 ～ 年 月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>			共済等の名称	加入（予定）期間	年 月 日 ～ 年 月 日						
共済等の名称	加入（予定）期間	年 月 日 ～ 年 月 日									
※通年で加入等するものとし、処分制限期間において加入等を継続すること。											
10 その他			9 その他								
経営発展支援事業、令和4年度補正初期投資促進事業、 <u>世代交代・初期投資促進事業</u> 、雇用就農資金若しくは雇用就農緊急支援資金による助成金の交付又は経営継承・発展支援事業による補助金の交付		（略）	経営発展支援事業、令和4年度補正初期投資促進事業、 <u>初期投資促進事業等</u> 、雇用就農資金若しくは雇用就農緊急支援資金による助成金の交付又は経営継承・発展支援事業による補助金の交付		（略）						
添付書類 別添1～7（略）			添付書類 別添1～7（略）								

別添8：「みどりチェック」チェックシート

* 1 (略)

別紙様式第1号－1別添

個票（機械・施設等の導入の取組用）

機械・施設導入等計画書

機械・施設等の導入の取組

対象機械・施設等	機種・施設等名	数量	(単位) 台
	能力等		
	対象作物等		
	利用（導入）面積		
	現有機の有無等（有の場合：能力・取得年月・台数など）		
物件取得見込額（税込み）	[1]		(円)
助成申請額	[2]		(円)
うち国庫助成金	[3]		(円)
うち都道府県負担額	[4]		(円)
うちその他	[5]		(円)
交付申請者負担額（税込み）	[6]		(円)

※注1：複数の機械・施設等の導入を行う場合には、機械・施設等ごとにそれぞれ作成してください。

(新設)

* 1 (略)

(新設)

※注2：添付書類は、以下のとおり。

- ① 販売会社の見積書の写し等
- ② その他取組主体が必要と認める資料

別紙様式第1号-1別添

個票（リース方式による機械等の導入の取組用）

機械・施設等リース計画書

リース方式による機械等の導入の取組

対象機械	機種・施設等 名	数量	(単位) 台	
	能力等			
	対象作物等			
	利用面積			
	現有機の有無 等（有の場合： 能力・取得年月・台数 など）			
リース期間	開始日～終了日（※ 1）	～		(年)
	リース借受日から○ 年間（※2）			(年)
	リース物件取得見込額（税抜き） [1]			(円)
	うちオプション分 （税抜き）			(円)
	リース期間終了後の残価設定 [2]			(円)

(新設)

リース料助成申請額	[3]	(円)
うち国庫助成金	[4]	(円)
うち都道府県負担額	[5]	(円)
うちその他	[6]	(円)
リース諸費用 (金利・保険料・消費税)	[7]	(円)
うち税相当分		(円)
機械利用者負担リース料 (税込み)	[8]	(円)
リース物件保管場所		
リース事業者名		

注 1 : ※ 1 及び ※ 2 については、いずれかを記入してください。

注 2 : リース助成申請額うち国庫助成額は、A、B 又は C のいずれか小さい額を記入してください。

A: $[1] \times (\text{リース期間} / \text{法定耐用年数}) \times 1 / 2$ 以内

B: $([1] - [2]) \times 1 / 2$ 以内

C: $[5] \times 2$

注 3 : 複数の機械をリースする場合には、機械ごとにそれぞれ作成してください。

注 4 : 添付書類は、以下のとおり。

① 販売会社の見積書の写し等 (全社分)

② その他事業実施主体が必要と認める資料

別紙様式第 1 号 - 2

(略)

新規就農者育成総合対策実施要綱 (令和 4 年 3 月 29 日付け 3 経営第 3142 号農林水産事務次官依命通知) 別記 1 第 6 の 1 の規定に基づき就

別紙様式第 1 号 - 2

(略)

新規就農者育成総合対策実施要綱 (令和 4 年 3 月 29 日付け 3 経営第 3142 号農林水産事務次官依命通知) 別記 1 第 6 の 1 の規定に基づき就

農・経営継承計画等の承認を申請します。

1～6 (略)

7 成果目標

(1) 農業経営改善計画の認定

認定予定年度：令和○年度

(認定に向けた取組方針)

(2) (略)

8～10 (略)

11 共済等への加入

共済等の名称	加入(予定)期間	年 月 日 ～ 年 月 日

※通年で加入等するものとし、処分制限期間において加入等を継続すること。

添付書類 (申請時)

別添1：収支計画

別添2 (略)

別添3：確約書*1

別添4：経営を開始した時期を証明する書類*2

別添5：農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類*2

別添6・7 (略)

別添8：「みどりチェック」チェックシート

農・経営継承計画の承認を申請します。

1～6 (略)

7 成果目標

(1) 農業経営改善計画の認定

認定予定年度：令和○年度

(新設)

(2) (略)

8～10 (略)

11 農業共済その他農業関係の保険への加入状況について (就農状況報告時に記載) (どちらかにチェックする。)

	加入している
	加入していない

(「加入している」にチェックした場合は以下も記載する。)

加入している農業共済等の名称	
----------------	--

添付書類 (申請時)

別添1：収支計画*1

別添2 (略)

別添3：確約書*2

別添4：経営を開始した時期を証明する書類*1

別添5：農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類*1

別添6・7 (略)

別添8：環境負荷低減のチェックシート*1

- * 1 申請時に未就農の場合に限る。
- * 2 申請時に未就農の場合は、経営開始後に提出する。

添付書類（取組状況報告時）

別添9：作業日誌の写し

別添10：決算書及び確定申告時の青色申告決算書の写し
（7月の報告の際のみ添付する。）

別添11：「みどりチェック」チェックシート
（原則、1月の報告の際のみ添付する。申請時の別添8
を利用。）

別添12（略）

（削る。）

（削る。）

（削る。）

別添8

「みどりチェック」チェックシート（農業経営体向け）

<u>事業名</u>			
<u>組織名</u>			
<u>代表者氏名</u>		↓該当する方に○	
<u>住所</u>		<u>申請時（します）</u>	
<u>連絡先</u>		<u>報告時（しました）</u>	

・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。

- * 1 申請時に未就農の場合は、経営開始後に提出する。
- * 2 申請時に未就農の場合に限る。

添付書類（取組状況報告時）

別添9：作業日誌の写し* 1

別添10：決算書及び確定申告時の青色申告決算書の写し* 2
（7月の報告の際のみ添付する。）

別添11：環境負荷低減のチェックシート（原則、1月の報告の際のみ添付する。）* 3

別添12（略）

* 1 別紙様式第4号別添1を添付

* 2 別紙様式第4号別添2を添付

* 3 別紙様式第4号別添5を添付

（新設）

・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。

・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。

解説書



チェック	環境関係法令の遵守等
<input type="checkbox"/>	① みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	② 関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③ 正しい知識に基づく作業安全に努める
	適正な施肥
<input type="checkbox"/>	④ 肥料の適正な保管
<input type="checkbox"/>	⑤ 肥料の使用状況等の記録・保存に努める
<input type="checkbox"/>	⑥ 作物特性やデータに基づく施肥設計を検討
<input type="checkbox"/>	⑦ 有機物の適正な施用による土づくりを検討
	適正な防除・生物多様性への悪影響の防止
<input type="checkbox"/>	⑧ 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
<input type="checkbox"/>	⑨ 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める
<input type="checkbox"/>	⑩ 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討

<input type="checkbox"/>	⑪	農薬の適正な使用・保管
<input type="checkbox"/>	⑫	農薬の使用状況等の記録・保存
		エネルギーの節減
<input type="checkbox"/>	⑬	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
		悪臭及び害虫の発生防止
<input type="checkbox"/>	⑭	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
		廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
<input type="checkbox"/>	⑮	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。

・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

交付対象者は、みどりの食料システム法第15条の規定に基づく基本方針等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、最低限行うべき環境負荷低減の取組について定めた「みどりチェック」チェックシートに記載の各取組を実施することとする。

本事業においては、事業申請時にみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就農状況報告時に取組状況を報告することとする。

なお、「みどりチェック」チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

別添8

「みどりチェック」チェックシート（畜産経営体向け）

(新設)

(新設)

<u>事業名</u>			
<u>組織名</u>			
<u>代表者氏名</u>		<u>↓該当する方に○</u>	
<u>住所</u>		<u>申請時（します）</u>	
<u>連絡先</u>		<u>報告時（しました）</u>	

・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。

・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。

・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。

・※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

解説書



チェック	環境関係法令の遵守等	
<input type="checkbox"/>	①	みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	②	関係法令の遵守
	③	GAP・HACCPについて可能な取組から実践
	④	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している
<input type="checkbox"/>	⑤	正しい知識に基づく作業安全に努める
	⑥	※和牛生産を行っている場合（該当しない□） 家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律の遵守
	悪臭及び害虫の発生防止	
	⑦	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	⑧	※飼養頭数が一定規模以上の場合（該当しない□） 家畜排せつ物の管理基準の遵守

	<u>適正な施肥</u>	
<input type="checkbox"/>	<u>⑨</u>	<u>※飼料生産を行う場合（該当しない□）</u> <u>肥料の適正な保管</u>
<input type="checkbox"/>	<u>⑩</u>	<u>※飼料生産を行う場合（該当しない□）</u> <u>肥料の使用状況等の記録・保存に努める</u>
	<u>適正な防除</u>	
<input type="checkbox"/>	<u>⑪</u>	<u>※飼料生産を行う場合（該当しない□）</u> <u>病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討</u>
<input type="checkbox"/>	<u>⑫</u>	<u>※飼料生産を行う場合（該当しない□）</u> <u>農薬の適正な使用・保管</u>
<input type="checkbox"/>	<u>⑬</u>	<u>※飼料生産を行う場合（該当しない□）</u> <u>農薬の使用状況等の記録・保存</u>
	<u>エネルギーの節減</u>	
<input type="checkbox"/>	<u>⑭</u>	<u>畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や</u> <u>導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費</u> <u>をしないように努める</u>
	<u>廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な</u> <u>処分、生物多様性への悪影響の防止</u>	
<input type="checkbox"/>	<u>⑮</u>	<u>プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理</u>
	<u>⑯</u>	<u>※特定事業場である場合（該当しない□）</u> <u>排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守</u>

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律

(平成11年法律第112号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。

・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

交付対象者は、みどりの食料システム法第15条の規定に基づく基本方針等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、最低限行うべき環境負荷低減の取組について定めた「みどりチェック」チェックシートに記載の各取組を実施することとする。

本事業においては、事業申請時にみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就農状況報告時に取組状況を報告することとする。

なお、「みどりチェック」チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

(削る。)

(新設)

別紙様式第1号別添

個票（機械・施設等の導入の取組用）

機械・施設導入等計画書

機械・施設等の導入の取組

対象機械・施設等	機種・施設等 名	数量	(単位) 台
	能力等		
	対象作物等		
	利用（導入） 面積		
	現有機の有無 等（有の場合： 能力・取得年月・ 台数など）		
物件取得見込額（税込み） [1]		(円)	
助成申請額 [2]		(円)	
	うち国庫助成金 [3]	(円)	
	うち都道府県負担額 [4]	(円)	
	うちその他 [5]	(円)	
交付申請者負担額（税込み） [6]		(円)	

※注1：複数の機械・施設等の導入を行う場合には、機械・施設等ごとにそれぞれ作成してください。

※注2：添付書類は、以下のとおり。

- ① 販売会社の見積書の写し等
- ② その他取組主体が必要と認める資料

(削る。)

別紙様式第1号別添

個票（リース方式による機械等の導入の取組用）

機械・施設等リース計画書

リース方式による機械等の導入の取組

対象機械	機種・施設等 名		数量		(単位) 台		
	能力等						
	対象作物等						
	利用面積						
	現有機の有無 等（有の場合： 能力・取得年月・台数 など）						
リース期間	開始日～終了日（※ 1）		～		(年)		
	リース借受日から○ 年間（※2）	(年)					
リース物件取得見込額（税抜き）					(円)		
	[1]						
	うちオプション分 (税抜き)					(円)	
リース期間終了後の残価設定 [2]					(円)		
リース料助成申請額	[3]					(円)	
	うち国庫助成金	[4]					(円)

	うち都道府県負担額 [5]	(円)
	うちその他 [6]	(円)
リース諸費用（金利・保険料・消費税）	[7]	(円)
	うち税相当分	(円)
機械利用者負担リース料（税込み）	[8]	(円)
リース物件保管場所		
リース事業者名		

注1：※1及び※2については、いずれかを記入してください。

注2：リース助成申請額うち国庫助成額は、A、B又はCのいずれか小さい額を記入してください。

A: [1] × (リース期間 / 法定耐用年数) × 1 / 2 以内

B: ([1] - [2]) × 1 / 2 以内

C: [5] × 2

注3：複数の機械をリースする場合には、機械ごとにそれぞれ作成してください。

注4：添付書類は、以下のとおり。

① 販売会社の見積書の写し等（全社分）

② その他事業実施主体が必要と認める資料

別紙様式第4号

(略)

1 (略)

2. 第5-1の1の(5)の場合

目標とする取組	現状 (令和○年)	目標 (令和○年)
<input type="checkbox"/> 所得の10%以上増加	(略)	(略)

別紙様式第4号

(略)

1 (略)

2. 第5-1の1の(5)の場合

目標とする取組	現状 (令和○年)	目標 (令和○年)
<input type="checkbox"/> 所得の10%以上増加	(略)	(略)

<input type="checkbox"/> 売上げの10%以上増加		
<input type="checkbox"/> 付加価値額の10%増加		
<input type="checkbox"/> 生産コストの10%減少		

※ 3以降については、経営開始資金又は就農準備・経営発展支援事業の経営開始支援資金の交付を受ける場合は、別記2別紙様式第9-1号の就農状況報告（独立・自営就農）を添付した場合に記入等は不要とする。

3～6（略）

7. 共済等への加入

共済等の名称		加入（予定）期間	年 月 日 ～ 年 月 日
--------	--	----------	---------------

※通年で加入等するものとし、処分制限期間において加入等を継続すること。

8. 計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組

（青年等就農計画及び別紙様式第1号-1の別添1の収支計画の達成に向けた課題、改善策並びにその取組状況を記載する。）

（略）

添付書類

別添1～4（略）

別添5. 「みどりチェック」チェックシート（原則、1月の報告の際のみ添付する。申請時の別添8を利用。）

*1（略）

（削る。）

<input type="checkbox"/> 売上の10%以上増加		
<input type="checkbox"/> 付加価値額の10%増加		
<input type="checkbox"/> 生産コストの10%減少		

※ 3以降については、経営開始資金又は就農準備・経営発展支援事業の経営開始支援資金の交付を受ける場合は、別紙様式第9-1号の就農状況報告（独立・自営就農）を添付した場合に記入等は不要とする。

3～6（略）

7. 農業共済その他農業関係の保険への加入状況について

（どちらかにチェックする。）

<input type="checkbox"/>	加入している
<input type="checkbox"/>	加入していない

（「加入している」にチェックした場合は以下も記載する。）

加入している農業共済等の名称	
----------------	--

8. 計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組

（青年等就農計画及び別紙様式第2号の別添1の収支計画の達成に向けた課題、改善策並びにその取組状況を記載する。）

（略）

添付書類

別添1～4（略）

別添5. 環境負荷低減のチェックシート（原則、1月の報告の際のみ添付する。）

*1（略）

別添5

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（農業経営体向け）

	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)			(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
①	肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>		⑫	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>
②	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>			(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
③	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	<input type="checkbox"/>		⑬	ブラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
④	有機物の適正な施用による土づくりを検討	<input type="checkbox"/>			(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
	(2) 適正な防除	報告時 (しました)		⑭	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める(再掲)	<input type="checkbox"/>
⑤	農薬の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>		⑮	多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除を検討(再掲)	<input type="checkbox"/>
⑥	農薬の使用状況等の記録・保存	<input type="checkbox"/>			(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑦	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める	<input type="checkbox"/>		⑯	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑧	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	<input type="checkbox"/>		⑰	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑨	多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除を検討	<input type="checkbox"/>		⑱	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	<input type="checkbox"/>
	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)		⑲	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>
⑩	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>				
⑪	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>				

(削る。)

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略法においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。

また、令和5年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する」こととされ、令和9年度の本格実施に向けて、「令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う」こととされた。本事業においては、事業申請時には就農していない又は経営開始して間もない場合もあることから、申請時にみどりの食料システム戦略法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就農状況報告時に取組状況を報告することとする。

「関係法令の遵守」については、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

(1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等

(2) 適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等

(3) エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

(4) 悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等

(6) 生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14

(削る。)

- 年法律第88号)
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
- ・漁業法（昭和24年法律第267号）
- ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等
- （7）環境関係法令の遵守等
- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
- ・森林法（昭和26年法律第249号）等

別添 5

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（畜産経営体向け）

	(1) 適正な施肥	報告時 (しました) た)		(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました) た)
①	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 肥料の適正な保管	□	⑨	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	□
②	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	□		(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました) た)
	(2) 適正な防除	報告時 (しました) た)	⑩	※特定事業場である場合（該当しない□） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	□

③	※飼料生産を行う場合（該当しない口） 農薬の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>			(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
④	※飼料生産を行う場合（該当しない口） 農薬の使用状況等の記録・保存	<input type="checkbox"/>		⑪	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑤	※飼料生産を行う場合（該当しない口） 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	<input type="checkbox"/>		⑫	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)		⑬	GAP・HACCPについて可能な取組から実践	<input type="checkbox"/>
⑥	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>		⑭	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している	<input type="checkbox"/>
	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)		⑮	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑦	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>		⑯	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>
⑧	※飼養頭数が一定規模以上の場合（該当しない口） 家畜排せつ物の管理基準の遵守	<input type="checkbox"/>				

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には（該当しない口）にチェックしてください。

(削る。)

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略法においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。

また、令和5年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する」ととされ、令和9年度の本格実施に向けて、「令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う」ととされた。本事業においては、事業申請時には就農していない又は経営開始して間もない場合もあることから、申請時にみどりの食料システム戦略法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就農状況報告時に取組状況を報告することとする。

「関係法令の遵守」については、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

(1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等

(2) 適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等

(3) エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

(4) 悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等

(6) 生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
- ・漁業法（昭和24年法律第267号）

別紙様式第7号

(略)

1 (略)

ア (略)

イ 栽培・経営管理状況

a (略)	習得できている・ <u>おおむね</u> 習得できている・習得していない
b (略)	習得できている・ <u>おおむね</u> 習得できている・習得していない
c (略)	習得できている・ <u>おおむね</u> 習得できている・習得していない
d～f (略)	(略)
g (略)	把握している・ <u>おおむね</u> 把握している・把握していない
h (略)	(略)

ウ 経営発展支援事業計画等及び就農・経営継承計画等の達成

・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）

・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等

（7）環境関係法令の遵守等

・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

・環境影響評価法（平成9年法律第81号）

・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）

・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）

・土地改良法（昭和24年法律第195号）

・森林法（昭和26年法律第249号）等

別紙様式第7号

(略)

1 (略)

ア (略)

イ 栽培・経営管理状況

a (略)	習得できている・ <u>概ね</u> 習得できている・習得していない
b (略)	習得できている・ <u>概ね</u> 習得できている・習得していない
c (略)	習得できている・ <u>概ね</u> 習得できている・習得していない
d～f (略)	(略)
g (略)	把握している・ <u>概ね</u> 把握している・把握していない
h (略)	(略)

ウ 経営発展支援事業計画等及び就農・経営継承計画の達成に

に向けた取組状況

a (略)	①計画どおりの規模で経営している・② <u>おおむね</u> 計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない。
----------	--

(略)

b (略)	①計画どおりの規模で経営している・② <u>おおむね</u> 計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない。
----------	--

c (略)	
(略)	①計画どおりの量を生産している・② <u>おおむね</u> 計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない
(略)	①計画どおりの量を生産している・② <u>おおむね</u> 計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない
(略)	①計画どおりの量を生産している・② <u>おおむね</u> 計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない

(略)

d (略)	
(略)	①計画どおりの <u>売上げ</u> を計上している・② <u>おおむね</u> 計画どおりの <u>売上げ</u> を計上している ③計画どおりの <u>売上げ</u> を得られていない
(略)	①計画どおりの <u>売上げ</u> を計上している・② <u>おお</u>

に向けた取組状況

a (略)	①計画どおりの規模で経営している・② <u>概ね</u> 計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない。
----------	--

(略)

b (略)	①計画どおりの規模で経営している・② <u>概ね</u> 計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない。
----------	--

c (略)	
(略)	①計画どおりの量を生産している・② <u>概ね</u> 計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない
(略)	①計画どおりの量を生産している・② <u>概ね</u> 計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない
(略)	①計画どおりの量を生産している・② <u>概ね</u> 計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない

(略)

d (略)	
(略)	①計画どおりの <u>売上</u> を計上している・② <u>概ね</u> 計画どおりの <u>売上</u> を計上している ③計画どおりの <u>売上げ</u> を得られていない
(略)	①計画どおりの <u>売上</u> を計上している・② <u>概ね</u> 計

	むね計画どおりの <u>売上げ</u> を計上している ③計画どおりの <u>売上げ</u> を得られていない
(略)	①計画どおりの <u>売上げ</u> を計上している・② <u>おおむね</u> 計画どおりの <u>売上げ</u> を計上している ③計画どおりの <u>売上げ</u> を得られていない

エ 労働環境等に対する取組状況

a (略)	清潔で快適に整備できている・ <u>おおむね</u> 整備できている・整備できていない
b (略)	安全性に十分配慮し事故防止に取り組んでいる・ <u>おおむね</u> 取り組んでいる・取り組んでいない
c (略)	食品の安全性確保のため十分に取り組んでいる・ <u>おおむね</u> 取り組んでいる・取り組んでいない

2 (略)

ア 耕作すべき土地が遊休化されていないか

遊休化されている土地はない・おおむね遊休化されている土地はない・遊休化されている土地がある
作付期間外である

イ 農作物を適切に生産しているか

適切に生産されている・おおむね適切に生産されている
適切に生産されていない土地がある。(管理が不十分で雑草が生い茂っている土地がある。)・作付期間外である

3 書類確認用 (これまでの状況について記載して下さい。)

ア・イ (略)

ウ 農地の権利設定状況 (農地の権利設定に変更があった場合のみ)

(略)

	画どおりの <u>売上</u> を計上している ③計画どおりの <u>売上げ</u> を得られていない
(略)	①計画どおりの <u>売上</u> を計上している・② <u>概ね</u> 計画どおりの <u>売上</u> を計上している ③計画どおりの <u>売上げ</u> を得られていない

エ 労働環境等に対する取組状況

a (略)	清潔で快適に整備できている・ <u>概ね</u> 整備できている・整備できていない
b (略)	安全性に十分配慮し事故防止に取り組んでいる・ <u>概ね</u> 取り組んでいる・取り組んでいない
c (略)	食品の安全性確保のため十分に取り組んでいる・ <u>概ね</u> 取り組んでいる・取り組んでいない

2 (略)

ア 耕作すべき土地が遊休化されていないか

遊休化されている土地はない・概ね遊休化されている土地はない・遊休化されている土地がある
作付期間外である

イ 農作物を適切に生産しているか

適切に生産されている・概ね適切に生産されている
適切に生産されていない土地がある。(管理が不十分で雑草が生い茂っている土地がある。)・作付期間外である

3 書類確認用 (これまでの状況について記載して下さい。)

ア・イ (略)

ウ 農地の権利設定状況 (農地の権利設定に変更があった場合のみ)

(略)

※農地法第3条の3に基づく届出、公告のあった農用地利用集積計画、農用地利用配分計画、農用地利用集積等促進計画、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画又は特定作業受委託契約書による農地の権利設定を含む。

(略)

4 (略)

別紙様式第8号別添

(略)

第1・2 (略)

第3 交付対象者データベースの作成・運用（別記1の第8の10の(2)に定めるデータベースを活用）

1・2 (略)

第4・5 (略)

別紙様式第9号別添

別紙1-1（第5-1又は第5-2の1の(9)に該当する申請者がいる場合に限る）

(略)

*1～3 (略)

*4：小規模農場（豚及びいのししにあっては6頭未満、鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥にあっては100羽未満、エミュー及びだちょうにあっては10羽未満を飼養する農場をいう。）である場合は、確認年月日、不遵守事項及び今後の改善方針の有無の欄に斜線を記載すること。

*5 (略)

*6：本様式は、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、エ

※公告のあった農用地利用集積計画、農用地利用配分計画、農用地利用集積等促進計画、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画又は特定作業受委託契約書による農地の権利設定を含む。

(略)

4 (略)

別紙様式第8号別添

(略)

第1・2 (略)

第3 交付対象者データベースの作成・運用（要綱別記1の第10の2に定めるデータベースを活用）

1・2 (略)

第4・5 (略)

別紙様式第9号別添

別紙1-1（第5-1又は第5-2の1の(9)に該当する申請者がいる場合に限る）

(略)

*1～3 (略)

*4：小規模農場（豚及びいのししにあっては6頭未満、鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥にあっては100羽未満、だちょうにあっては10羽未満を飼養する農場をいう。）である場合は、確認年月日、不遵守事項及び今後の改善方針の有無の欄に斜線を記載すること。

*5 (略)

*6：本様式は、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だ

ミー、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥の飼養頭羽数の増加又は施設整備による農場の規模拡大に資する場合に提出すること。

別紙様式第10号別添

(略)

第1 事業計画

1 事業の交付計画 (実績)

	(略)	(略)	(略)	うち都道府県 負担額 (円)
(略)				
(略)				
(略)				

(略)

2・3 (略)

第2・3 (略)

(別紙1) 候補者 (交付対象者) リスト

(略)	交付要件※1				(略)
	1~11 (略)	12 (略)		13~17 (略)	
		目標地区に 位置付けら れている	目標地区に 位置付けら れることが 確実	(略)	

ちょう、ほろほろ鳥、七面鳥の飼養頭羽数の増加又は施設整備による農場の規模拡大に資する場合に提出すること。

別紙様式第10号別添

(略)

第1 事業計画

1 事業の交付計画 (実績)

	(略)	(略)	(略)	うち都道府県 負担額 (金)
(略)				
(略)				
(略)				

(略)

2・3 (略)

第2・3 (略)

(別紙1) 候補者 (交付対象者) リスト

(略)	交付要件※1				(略)
	1~11 (略)	12 (略)		13~17 (略)	
		目標地区 <u>(実質化 人・農地プ ラン)</u> に位 置付けられ ている	目標地区 <u>(実質化 人・農地プ ラン)</u> に位 置付けられ ることが確	(略)	

別紙様式第11号
(略)

(単位：円)

事項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
通常枠					
地域計画早期実現 支援枠					
(略)					
(略)					

(略)

別紙様式第12号
(略)

第1 本事業における個人情報

本事業において作成する交付対象者情報に記載し、データベースに登録される、交付対象者に係る個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令・条例の規定に基づき適切に対応する必要があります。

また、第2に掲げる用途において、個人情報の記載や確認が必要となることから、個人情報の利用目的を明らかにし、交付対象者本人の同意を得ることにより、本事業を実施してください。

			実			

別紙様式第11号
(略)

(単位：円)

事項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
経営発展支援事業 (新設)					
(略)					
(略)					

(略)

別紙様式第12号
(略)

第1 本事業における個人情報

本事業において作成する交付対象者情報に記載し、データベースに登録される、交付対象者に係る個人情報の取扱いについては、個人情報保護法（平成15年法律第57号）等の規定に基づき適切に対応する必要があります。

また、第2に掲げる用途において、個人情報の記載や確認が必要となることから、個人情報の利用目的を明らかにし、交付対象者本人の同意を得ることにより、本事業を実施してください。

第2・3 (略)

(別紙)

(略)

経営発展支援事業に係る個人情報の取扱いについて

交付主体は、経営発展支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、交付主体は、本事業による交付対象者の就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供し、又は確認する場合があります。

(略)

(略)

(略)

第2・3 (略)

(別紙)

(略)

経営発展支援事業に係る個人情報の取扱いについて

交付主体は、経営発展支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報保護法（平成15年法律第57号）等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、交付主体は、本事業による交付対象者の就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供し、又は確認する場合があります。

(略)

(略)

(略)

改正後	改正前
<p>(別記2)</p> <p>第3 事業の仕組み</p> <p>1 国は、<u>全国農業委員会ネットワーク機構(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第42条第1項の規定による農林水産大臣の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。以下同じ。)</u>に対して、補助金を交付する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 都道府県は、本事業に要する経費を農業経営・就農支援センター<u>(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。)第11条の11に規定する農業経営・就農支援センターをいう。以下同じ。)</u>又は市町村に補助する。</p> <p>第5 就農準備資金及び経営開始資金の交付要件等</p> <p>(略)</p> <p>1 就農準備資金</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(ア) 新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及び農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業(研修農場の整備)における研修機関等の認定基準について(令和7年3月31日付け6経営第3260号農林水産省経営局就農・女性課長通知)に基</p>	<p>(別記2)</p> <p>第3 事業の仕組み</p> <p>1 国は、全国農業委員会ネットワーク機構に対して、補助金を交付する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 都道府県は、本事業に要する経費を農業経営・就農支援センター又は市町村に補助する。</p> <p>第5 就農準備資金及び経営開始資金の交付要件等</p> <p>(略)</p> <p>1 就農準備資金</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(ア) 新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及び農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業(研修農場の整備)における研修機関等の認定基準について(令和7年3月31日付け6経営第3260号就農・女性課長通知。<u>以下「研修機関等認定</u></p>

づき、就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等（以下「認定研修機関」という。）であると都道府県又は農業経営・就農支援センター（全国型教育機関の場合は全国農業委員会ネットワーク機構）が認め、別記5の第3の2の（1）のオの新規就農支援ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）に公表された研修機関等で研修を受けること。

（イ）研修期間がおおむね1年かつおおむね年間1,200時間以上であり、研修期間を通して就農に必要な技術や知識を研修すること。

（ウ）・（エ）（略）

ウ（略）

エ 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。また、過去に本事業、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）の別記1農業次世代人材投資事業（以下「農業次世代人材投資事業」という。）、新規就農支援緊急対策事業実施要綱（令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知）の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業（以下「令和元年度補正就職氷河期新規就農促進事業」という。）、新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知）の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業（以下「令和2年度補正就職氷河期新規就農促進事

業」という。）に基づき、就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等（以下「認定研修機関」という。）であると都道府県又は農業経営・就農支援センター（全国型教育機関の場合は全国農業委員会ネットワーク機構）が認め、別記5の第3の2の（1）のオの新規就農支援ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）に公表された研修機関等で研修を受けること。

（イ）研修期間が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上であり、研修期間を通して就農に必要な技術や知識を研修すること。

（ウ）・（エ）（略）

ウ（略）

エ 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。また、過去に本事業、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）の別記1農業次世代人材投資事業（以下「農業次世代人材投資事業」という。）、新規就農支援緊急対策事業実施要綱（令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知）の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知）の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）の別記1新規就農

業」という。)、新規就農者確保緊急対策実施要綱(令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知)の別記1新規就農促進研修支援事業(以下「新規就農促進研修支援事業」という。)、別記5就農準備支援事業(以下「就農準備支援事業」という。))又は新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱(令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知)の別記1就農準備・経営開始支援事業(以下「就農準備・経営開始支援事業」という。))による研修計画の承認及び資金の交付を受けていないこと。

オ・カ (略)

キ 研修終了後に雇用就農(農業法人等で常勤することをいう。以下同じ。)する予定の場合には、研修終了後1年以内に正社員として期間の定めのない雇用契約を締結する、又は通算5年以上の雇用契約を締結すること。ただし、交付対象者が独立することを前提として雇用就農を行う場合は、就農後5年以内に独立・自営就農する、又は法人の共同経営者となること。

ク～コ (略)

サ 就農準備・経営開始支援事業の第7の1の(1)の研修計画の承認を受けているが、(2)の規定に基づき交付金額を算出したときに、対象となる交付期間に応じた資金の交付が完了していないこと。

(2) 交付金額及び交付期間

就農準備資金の額は、交付期間1月につき1人あたり13.75万円(1年につき最大165万円)とする。ただし、交

促進研修支援事業(以下「新規就農促進研修支援事業」という。)、別記5就農準備支援事業(以下「就農準備支援事業」という。))又は新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱(令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知)の別記1就農準備・経営開始支援事業(以下「就農準備・経営開始支援事業」という。))による研修計画の承認及び資金の交付を受けていないこと。

オ・カ (略)

キ 研修終了後に雇用就農する予定の場合には、研修終了後1年以内に正社員として期間の定めのない雇用契約を締結する、又は通算5年以上の雇用契約を締結すること。ただし、交付対象者が独立することを前提として雇用就農を行う場合は、就農後5年以内に独立・自営就農する、又は法人の共同経営者となること。

ク～コ (略)

サ 就農準備・経営開始支援事業の第7の1の(1)の研修計画の承認を受けているが、承認された交付期間に応じた資金の交付が完了していないこと。

(2) 交付金額及び交付期間

就農準備資金の額は、交付期間1月につき1人あたり12.5万円(1年につき最大150万円)とする。また、交付期

付対象者が令和7年度以前に研修を開始している場合、令和7年度以前の研修に係る交付金額は、1月につき1人あたり12.5万円とする。また、交付期間は最長2年間とする。

なお、(1)のイの(エ)の海外研修を行う者については、交付期間を最長3年間とする。

(3) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、交付主体は就農準備資金の交付を停止する。

ア～エ (略)

オ 第7の1の(4)の研修実施状況の現地確認等により、新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金の交付対象者の考え方について(令和4年3月29日付け3経営第3216号農林水産省経営局就農・女性課長通知。以下「交付対象者の考え方」という。)を満たさない等、適切な研修を行っていないと交付主体が判断した場合(例：研修を行っていない場合、生産技術等を習得する努力をしていない場合など。)

カ (略)

(4) (略)

ア (略)

イ 全額返還

(ア) (略)

(イ) 研修終了後(研修中止後及び第6の1の(7)のアの継続研修終了後を含む。以下同じ。)1年以内に、原則50歳未満で、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農しなかった場合。ただし、第6の1の(7)のウによる手続を行い、研修終了から原則2年以内に独立・自営

間は最長2年間とする。

なお、(1)のイの(エ)の海外研修を行う者については、交付期間を最長3年間とする。

(3) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、交付主体は就農準備資金の交付を停止する。

ア～エ (略)

オ 第7の1の(4)の研修実施状況の現地確認等により、新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金の考え方について(令和4年3月29日付け3経営第3216号農林水産省経営局就農・女性課長通知。以下「交付対象者の考え方」という。)を満たさない等、適切な研修を行っていないと交付主体が判断した場合(例：研修を行っていない場合、生産技術等を習得する努力をしていない場合など。)

カ (略)

(4) (略)

ア (略)

イ 全額返還

(ア) (略)

(イ) 研修終了後(研修中止後及び第6の1の(7)のアの継続研修終了後を含む。以下同じ。)1年以内に、原則50歳未満で、独立・自営就農、雇用就農(農業法人等で常勤することをいう。以下同じ。)又は親元就農しなかった場合。ただし、第6の1の(7)のウによる手続

就農、雇用就農又は親元就農した場合を除く。

(ウ)～(カ) (略)

(キ) 交付期間(第7の1の(13)のアの承認を受けた者は、本事業と就農準備・経営開始支援事業のうち就農準備支援資金との合計の交付期間)の1.5倍((2)のなお書きにより海外研修を実施した者については5年間。以下同じ。)若しくは2年間のいずれか長い期間、就農を継続しない場合又はその間の農業の従事日数が一定(例:年間150日かつおおむね年間1,500時間)未満である場合。ただし、第6の1の(7)のオによる手続を行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農を再開し、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付期間(第7の1の(13)のアの承認を受けた者は、本事業と就農準備・経営開始支援事業のうち就農準備支援資金との合計の交付期間)の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以上である場合を除く。

(ク)・(ケ) (略)

2 経営開始資金

(1) (略)

ア (略)

イ (略)

(ア) 交付対象者が農地の所有権若しくは利用権(農業上の利用を目的とする賃借権若しくは使用貸借による権利又は農業の経営の委託を受けることにより取得され

を行い、研修終了から原則2年以内に独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合を除く。

(ウ)～(カ) (略)

(キ) 交付期間(第7の1の(13)のアの承認を受けた者は、本事業と就農準備・経営開始支援事業のうち就農準備支援資金との合計の交付期間)の1.5倍((2)のなお書きにより海外研修を実施した者については5年間。以下同じ。)又は2年間のいずれか長い期間、就農を継続しない場合又はその間の農業の従事日数が一定(例:年間150日かつ年間1,200時間)未満である場合。ただし、第6の1の(7)のオによる手続を行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農を再開し、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付期間(第7の1の(13)のアの承認を受けた者は、本事業と就農準備・経営開始支援事業のうち就農準備支援資金との合計の交付期間)の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以上である場合を除く。

(ク)・(ケ) (略)

2 経営開始資金

(1) (略)

ア (略)

イ (略)

(ア) 農地の所有権又は利用権(農地法(昭和27年法律第229号。以下「農地法」という。)第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当する

る使用及び収益を目的とする権利をいう。)を有している、又は農地の所有者等との間で締結した特定作業受委託契約によって作業の委託を受けていること。

(イ)～(オ) (略)

ウ・エ (略)

オ 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、経営の多角化、新技術の導入等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者(土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。以下同じ。)と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると市町村長に認められること。交付主体は当該経営が新規参入者と同等の経営リスクを負っていると市町村長が認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示すること。なお、一戸一法人(原則として、世帯員のみで構成される法人をいう。)以外の農業法人を継承する場合は交付の対象外とする。

カ 地域計画(基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画をいう。)のうち目標地図(同条第3項の地図をいう。以下同じ。)に位置付けられている、若しくは位置付けられ

もの、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号。以下「令和4年改正法」という。)附則第5条に基づく公告があったもの、令和4年改正法附則第9条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。)を交付対象者が有していること。

(イ)～(オ) (略)

ウ・エ (略)

オ 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、経営の多角化、新技術の導入等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者(土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。)と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると市町村長に認められること。交付主体は当該経営が新規参入者と同等の経営リスクを負っていると市町村長が認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示すること。なお、一戸一法人(原則として、世帯員のみで構成される法人をいう。)以外の農業法人を継承する場合は交付の対象外とする。

カ 地域計画(基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画をいう。)のうち目標地図(同条第3項の地図をいう。以下同じ)に位置づけられている、若しくは位置づけられる

ることが确实と見込まれること、又は農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）から農地を借り受けていること（以下「目標地図に位置付けられた者等」という。）

ただし、交付対象者が東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村をいう。）若しくは令和6年能登半島地震の被災市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限る。）又は市街化区域において営農する場合は、この限りでない。

キ （略）

（ア）（略）

（イ）雇用就農資金等実施要綱（令和7年3月31日付け6経営第2412号農林水産事務次官依命通知）の別記1雇用就農資金（以下「雇用就農資金」という。）、雇用就農緊急対策実施要綱（令和6年12月25日付け6経営第1765号農林水産事務次官依命通知）の別記4雇用就農緊急支援資金（以下「雇用就農緊急支援資金」という。）、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）の別記2農の雇用事業（以下「農の雇用事業」という。）、新規就農者確保加速化対策実施要綱の別記2就職氷河期世

ことが确实と見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること（以下「目標地図に位置付けられた者等」という。）。

ただし、交付対象者が東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村をいう。）以下「原子力被災12市町村という。」若しくは令和6年能登半島地震の被災市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限る。）以下同じ。）又は市街化区域において営農する場合は、この限りでない。

キ （略）

（ア）（略）

（イ）雇用就農資金等実施要綱（令和7年3月31日付け6経営第2412号農林水産事務次官依命通知）別記1雇用就農資金（以下「雇用就農資金」という。）、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）の別記2農の雇用事業（以下「農の雇用事業」という。）、新規就農者確保加速化対策実施要綱の別記2就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業（以下「就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業」という。）、新規就農者確保緊急対策実施要綱の別記2雇用就農者実践研修支援事

代雇用就農者実践研修支援事業（以下「就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業」という。）、新規就農者確保緊急対策実施要綱の別記2雇用就農者実践研修支援事業（以下「雇用就農者実践研修支援事業」という。）による助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

(ウ) 別記1 経営発展支援事業（以下「経営発展支援事業」という。）のうち地域計画早期実現支援枠、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱の別記2 世代交代・初期投資促進事業（以下「世代交代・初期投資促進事業」という。）のうち世代交代円滑化タイプによる助成金、又は経営継承・発展等支援事業実施要綱の廃止について（令和8年3月31日付け7経営2990号農林水産事務次官依命通知）による廃止前の経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）の別記1 経営継承・発展支援事業（以下「経営継承・発展支援事業」という。）による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

(エ) 経営発展支援事業のうち通常枠、新規就農者確保緊急対策実施要綱の別記6 初期投資促進事業（以下「令和4年度補正初期投資促進事業」という。）又は世代交代・初期投資促進事業のうち初期投資促進タイプについて補助対象事業費の上限額である1,000万円（夫婦で共同経営する場合は夫婦で1,500万円）の助成を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

業（以下「雇用就農者実践研修支援事業」という。）による助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

(ウ) 別記1 経営発展支援事業のうち地域計画早期実現支援枠、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）の別記2 世代交代・初期投資促進事業のうち世代交代円滑化タイプによる助成金、又は経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）の別記1 経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

(エ) 別記1 経営発展支援事業のうち通常枠、新規就農者確保緊急対策実施要綱の別記6 初期投資促進事業（以下「令和4年度補正初期投資促進事業」という。）又は新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）の別記2 世代交代・初期投資促進事業のうち初期投資促進タイプ（以下「初期投資促進事業等」という。）について

(オ) 地域農業構造転換支援対策実施要綱（令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知）の別記1 地域農業構造転換支援事業又は別記2 新規就農者チャレンジ事業による補助金の交付を現に受けていないこと。

ク～コ （略）

サ 事業実施年度の3年前の年度の4月以降に農業経営を開始した者であること。

シ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づく環境負荷低減に取り組む意思があること。

ス （略）

セ 就農準備・経営開始支援事業の第7の2の（2）の承認を受けているが、（2）の規定に基づき交付金額を算出したときに、対象となる交付期間に応じた資金の交付が完了していないこと。

(2) 交付金額及び交付期間

ア 経営開始資金の額は、交付期間1月につき1人あたり13.75万円（1年につき165万円）とする。ただし、交付対象者が令和7年度以前に農業経営を開始している場合、令和7年度以前の農業経営に係る交付金額については、1月につき1人あたり12.5万円とする。また、交付期

補助対象事業費の上限額である1,000万円（夫婦で共同経営する場合は夫婦で1,500万円）の助成を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

(新設)

ク～コ （略）

サ 令和4年4月以降に農業経営を開始した者であること。

シ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）に基づく環境負荷低減に取り組む意思があること。

ス （略）

セ 就農準備・経営開始支援事業の第7の2の（2）の承認を受けているが、承認された交付期間に応じた資金の交付が完了していないこと。

(2) 交付金額及び交付期間

ア 経営開始資金の額は、交付期間1月につき1人あたり12.5万円（1年につき150万円）とする。また、交付期間は最長3年間（経営開始後3年度目分まで）とする。

間は最長3年間（経営開始後3年度目分まで）とする。

イ （略）

（ア）・（イ） （略）

（ウ）夫婦共に目標地図に位置付けられた者等となること。

ウ 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者（当該農業法人及び青年就農者それぞれが目標地図に位置付けられた者等に限る。）に交付期間1月につきそれぞれ（2）のアの額を交付する。

なお、経営開始後3年以上経過している農業者（当該農業者が農業次世代人材投資事業、就農準備・経営開始支援事業又は（2）のアの交付を受けている場合は、その3年度目を超えている農業者）が法人の役員に1名でも存在する場合は、当該法人の他の役員も交付の対象外とする。

（3）次に掲げる事項に該当する場合は、交付主体は経営開始資金の交付を停止する。

ア～エ （略）

オ 第7の2の（5）の就農状況の現地確認等により、「交付対象者の考え方」を満たさない等、適切な農業経営を行っていないと交付主体が判断した場合（例：青年等就農計画等の達成に必要な経営資産を縮小した場合、耕作すべき農地を遊休化した場合、農作物を適切に生産していない場合、農業生産等の従事日数が一定（年間150日かつおおむね年間1,500時間）未満である場合、交付主体から改善指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた

イ （略）

（ア）・（イ） （略）

（ウ）夫婦共に目標地図に位置づけられた者等となること。

ウ 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者（当該農業法人及び青年就農者それぞれが目標地図に位置づけられた者等に限る。）に交付期間1月につきそれぞれ（2）のアの額を交付する。

なお、経営開始後3年以上経過している農業者（当該農業者が農業次世代人材投資事業、就農準備・経営開始支援事業又は（2）のアの交付を受けている場合は、その3年度目を超えている農業者）が法人の役員に1名でも存在する場合は、当該法人の他の役員も交付の対象外とする。

（3）次に掲げる事項に該当する場合は、交付主体は経営開始資金の交付を停止する。

ア～エ （略）

オ 第7の2の（5）の就農状況の現地確認等により、「交付対象者の考え方」を満たさない等、適切な農業経営を行っていないと交付主体が判断した場合（例：青年等就農計画等の達成に必要な経営資産を縮小した場合、耕作すべき農地を遊休化した場合、農作物を適切に生産していない場合、農業生産等の従事日数が一定（年間150日かつ年間1,200時間）未満である場合、交付主体から改善指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた取組を行

取組を行わない場合など)

カ・キ (略)

(4) (略)

第6 交付対象者の手続

1 (略)

(1) ~ (6) (略)

(7) 研修終了後の報告

ア~エ (略)

オ 就農中断報告

準備資金交付対象者は、研修終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内に交付主体に就農中断届(別紙様式第15号)を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届(別紙様式第16号)を提出する。

カ (略)

(8) ~ (10) (略)

2 経営開始資金

(1) 青年等就農計画等の承認申請

経営開始資金の交付を受けようとする者は、青年等就農計画等を作成し、交付主体に承認申請する。

あわせて、経営開始資金申請追加資料の別添10「みどりチェック」チェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、取組主体に提出する。

なお、青年等就農計画等を作成するに当たっては、交付主

わらない場合など)

カ・キ (略)

(4) (略)

第6 交付対象者の手続

1 (略)

(1) ~ (6) (略)

(7) 研修終了後の報告

ア~エ (略)

オ 就農中断報告

準備資金交付対象者は、研修終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内までに交付主体に就農中断届(別紙様式第15号)を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届(別紙様式第16号)を提出する。

カ (略)

(8) ~ (10) (略)

2 経営開始資金

(1) 青年等就農計画等の承認申請

経営開始資金の交付を受けようとする者は、青年等就農計画等を作成し、交付主体に承認申請する。

なお、青年等就農計画等を作成するに当たっては、交付主体に相談し、計画の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、都道府県普及指導センター等の関係機関、第7の2の(11)のサポート体制の関係者等から助言並びに指導を受けることとする。

体に相談し、計画の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、都道府県普及指導センター等の関係機関、第7の2の(11)のサポート体制の関係者等から助言及び指導を受けることとする。

(2) (略)

(3) 交付申請

(1)の承認を受けた者は、交付申請書(別紙様式第19号)を作成し、交付主体に資金の交付を申請する。交付の申請は1か月分から1年分までの間で交付主体が定める単位として行い、原則として、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。また、申請の対象は、事業実施年度の前年度の4月以降の農業経営とする。

(4) 交付の中止

経営開始資金の交付を受けた者(以下「開始資金交付対象者」という。)は、経営開始資金の受給を中止する場合は交付主体に中止届(別紙様式第6号)を提出する。

(5) (略)

(6) 就農状況報告等

ア 就農状況報告

開始資金交付対象者は、交付期間中、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告(別紙様式第9-1号)を交付主体に提出する。

また、交付期間終了後5年間(ウの手続を行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いて5年間とする。以下同じ。)、毎年7月末及び1月末までにその直近6か月の作業日誌(別紙様式第9-1号-1)を交付主体に提出

(2) (略)

(3) 交付申請

(1)の承認を受けた者は、交付申請書(別紙様式第19号)を作成し、交付主体に資金の交付を申請する。交付の申請は1か月分から1年分までの間で交付主体が定める単位として行い、原則として、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。また、申請の対象は、令和5年4月以降の農業経営とする。

(4) 交付の中止

経営開始資金の交付を受けた者(以下「開始資金交付対象者」という。)は、経営開始資金の受給を中止する場合は交付主体に中止届(別紙様式第6号)を提出する。

(5) (略)

(6) 就農状況報告等

ア 就農状況報告

開始資金交付対象者は、交付期間中、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告(別紙様式第9号)を交付主体に提出する。

また、交付期間終了後5年間(ウの手続を行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いて5年間とする。以下同じ。)、毎年7月末及び1月末までにその直近6か月の作業日誌(別紙様式第9-1号-1)を交付主体に提出

する。

さらに、交付対象者は、毎年1回、就農状況報告の際（原則、毎年1月末までの報告時）に、別紙様式第9-1号別添7の「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、前回のチェックシートの提出以降に実施した旨をチェックした上で、取組主体に提出する。なお、「みどりチェック」チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組を実施したかどうか確認を行うこととする。

イ （略）

ウ 就農中断報告

開始資金交付対象者は、交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内に交付主体に就農中断届（別紙様式第15号）を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（別紙様式第16号）を提出する。

エ （略）

(7) （略）

(8) 申請窓口

ア 当該交付対象者が位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれている目標地区の策定市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。

イ （略）

(9) （略）

第7 交付主体の手続等

する。

さらに、交付対象者は、毎年1回、就農状況報告の際（原則、毎年1月末までの報告時）に、別紙様式第9号別添7の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、前回のチェックシートの提出以降に実施した旨をチェックした上で、当該チェックシートを取組主体に提出する。

イ （略）

ウ 就農中断報告

開始資金交付対象者は、交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内までに交付主体に就農中断届（別紙様式第15号）を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（別紙様式第16号）を提出する。

エ （略）

(7) （略）

(8) 申請窓口

ア 当該交付対象者が位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれている目標地区の策定市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。

イ （略）

(9) （略）

第7 交付主体の手続等

1 (略)

(1) ~ (5) (略)

(6) 研修終了後の確認

ア (略)

(ア) (略)

(イ) 雇用就農資金等の研修生となっている者

雇用就農資金、雇用就農緊急支援資金又は就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業による確認結果について、それぞれの事業実施主体に照会する。

(ウ) 経営発展支援事業対象者又は世代交代・初期投資促進事業対象者

2の(5)のアによる確認結果について、3の(2)のデータベースに照会する。ただし、交付主体が市町村であって、交付対象者が、研修終了後に同市町村から経営発展支援事業の補助を受ける場合は、同第6の5の(1)に基づく就農状況報告の確認、世代交代・初期投資促進事業の補助を受ける場合は、同第6の5の(1)に基づく就農状況報告の確認をもって本事業の就農状況の確認に代えるものとする。

(エ) (ア) から (ウ) まで以外の者

(略)

イ~エ (略)

(7) ~ (12) (略)

(13) その他

ア (略)

イ 交付主体は、アの承認を受けた者については、(1)

1 (略)

(1) ~ (5) (略)

(6) 研修終了後の確認

ア (略)

(ア) (略)

(イ) 農の雇用事業等の研修生となっている者

雇用就農資金又は就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業による確認結果について、それぞれの事業実施主体に照会する。

(新設)

(ウ) (ア) 又は (イ) 以外の者

(略)

イ~エ (略)

(7) ~ (12) (略)

(13) その他

ア (略)

イ 交付主体は、アの承認を受けた者については、(1)

から（9）まで及び（11）の規定にかかわらず、就農準備・経営開始支援事業の第7の1の（1）から（9）まで及び（11）の規定に基づき手続を行うこととする。ただし、資金の交付金額は、第5の1の（2）の規定に基づき、算定するものとする。

2 経営開始資金

（1）～（4）（略）

（5）就農期間中の確認

ア（略）

イ（略）

（ア）・（イ）（略）

（ウ）書類確認

a・b（略）

c 農地の権利設定の状況が確認できる書類（農地台帳（農地法（昭和27年法律第229号）第52条の2に基づき農業委員会が作成する農地台帳をいう。）、農地法第3条の許可を受けた使用貸借、賃貸借若しくは売買契約書、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号。以下「令和4年改正法」という。）の施行前の基盤強化法第19条の規定に基づく公告があった農用地利用集積計画、令和4年改正法の施行前の農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく公告があった農用地利用配分計画、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定に基づく公告があった農用地利用集積等促進計画、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成

から（9）まで及び（11）の規定にかかわらず、就農準備・経営開始支援事業の第7の1の（1）から（9）まで及び（11）の規定に基づき手続を行うこととする。

2 経営開始資金

（1）～（4）（略）

（5）就農期間中の確認

ア（略）

イ（略）

（ア）・（イ）（略）

（ウ）書類確認

a・b（略）

c 農地の権利設定の状況が確認できる書類（農地基本台帳、農地法第3条の許可を受けた使用貸借、賃貸借若しくは売買契約書、令和4年改正法附則第5条に基づく公告があった農用地利用集積計画、令和4年改正法附則第9条に基づく公告があった農用地利用配分計画、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があった農用地利用集積等促進計画、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画又は特定作業受委託契約書のうち該当する箇所のいずれかの書類の写し。以下同じ。）

30年法律第68号) 第4条第1項の規定に基づく事業計画又は特定作業受委託契約書のうち該当する箇所のいずれかの書類の写し。以下同じ。)

ウ (略)

(6) ~ (8) (略)

(9) 申請窓口

ア 当該交付対象者が位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれている目標地図の策定市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。

イ 目標地図の策定市町村と開始資金交付対象者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付することができる。

(10) ~ (13) (略)

(14) その他

ア (略)

イ 交付主体は、アの承認を受けた者については、(1)から(8)まで及び(10)の規定にかかわらず、就農準備・経営開始支援事業の第7の2の(1)から(8)まで及び(10)の規定に基づき手続を行うこととする。ただし、資金の交付金額は、第5の2の(2)の規定に基づき、算定するものとする。

3 交付対象者情報の共有

(1) ~ (3) (略)

(4) 交付対象者が就農準備資金の交付を受けた都道府県と異なる都道府県で就農した場合及び全国農業委員会ネットワーク機構が資金を交付した者が就農した場合は、就農地の

ウ (略)

(6) ~ (8) (略)

(9) 申請窓口

ア 当該交付対象者が位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれている目標地図の策定市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。

イ 目標地図策定市町村と開始資金交付対象者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付することができる。

(10) ~ (13) (略)

(14) その他

ア (略)

イ 交付主体は、アの承認を受けた者については、(1)から(8)まで及び(10)の規定にかかわらず、就農準備・経営開始支援事業の第7の2の(1)から(8)まで及び(10)の規定に基づき手続を行うこととする。

3 交付対象者情報の共有

(1) ~ (3) (略)

(4) 交付対象者が就農準備資金の交付を受けた都道府県と異なる都道府県で就農した場合及び全国農業委員会ネットワーク機構が資金を交付した者が就農した場合は、就農地の

都道府県は就農状況の確認に協力するものとする。

(5) 交付主体等は、雇用就農資金及び雇用就農緊急支援資金の第6の10の照会があった場合、準備資金交付対象者又は開始資金交付対象者の就農状況に関する情報を提供するものとする。

(6) (略)

第8 事業計画等

1 事業実施に係る内規の作成

全国農業委員会ネットワーク機構は、資金の管理、個人情報の取扱い等について定めた事業実施に関する内規を作成することとし、内規を作成又は変更した時は、農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）の承認を得る。

2 事業計画の作成

(1) (略)

ア (略)

イ アの全国事業計画を変更し、第2の1及び2の経費を3に流用する場合は、変更交付申請時に提出する。

(2) 都道府県事業計画の作成

都道府県は、都道府県事業計画（別紙様式第24号）を作成し、地方農政局長（北海道にあつては経営局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）の承認を得る。

(3)～(5) (略)

3～5 (略)

第9 推進事業

資金の交付事業（農業次世代人材投資事業及び就農準備・

都道府県は就農状況の確認に協力する。

(5) 交付主体等は、雇用就農資金の第6の10の照会があった場合、準備資金交付対象者又は開始資金交付対象者の就農状況に関する情報を提供する。

(6) (略)

第8 事業計画等

1 事業実施に係る内規の作成

全国農業委員会ネットワーク機構は、資金の管理、個人情報の取扱い等について定めた事業実施に関する内規を作成することとし、内規を作成又は変更した時は、経営局長の承認を得る。

2 事業計画の作成

(1) (略)

ア (略)

イ アの全国業計画を変更し、第2の1及び2の経費を3に流用する場合は、変更交付申請時に提出する。

(2) 都道府県事業計画の作成

都道府県は、都道府県事業計画（別紙様式第24号）を作成し、地方農政局長の承認を得る。

(3)～(5) (略)

3～5 (略)

第9 推進事業

資金の交付事業（農業次世代人材投資事業、新規就農支援

経営開始支援事業を含む。)を推進するため、全国農業委員会ネットワーク機構及び交付主体等は推進事業として以下の事業(農業次世代人材投資事業は(1)及び(3)の事業)を実施することができる。推進事業の対象経費(以下「推進事業費」という。)は別表のとおりとし、事業の一部を外部に委託することができる。なお、全国農業委員会ネットワーク機構及び交付主体等の会計に属する資金及び推進事業費の預託に係る利子収入は、資金交付に要する推進事業費に充てることができるものとする。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(1) 資金の交付事業の実施に関する事務

(2) 資金の交付事業の普及活動

(3) 資金の交付事業の交付対象者の指導活動

(別表)

推進事業費

区分	内容	注意点
----	----	-----

緊急対策事業実施要綱の別記1 就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農者確保加速化対策実施要綱の別記1 就職氷河期世代の新規就農促進事業(以下「就職氷河期新規就農促進事業」という。)、新規就農促進研修支援事業、就農準備支援事業及び就農準備・経営開始支援事業を含む。)を推進するため、全国農業委員会ネットワーク機構及び交付主体等は推進事業として以下の事業(農業次世代人材投資事業、就職氷河期新規就農促進事業、新規就農促進研修支援事業及び就農準備支援事業は1及び3の事業)を実施することができる。推進事業の対象経費(以下「推進事業費」という。)は別表のとおりとし、事業の一部を外部に委託することができる。なお、全国農業委員会ネットワーク機構及び交付主体等の会計に属する資金及び推進事業費の預託に係る利子収入は、資金交付に要する推進事業費に充てることができるものとする。

1 資金の交付事業の実施に関する事務

2 資金の交付事業の普及活動

3 資金の交付事業の交付対象者の指導活動

(新設)

(新設)

(新設)

(別表)

推進事業費

区分	内容	注意点
----	----	-----

謝金	事業を実施するために直接に必要な事務の補助、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者等に対し、 <u>支払う謝礼に必要な経費</u>	(略)
(略)	(略)	
事務等経費	事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、雑役務費（手数料、印紙代等）、借上費（会場借料、パソコン等のリース料）、消耗品費、賃金（臨時的に雇用した者、全国農業委員会ネットワーク機構又は農業経営・就農支援センター職員に対して支払う実働に応じた対価、都道府県及び市町村職員の時間外労働に応じた対価）、会計年度任用職員給与（地方公共団体において会計年度任用職員に任用された職員を本事業に従事させる場合の地方公共団体が定める会計年度任用職員の給与に関する条例等の規定に基づく給料、報酬及び諸手当（本事業への従事割合に応じて助成対象とすることが可能））、共済費（臨時的に雇用した者等の賃金	

謝金	事業を実施するために直接に必要な事務の補助、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者等に対する <u>謝礼に必要な経費</u>	(略)
(略)	(略)	
事務等経費	事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、雑役務費（手数料、印紙代等）、借上費（会場借料、パソコン等のリース料）、消耗品費、賃金（臨時的に雇用した者、全国農業委員会ネットワーク機構又は農業経営・就農支援センター職員に対して支払う実働に応じた対価、都道府県及び市町村職員の時間外労働に応じた対価）、会計年度任用職員給与（地方公共団体において会計年度任用職員に任用された職員を本事業に従事させる場合の地方公共団体が定める会計年度任用職員の給与に関する条例等の規定に基づく給料、報酬及び諸手当（本事業への従事割合に応じて助成対象とすることが可能））、共済費（臨時雇用者等の賃金に係る社	

	に係る社会保険料及び子ども・子育て て拠出金)等	
(略)	(略)	

(略)

別紙様式第1号

(略)

1 (略)

2 就農時に係る計画

(略)		(略)	(略)
就農形態	<input type="checkbox"/> 独立・自営就農 (略) <input type="checkbox"/> (略) <input type="checkbox"/> (略)		
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)		

(略)

3・4 (略)

5 その他

(略)	(略)
(略)	(略)

	会保険料及び子ども・子育て拠出 金)等	
(略)	(略)	

(略)

別紙様式第1号

(略)

1 (略)

2 就農時に係る計画

(略)		(略)	(略)
就農形態	(新設) (略) <input type="checkbox"/> (略) <input type="checkbox"/> (略)		
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)		

(略)

3・4 (略)

5 その他

(略)	(略)
(略)	(略)

過去に本事業、農業次世代人材投資事業、 <u>令和元年度補正就職氷河期新規就農促進事業、令和2年度補正就職氷河期新規就農促進事業、就農準備支援事業、就農準備・経営開始支援事業による資金の交付</u>	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	

※8 「世帯」とは本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。「所得」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」。

6 (略)

(略)

別紙様式第2号

(略)

新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知)の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。

なお、実施要綱の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを(保証人の署名を添えて*₂)誓約します。

過去に本事業、農業次世代人材投資事業(<u>準備型</u>)、 <u>就職氷河期世代の新規就農促進事業(令和元年度補正予算、令和2年度補正予算)</u> 、就農準備支援事業、就農準備・経営開始支援事業による資金の交付	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	

※8 「世帯」とは本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。「所得」とは、地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」。

6 (略)

(略)

別紙様式第2号

(略)

新規就農者育成総合対策実施要綱の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。

なお、実施要綱の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを(保証人の署名を添えて*₂)誓約します。

1～5 (略)

6 その他

(略)	(略)
(略)	(略)
雇用就農資金、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農緊急支援資金による助成金の交付、経営発展支援事業、令和4年度補正初期投資促進事業、世代交代・初期投資促進事業、経営継承・発展支援事業による補助金の交付	(略)
(略)	(略)
(略)	

7 (略)

添付書類

別添1～9 (略)

別添10: 「みどりチェック」チェックシート

*1 「世帯」とは本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。

「所得」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」。

*2 (略)

別添1

1～5 (略)

6 その他

(略)	(略)
(略)	(略)
雇用就農資金、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業、令和4年度補正初期投資促進事業、初期投資促進事業等による助成金の交付、経営継承・発展支援事業による補助金の交付	(略)
(略)	(略)
(略)	

7 (略)

添付書類

別添1～9 (略)

(新設)

*1 「世帯」とは本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。

「所得」とは、地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」。

*2 (略)

別添1

(略)

※ 夫婦共同経営の場合は165万円の1.5倍。

別添10

「みどりチェック」チェックシート（農業経営体向け）

事業名			
組織名			
代表者氏名		↓該当する方に○	
住所		申請時（します）	
連絡先		報告時（しました）	

・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。

・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。

・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。

解説書



チェック 環境関係法令の遵守等

(略)

※ 夫婦共同経営の場合は150万円の1.5倍。

(新設)

<input type="checkbox"/>	①	みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	②	関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③	正しい知識に基づく作業安全に努める
		適正な施肥
<input type="checkbox"/>	④	肥料の適正な保管
<input type="checkbox"/>	⑤	肥料の使用状況等の記録・保存に努める
<input type="checkbox"/>	⑥	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討
<input type="checkbox"/>	⑦	有機物の適正な施用による土づくりを検討
		適正な防除・生物多様性への悪影響の防止
<input type="checkbox"/>	⑧	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
<input type="checkbox"/>	⑨	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める
<input type="checkbox"/>	⑩	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討
<input type="checkbox"/>	⑪	農薬の適正な使用・保管
<input type="checkbox"/>	⑫	農薬の使用状況等の記録・保存
		エネルギーの節減
<input type="checkbox"/>	⑬	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
		悪臭及び害虫の発生防止
<input type="checkbox"/>	⑭	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
		廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
<input type="checkbox"/>	⑮	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。

・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

交付対象者は、みどりの食料システム法第15条の規定に基づく基本方針等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、最低限行うべき環境負荷低減の取組について定めた「みどりチェック」チェックシートに記載の各取組を実施することとする。

本事業においては、事業申請時にみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就農状況報告時に取組状況を報告することとする。

なお、「みどりチェック」チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたか

(新設)

どうか確認を行うこととする。

別添10

「みどりチェック」チェックシート（畜産経営体向け）

(新設)

<u>事業名</u>			
<u>組織名</u>			
<u>代表者氏名</u>		<u>↓該当する方に○</u>	
<u>住所</u>		<u>申請時（します）</u>	
<u>連絡先</u>		<u>報告時（しました）</u>	

・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。

・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。

・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。

・※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

解説書



チェック	環境関係法令の遵守等	
<input type="checkbox"/>	①	みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	②	関係法令の遵守
	③	GAP・HACCPについて可能な取組から実践
	④	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している
<input type="checkbox"/>	⑤	正しい知識に基づく作業安全に努める
	⑥	※和牛生産を行っている場合（該当しない <input type="checkbox"/>) 家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律の遵守
悪臭及び害虫の発生防止		
	⑦	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	⑧	※飼養頭数が一定規模以上の場合（該当しない <input type="checkbox"/>) 家畜排せつ物の管理基準の遵守
適正な施肥		
<input type="checkbox"/>	⑨	※飼料生産を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/>) 肥料の適正な保管
<input type="checkbox"/>	⑩	※飼料生産を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/>) 肥料の使用状況等の記録・保存に努める
適正な防除		
<input type="checkbox"/>	⑪	※飼料生産を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/>) 病虫害・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検

		討
<input type="checkbox"/>	⑫	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 農薬の適正な使用・保管
<input type="checkbox"/>	⑬	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 農薬の使用状況等の記録・保存
		エネルギーの節減
<input type="checkbox"/>	⑭	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や 導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費 をしないように努める
		廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な 処分、生物多様性への悪影響の防止
<input type="checkbox"/>	⑮	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
	⑯	※特定事業場である場合（該当しない□） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。

・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

交付対象者は、みどりの食料システム法第15条の規定に基づく基本方針等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、最低限行うべき環境負荷低減の取組について定めた「みどりチェック」チェックシートに記載の各取組を実施することとする。

本事業においては、事業申請時にみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就農状況報告時に取組状況を報告することとする。

なお、「みどりチェック」チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

別紙様式第3号

(略)

(略)								
(略)					(削 る 。))	0	0	円

(新設)

別紙様式第3号

(略)

(略)									
(略)						<u>0</u>	0	0	円

(略)		
(略)		
別紙様式第5号		
(略)		
1 (略)		
ア (略)		
イ 技術の習得状況		
a 栽培管理等の 技術・知識の 習得状況につ いて	4・3 (略) 2：研修内容は <u>お むね</u> 理解してい るものの指導を受 けながらでないと 作業できない 1・0 (略)	(略)
(略)		
b 機械・機器・ 施設の操作方 法・整備・安 全対策につい て	4・3 (略) 2：研修内容は <u>お むね</u> 理解してい るものの指導を受 けながらでないと 操作できない 1・0 (略)	(略)
(略)		
(略)		
ウ 就農に向けた準備状況		

(略)		
(略)		
別紙様式第5号		
(略)		
1 (略)		
ア (略)		
イ 技術の習得状況		
a 栽培管理等の 技術・知識の 習得状況につ いて	4・3 (略) 2：研修内容は <u>概 ね</u> 理解しているも のの指導を受けな がらでないと作業 できない 1・0 (略)	(略)
(略)		
b 機械・機器・ 施設の操作方 法・整備・安 全対策につい て	4・3 (略) 2：研修内容は <u>概 ね</u> 理解しているも のの指導を受けな がらでないと操作 できない 1・0 (略)	(略)
(略)		
(略)		
ウ 就農に向けた準備状況		

(略)

(独立・自営就農希望の場合)

a～c (略)	
d 目標地図への <u>位置付け</u> について	<u>位置付け</u> られている・ <u>位置付け</u> られる見込みである 集落内で話し合い中・市町村等へ相談中である まだ働きかけをしていない

(略)

2 (略)

ア 研修取組状況

(略)	
(略)	聞き入れている・ <u>おおむね</u> 聞き入れている・聞き入れない

イ 技術の習得状況 5：ほぼ完全に理解している。 4：おおむね（8割程度）理解している。 3：普通（5割程度） 2：やや理解が劣る。（3割程度） 1：理解していない。 0：まだ習っていない。

(略)

ウ 就農に向けた準備状況

(共通)	今後の課題
(略)	(略)

(独立・自営就農希望の場合)

	今後の課題
a～c (略)	(略)

(略)

(独立・自営就農希望の場合)

a～c (略)	
d 目標地図への <u>位置づけ</u> について	<u>位置づけ</u> られている・ <u>位置づけ</u> られる見込みである 集落内で話し合い中・市町村等へ相談中である まだ働きかけをしていない

(略)

2 (略)

ア 研修取組状況

(略)	
(略)	聞き入れている・ <u>概ね</u> 聞き入れている・聞き入れない

イ 技術の習得状況 5：ほぼ完全に理解している。 4：概ね（8割程度）理解している。 3：普通（5割程度） 2：やや理解が劣る。（3割程度） 1：理解していない。 0：まだ習っていない。

(略)

ウ 就農に向けた準備状況

(共通)	今後の課題
(略)	(略)

(独立・自営就農希望の場合)

	(新設)
a～c (略)	(略)

d 目標地図への 位置付けについ て	(略)	
--------------------------	-----	--

(雇用就農希望の場合)

今後の課題

a (略)	(略)	
-------	-----	--

(親元就農希望の場合)

今後の課題

a・b (略)	(略)	
---------	-----	--

エ (略)

3 書類確認用

ア (略)

イ 出席状況

a <u>おおむね</u> 1 年かつ <u>おおむね</u> 1,200時間以上の研修を受けて いるか	(略)
b (略)	

ウ (略)

4 (略)

別紙様式第 9 - 1 号

(略)

添付書類

d 目標地図への 位置づけについ て	(略)	
--------------------------	-----	--

(雇用就農希望の場合)

(新設)

a (略)	(略)	
-------	-----	--

(親元就農希望の場合)

(新設)

a・b (略)	(略)	
---------	-----	--

エ (略)

3 書類確認用

ア (略)

イ 出席状況

a <u>概ね</u> 1 年かつ <u>概ね</u> 1,200 時 間以上の研修を受けているか	(略)
b (略)	

ウ (略)

4 (略)

別紙様式第 9 - 1 号

(略)

添付書類

別添 1～6 (略)

7. 「みどりチェック」チェックシート (原則、1月の報告の際のみ添付する。申請時の別添10を利用。) * 6

* 1～5 (略)

* 6 経営開始資金の交付を受けた者のみ添付する。

(削る。)

別添 1～6 (略)

7. 環境負荷低減のチェックシート (原則、1月の報告の際のみ添付する。) * 6

* 1～5 (略)

* 6 経営開始資金の交付期間の1月の報告の際のみ添付する。

別添 7

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (農業経営体向け)

	(1) 適正な施肥	報告時 (しました) た)			(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました) た)
①	肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>		⑫	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>
②	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>			(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました) た)
③	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	<input type="checkbox"/>		⑬	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
④	有機物の適正な施用による土づくりを検討	<input type="checkbox"/>			(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました) た)
	(2) 適正な防除	報告時 (しました) た)		⑭	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める (再掲)	<input type="checkbox"/>
⑤	農薬の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>		⑮	多様な防除方法 (防除資材、使用方法) を活用した防除を検討 (再掲)	<input type="checkbox"/>
⑥	農薬の使用状況等の記録・保存	<input type="checkbox"/>			(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました) た)
⑦	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める	<input type="checkbox"/>		⑯	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑧	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	<input type="checkbox"/>		⑰	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>

(削る。)

⑨	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討	<input type="checkbox"/>	⑮	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	<input type="checkbox"/>
	(3) エネルギーの節減	報告時 [しました]	⑯	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>
⑩	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>			
⑪	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>			

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略法においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。

また、令和5年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する」こととされ、令和9年度の本格実施に向けて、「令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う」こととされた。本事業においては、事業申請時には就農していない又は経営開始して間もない場合もあることから、申請時にみどりの食料システム戦略法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就農状況報告時に取組状況を報告することとする。

「関係法令の遵守」については、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

(1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等

(2) 適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等

(3) エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

(4) 悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年

法律第60号) 等

(6) 生物多様性への悪影響の防止

- ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 (平成15年法律第97号)
- ・ 水質汚濁防止法 (昭和45年法律第138号)
- ・ 湖沼水質保全特別措置法 (昭和59年法律第61号)
- ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号)
- ・ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律 (平成19年法律第134号)
- ・ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (平成28年法律第48号)
- ・ 漁業法 (昭和24年法律第267号)
- ・ 水産資源保護法 (昭和26年法律第313号)
- ・ 持続的養殖生産確保法 (平成11年法律第51号) 等

(7) 環境関係法令の遵守等

- ・ 労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)
- ・ 環境影響評価法 (平成9年法律第81号)
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成10年法律第117号)
- ・ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 (平成19年法律第56号)
- ・ 土地改良法 (昭和24年法律第195号)
- ・ 森林法 (昭和26年法律第249号) 等

別添 7

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (畜産経営体向け)

(削る。)

	<u>(1) 適正な施肥</u>	報告時 (しました) た)		<u>(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環 的な利用及び適正な処分</u>	報告時 (しました) た)
①	※飼料生産を行う場合(該当 しない口) 肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>		⑨ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処 理	<input type="checkbox"/>
②	※飼料生産を行う場合(該当 しない口) 肥料の使用状況等の記録・保 存に努める	<input type="checkbox"/>		<u>(6) 生物多様性への悪影響の防止</u>	報告時 (しました) た)
	<u>(2) 適正な防除</u>	報告時 (しました) た)		⑩ ※特定事業場である場合(該当しない 口) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>
③	※飼料生産を行う場合(該当 しない口) 農薬の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>		<u>(7) 環境関係法令の遵守等</u>	報告時 (しました) た)
④	※飼料生産を行う場合(該当 しない口) 農薬の使用状況等の記録・保 存	<input type="checkbox"/>		⑪ みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑤	※飼料生産を行う場合(該当 しない口) 病害虫・雑草が発生しにくい 生産条件の整備を検討	<input type="checkbox"/>		⑫ 関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
	<u>(3) エネルギーの節減</u>	報告時 (しました) た)		⑬ GAP・HACCPについて可能な取組から実 践	<input type="checkbox"/>
⑥	畜舎内の照明、温度管理等施 設・機械等の使用や導入に際 して、不必要・非効率なエネ ルギー消費をしないように努 める	<input type="checkbox"/>		⑭ アニマルウェルフェアの考えに基づい た飼養管理の考え方を認識している	<input type="checkbox"/>
	<u>(4) 悪臭及び害虫の発生防 止</u>	報告時 (しました) た)		⑮ 農業機械等の装置・車両の適切な整備 と管理の実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑦	悪臭・害虫の発生防止・低減 に努める	<input type="checkbox"/>		⑯ 正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>
⑧	※飼養頭数が一定規模以上の 場合(該当しない口) 家畜排せつ物の管理基準の遵 守	<input type="checkbox"/>			

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には(該当しない
□)にチェックしてください。

(削る。)

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略法においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。

また、令和5年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する」こととされ、令和9年度の本格実施に向けて、「令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う」こととされた。本事業においては、事業申請時には就農していない又は経営開始して間もない場合もあることから、申請時にみどりの食料システム戦略法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就農状況報告時に取組状況を報告することとする。

「関係法令の遵守」については、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

(1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）

・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等

（2）適正な防除

・農薬取締法（昭和23年法律第82号）

・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等

（3）エネルギーの節減

・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

（4）悪臭及び害虫の発生防止

・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）

・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

（5）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）

・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）

・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等

（6）生物多様性への悪影響の防止

・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）

・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）

- ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ・ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
- ・ 漁業法（昭和24年法律第267号）
- ・ 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・ 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等
- （7） 環境関係法令の遵守等
- ・ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・ 環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・ 土地改良法（昭和24年法律第195号）
- ・ 森林法（昭和26年法律第249号）等

別紙様式第10号

（略）

1 就農時に係る計画

（略）		（略）	（略）
-----	--	-----	-----

別紙様式第10号

（略）

1 就農時に係る計画

（略）		（略）	（略）
-----	--	-----	-----

就農形態	<input type="checkbox"/> 独立・自営就農 (略) <input type="checkbox"/> (略) <input type="checkbox"/> (略)		
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)		

2・3 (略)
(略)
別紙様式第14号
(略)

(略)	
就農形態	<input type="checkbox"/> 独立・自営就農 (略) <input type="checkbox"/> (略) <input type="checkbox"/> (略)
(略)	
雇用就農資金又は雇用就農緊急支援資金の活用※3	(略)

(略)
別紙様式第17-1号 (独立・自営就農者向け)
(略)
1 (略)
ア (略)

就農形態	(新設) (略) <input type="checkbox"/> (略) <input type="checkbox"/> (略)		
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)		

2・3 (略)
(略)
別紙様式第14号
(略)

(略)	
就農形態	(新設) (略) <input type="checkbox"/> (略) <input type="checkbox"/> (略)
(略)	
雇用就農資金の活用※3	(略)

(略)
別紙様式第17-1号 (独立・自営就農者向け)
(略)
1 (略)
ア (略)

イ 栽培・経営管理状況

a (略)	習得できている・ <u>おおむね</u> 習得できている・習得していない
b (略)	習得できている・ <u>おおむね</u> 習得できている・習得していない
c (略)	習得できている・ <u>おおむね</u> 習得できている・習得していない
d～f (略)	
g (略)	把握している・ <u>おおむね</u> 把握している・把握していない
h (略)	

ウ 青年等就農計画等の達成に向けた取組状況

a (略)	①計画どおりの規模で経営している・② <u>おおむね</u> 計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない。
-------	--

(略)

b (略)	
(略)	①計画どおりの量を生産している・② <u>おおむね</u> 計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない
(略)	①計画どおりの量を生産している・② <u>おおむね</u> 計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できてい

イ 栽培・経営管理状況

a (略)	習得できている・ <u>概ね</u> 習得できている・習得していない
b (略)	習得できている・ <u>概ね</u> 習得できている・習得していない
c (略)	習得できている・ <u>概ね</u> 習得できている・習得していない
d～f (略)	
g (略)	把握している・ <u>概ね</u> 把握している・把握していない
h (略)	

ウ 青年等就農計画等の達成に向けた取組状況

a (略)	①計画どおりの規模で経営している・② <u>概ね</u> 計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない。
-------	--

(略)

b (略)	
(略)	①計画どおりの量を生産している・② <u>概ね</u> 計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない
(略)	①計画どおりの量を生産している・② <u>概ね</u> 計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できてい

	ない
(略)	①計画どおりの量を生産している・② <u>おおむね</u> 計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない

(略)

c (略)	
(略)	①計画どおりの <u>売上げ</u> を計上している・② <u>おおむね</u> 計画どおりの <u>売上げ</u> を計上している ③計画どおりの <u>売上げ</u> を得られていない。
(略)	①計画どおりの <u>売上げ</u> を計上している・② <u>おおむね</u> 計画どおりの <u>売上げ</u> を計上している ③計画どおりの <u>売上げ</u> を得られていない。
(略)	①計画どおりの <u>売上げ</u> を計上している・② <u>おおむね</u> 計画どおりの <u>売上げ</u> を計上している ③計画どおりの <u>売上げ</u> を得られていない。

(略)

エ 労働環境等に対する取組状況

a (略)	清潔で快適に整備できている・ <u>おおむね</u> 整備できて
-------	----------------------------------

	ない
(略)	①計画どおりの量を生産している・② <u>概ね</u> 計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない

(略)

c (略)	
(略)	①計画どおりの <u>売上</u> を計上している・② <u>概ね</u> 計画どおりの <u>売上</u> を計上している ③計画どおりの <u>売上げ</u> を得られていない。
(略)	①計画どおりの <u>売上</u> を計上している・② <u>概ね</u> 計画どおりの <u>売上</u> を計上している ③計画どおりの <u>売上げ</u> を得られていない。
(略)	①計画どおりの <u>売上</u> を計上している・② <u>概ね</u> 計画どおりの <u>売上</u> を計上している ③計画どおりの <u>売上げ</u> を得られていない。

(略)

エ 労働環境等に対する取組状況

a (略)	清潔で快適に整備できている・ <u>概ね</u> 整備できてい
-------	---------------------------------

	いる・整備できていない
b (略)	安全性に十分配慮し事故防止に取り組んでいる・ <u>お</u> <u>おむね</u> 取り組んでいる・取り組んでいない
c (略)	食品の安全性確保のため十分に取り組んでいる・ <u>お</u> <u>おむね</u> 取り組んでいる・取り組んでいない

2 (略)

ア 耕作すべき土地が遊休化されていないか

遊休化されている土地はない・おおむね遊休化されている土地はない・遊休化されている土地がある
作付期間外である

イ 農作物を適切に生産しているか

適切に生産されているおおむね適切に生産されている
適切に生産されていない土地がある。(管理が不十分で雑草が生い茂っている土地がある。)・作付期間外である

3 (略)

ア・イ (略)

ウ 農地の権利設定状況 (農地の権利設定に変更があった場合のみ)

(略)

※農地法第3条の3に基づく届出、公告のあった農用地利用集積計画、農用地利用配分計画、農用地利用集積等促進計画、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画又は特定作業受委託契約書による農地の権利設定を含む。

4 (略)

別紙様式第17-2号 (雇用就農者向け)

	る・整備できていない
b (略)	安全性に十分配慮し事故防止に取り組んでいる・ <u>概</u> <u>ね</u> 取り組んでいる・取り組んでいない
c (略)	食品の安全性確保のため十分に取り組んでいる・ <u>概</u> <u>ね</u> 取り組んでいる・取り組んでいない

2 (略)

ア 耕作すべき土地が遊休化されていないか

遊休化されている土地はない・概ね遊休化されている土地はない・遊休化されている土地がある
作付期間外である

イ 農作物を適切に生産しているか

適切に生産されている・概ね適切に生産されている
適切に生産されていない土地がある。(管理が不十分で雑草が生い茂っている土地がある。)・作付期間外である

3 (略)

ア・イ (略)

ウ 農地の権利設定状況 (農地の権利設定に変更があった場合のみ)

(略)

※公告のあった農用地利用集積計画、農用地利用配分計画、農用地利用集積等促進計画、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画又は特定作業受委託契約書による農地の権利設定を含む。

4 (略)

別紙様式第17-2号 (雇用就農者向け)

(略)

1・2 (略)

3 (略)

ア 出勤簿等 (出勤状況のわかる書類)

(略)	
おおむねの出勤状況	(略)

4 (略)

別紙様式第19号

(略)

(略)	
今年の交付金額※ 3	(略)

(略)	
(略) ・農の雇用事業、雇用就農資金、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農緊急支援資金による助成（農業法人等として）、経営継承・発展支援事業による補助	(略)

※1 (略)

※2 地方税法 (昭和25年法律第226号) 第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から、被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額。

※3 (略)

(略)

(略)

1・2 (略)

3 (略)

ア 出勤簿等 (出勤状況のわかる書類)

(略)	
概ねの出勤状況	(略)

4 (略)

別紙様式第19号

(略)

(略)	
今年の交付金額※ 3 (150万円)	(略)

(略)	
(略) ・農の雇用事業、雇用就農資金、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農緊急支援資金による助成（農業法人等として）、経営継承・発展支援事業による助成	(略)

※1 (略)

※2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から、被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額。

※3 (略)

(略)

別紙様式第21号

(略)

※下線部は、経営開始資金の場合は「2の(6)のエ」とする。

(略)

別紙様式第22号

(略)

第1 本事業における個人情報

本事業において作成する交付対象者情報に記載し、データベースに登録される、交付対象者に係る個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規定に基づき適切に対応する必要があります。

また、第2に掲げる用途において、個人情報の記載や確認が必要となることから、個人情報の利用目的を明らかにし、準備資金交付対象者及び開始資金交付対象者本人の同意を得ることにより、本事業を実施してください。

第2・3 (略)

(別紙)

(略)

就農準備資金・経営開始資金に係る個人情報の取扱いについて

交付主体は、就農準備資金・経営開始資金の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、交付主体は、本事業による交付対象者の研修状況や就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、

別紙様式第21号

(略)

※下線部は、経営開始資金の場合は「2の(6)」とする。

(略)

別紙様式第22号

(略)

第1 本事業における個人情報

本事業において作成する交付対象者情報に記載し、データベースに登録される、交付対象者に係る個人情報の取扱いについては、個人情報保護法令等の規定に基づき適切に対応する必要があります。

また、第2に掲げる用途において、個人情報の記載や確認が必要となることから、個人情報の利用目的を明らかにし、準備資金交付対象者及び開始資金交付対象者本人の同意を得ることにより、本事業を実施してください。

第2・3 (略)

(別紙)

(略)

就農準備資金・経営開始資金に係る個人情報の取扱いについて

交付主体は、就農準備資金・経営開始資金の実施に際して得た個人情報について、個人情報保護法令等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、交付主体は、本事業による交付対象者の研修状況や就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提

国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供し、又は確認する場合があります。

（略）

（略）

別紙様式第23号別添

（略）

第1・2 （略）

第3 全国型教育機関で研修を受ける新規就農希望者への事業実施計画（実績）

1・2 （略）

3 認定研修機関（予定含む）

（略）

注1：要綱別記2第5の1の（1）のイの（ア）の認定研修機関を全て記載すること。教育機関の場合は専攻名等も記載すること

注2（略）

第4 交付対象者データベースの作成・運用（要綱別記2の第7の11に定めるデータベースを活用）

1・2 （略）

第5・6 （略）

別紙様式第24号別添

（略）

第1・2 （略）

第3 就農準備資金の実施体制（都道府県等の体制）

出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供し、又は確認する場合があります。

（略）

（略）

別紙様式第23号別添

（略）

第1・2 （略）

第3 全国型教育機関で研修を受ける新規就農希望者への事業実施計画（実績）

1・2 （略）

3 認定研修機関（予定含む）

（略）

注1：要綱別記1第5の1の（1）のイの（ア）の認定研修機関を全て記載すること。教育機関の場合は専攻名等も記載すること

注2（略）

第4 交付対象者データベースの作成・運用（要綱別記1の第7の11に定めるデータベースを活用）

1・2 （略）

第5・6 （略）

別紙様式第24号別添

（略）

第1・2 （略）

第3 就農準備資金の実施体制（都道府県等の体制）

1・2 (略)

3 認定研修機関及び交付主体 (計画時予定含む)
(略)

注1：都道府県内の要綱別記2第5の1の(1)のイの(ア)の認定研修機関を全て記載すること。教育機関の場合は専攻名等も記載すること

注2 (略)

第4 (略)

別紙様式第25号別添
(略)

第1・2 (略)

第3 事業推進体制

1・2 (略)

3 認定研修機関 (予定含む)
(略)

注1：就農準備資金で市町村が交付主体となる場合は、交付対象者が研修する要綱別記2第5の1の(1)のイの(ア)の認定研修機関を全て記載すること。教育機関の場合は専攻名等も記載すること。

注2 (略)

第4 (略)

別紙様式第26号別添
(略)

第1 (略)

第2 事業推進体制及びサポート計画

1・2 (略)

1・2 (略)

3 認定研修機関及び交付主体 (計画時予定含む)
(略)

注1：都道府県内の要綱別記1第5の1の(1)のイの(ア)の認定研修機関を全て記載すること。教育機関の場合は専攻名等も記載すること

注2 (略)

第4 (略)

別紙様式第25号別添
(略)

第1・2 (略)

第3 事業推進体制

1・2 (略)

3 認定研修機関 (予定含む)
(略)

注1：就農準備資金で市町村が交付主体となる場合は、交付対象者が研修する要綱別記1第5の1の(1)のイの(ア)の認定研修機関を全て記載すること。教育機関の場合は専攻名等も記載すること。

注2 (略)

第4 (略)

別紙様式第26号別添
(略)

第1 (略)

第2 事業推進体制及びサポート計画

1・2 (略)

3 認定研修機関及び交付主体（予定含む）

（略）

注1：要綱別記2第5の1の（1）のイの（ア）の認定研修機関（予定含む）を全て記載すること

注2（略）

別紙様式第29号

（略）

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記2第6の2の（9）の規定に基づき、「就農準備資金・経営開始資金」を活用し、営農を継続することを申請します。

3 認定研修機関及び交付主体（予定含む）

（略）

注1：要綱別記1第5の1の（1）のイの（ア）の認定研修機関（予定含む）を全て記載すること

注2（略）

別紙様式第29号

（略）

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記2第6の2の（9）の規定に基づき、「就農準備資金・経営開始支援資金」を活用し、営農を継続することを申請します。

改正後	改正前
<p>(別記3)</p> <p>第1 事業の趣旨</p> <p>農業従事者が減少する中、新規就農者を育成・確保するには、地域の関係機関が連携し、農業への人材の呼び込みから、就農相談、研修、就農後の定着までの各段階において、就農希望者及び新規就農者の支援体制の構築が重要である。また、地域計画（<u>農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第19条第1項の地域計画をいう。以下同じ。）</u>）の策定により、将来の受け手が位置付けられていない農地が明らかとなった中、地域にとってはその解消が課題となる一方、就農希望者は、希望に見合った新たな農地を確保しづらいという課題を抱えている。</p> <p>こうした重要性や課題に鑑み、将来の受け手が位置付けられていない農地等に就農希望者を誘致し、新規就農者として定着が図られるよう、複数機関が協働した効果的な誘致・支援体制の構築、誘致の実践、就農前後の者に対するトータルサポート活動、そして、主に就農希望者を対象とした実践的な研修農場や就農に適した農地の整備等について、一体的に支援する。</p> <p>第2 事業の概要</p> <p>1 (略)</p> <p>2 取組主体、補助内容</p> <p>(1) 新規就農者の誘致体制の整備</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 補助率は定額とする。1地区当たりの補助上限は、200</p>	<p>(別記3)</p> <p>第1 事業の趣旨</p> <p>農業従事者が減少する中、新規就農者を育成・確保するには、地域の関係機関が連携し、農業への人材の呼び込みから、就農相談、研修、就農後の定着までの各段階において、就農希望者及び新規就農者の支援体制の構築が重要である。また、地域計画の策定により、将来の受け手が位置付けられていない農地の発生が予想される中、地域にとってはその解消が課題となる一方、就農希望者は、希望に見合った新たな農地を確保しづらい課題を抱えている。</p> <p>こうした重要性や課題に鑑み、将来の受け手が位置付けられていない農地等に就農希望者を誘致し、新規就農者として定着が図られるよう、複数機関が協働した効果的な誘致・支援体制の構築、誘致の実践、就農前後の者に対するトータルサポート活動、そして、主に就農希望者を対象とした実践的な研修農場や就農に適した農地の整備等について、一体的に支援する。</p> <p>第2 事業の概要</p> <p>1 (略)</p> <p>2 取組主体、補助内容</p> <p>(1) 新規就農者の誘致体制の整備</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 補助率は定額とする。1地区当たりの補助上限は、200</p>

万円とする。ただし、第2の1の(2)の事業又は本事業と連携して農地整備等関連事業(第5の1の(3)の農地整備等関連事業をいう。)を実施する場合は、300万円とする。

(2) 研修農場の整備

ア・イ (略)

ウ 補助率は2分の1以内とする。

(3) 推進事業

ア 取組主体は、全国農業委員会ネットワーク機構(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第42条第1項の規定による農林水産大臣の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。以下同じ。)とする。

イ・ウ (略)

3 (略)

第3 事業の仕組み

1～3 (略)

4 2及び3の規定にかかわらず、第5の1の(1)のただし書のイの場合、全国農業委員会ネットワーク機構が取組主体に補助金を交付するものとする。

第4 取組主体

第2の1の(1)及び(2)の取組主体は、以下の1から4までに掲げる団体等とする。

1 市町村

2 都道府県

3・4 (略)

第5 事業の要件

万円とする。ただし、第2の1の(2)の事業及び本事業と連携して農地整備等関連事業(第5の1の(3)の農地整備等関連事業をいう。)を実施する場合は、300万円とする。

(2) 研修農場の整備

ア・イ (略)

ウ 補助率は1/2以内とする。

(3) 推進事業

ア 取組主体は、全国農業委員会ネットワーク機構とする。

イ・ウ (略)

3 (略)

第3 事業の仕組み

1～3 (略)

(新設)

第4 取組主体

第2の1の(1)及び(2)の取組主体は、以下の1から3までに掲げる団体等とする。

1 市町村

(新設)

2・3 (略)

第5 事業の要件

1 体制要件

(1) 都道府県、市町村、市町村農業委員会、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）といった関係機関や農業者、農産物を買収する事業者等（以下「関係機関」という。）により、就農希望者を誘致したり、就農希望者及び新規就農者（以下「就農前後の者」という。）を支援したりする体制（以下「誘致体制」という。）が構築されている、又はされる見込みであること。ただし、第2の1の（2）の事業を実施する場合であって、以下の場合には、誘致体制の構築を不要とする。

ア 都道府県が取組主体となる場合

イ 研修生が取組主体の所在する都道府県以外で就農することが見込まれるため、当該取組主体が単独で事業を実施する場合

(2) (略)

(3) 本事業と連携して次の事業を行う場合は市町村農業委員会及び農地中間管理機構が、それぞれ誘致体制に参画すること。

ア (略)

イ 遊休農地解消対策事業（農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下「農地集積・集約化等実施要綱」という。）第3の1の（1）のエの事業をいう。以下同じ。）

1 体制要件

(1) 都道府県、市町村、市町村農業委員会、農地中間管理機構といった関係機関や農業者、農産物を買収する事業者等（以下「関係機関」という。）により、就農希望者を誘致したり、就農希望者及び新規就農者（以下「就農前後の者」という。）を支援したりする体制（以下「誘致体制」という。）が構築されている、又はされる見込みであること。

(新設)

(新設)

(2) (略)

(3) 本事業と連携して以下の事業を行う場合は市町村農業委員会及び農地中間管理機構が、それぞれ誘致体制に参画すること。

ア (略)

イ 遊休農地解消対策事業（農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（1）のエの事業をいう。以下同じ。）

ウ～オ (略)

カ その他の農地整備等に活用できる国庫補助事業（地方農政局長（北海道にあつては農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。））、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。第5の1の（1）のただし書のイの場合であつて、地方農政局等（北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局を含む。）の管轄を超えて就農する予定の場合には経営局長。以下同じ。）がこれに準じると判断した都道府県の事業を含む。）

2 計画要件

(1) 新規就農者参入促進計画（別紙様式第1号）が策定されていること。また、事業実施期間中に、当該計画をポータルサイト（別記5の第3の2の（1）のオの「新規就農支援ポータルサイト」をいう。以下同じ。）及び就農相談等全国データベース（新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）別記4の第4の2の（1）のデータベースをいう。以下「全国データベース」という。）に登録すること。ただし、1の（1）のただし書の場合は、新規就農者参入促進計画の策定を不要とする。

(2) 事業実施区域において、地域計画が策定されていること。くわえて、第7の2の事業を行う場合は、研修農場の用に供する農地、農地整備等関連事業（第5の1の（3）のイからカまでをいう。以下同じ。）を行う場合は、就農希望者が新たに就農するための農地が、目標地図（基盤強化法第19条第3項の地図をいう。以下同じ。）の新規就農

ウ～オ (略)

カ その他の農地整備等に活用できる国庫補助事業（地方農政局長等がこれに準じると判断した都道府県の事業を含む。）

2 計画要件

(1) 新規就農者参入促進計画（別紙様式第1号）が策定されていること。また、事業実施期間中に、当該計画をポータルサイト（別記5の第3の2の（1）のオの「新規就農支援ポータルサイト」をいう。以下同じ。）及び就農相談等全国データベース（新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）別記4の第4の2の（1）のデータベースをいう。以下同じ。）に登録すること。

(2) 事業実施区域において、地域計画が策定されていること。加えて、第7の2の事業又は農地整備等関連事業を行う場合、研修農場の用に供する農地又は就農希望者が新たに就農するための農地は以下のいずれかの要件を満たすものとする。

ア 当該農地が同計画の区域内に位置付けられているこ

者の受入可能エリア等に位置付けられていること又は、目標年度までに位置付けられることが確実に認められること。ただし、1の(1)のただし書の場合は、この限りでないが、1の(1)のただし書のイの場合には、農業就農希望者が新たに就農するための農地が目標地区に目標年度までに位置付けられることが確実にあることとする。

第6 (略)

1 採択時の配慮事項

事業実施計画書で定める3年間のうちに、農地整備等関連事業に着手することを計画している場合、第2の1の(1)又は(2)の事業の採択審査に当たり、ポイントを加算する。ただし、以下の場合においては、農地整備等関連事業を新たに実施しなくても、事業着手を計画したものとみなす。

(1) (略)

(2) 農地耕作条件改善事業を実施した後、事業達成状況の報告対象期間(農地耕作条件改善事業実施要綱第9に規定する事業達成状況の報告対象期間をいう。)にある場合

(3) 畑作等促進整備事業を実施した後、達成状況の報告対象期間(畑作等促進整備事業実施要領(令和5年4月1日付け4農振第3103号農林水産省農村振興局長通知)第8の(1)に規定する達成状況の報告期間をいう。)にある場合

(4) 農地中間管理機構関連農地整備事業を実施した後、事業達成状況の報告対象期間(農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2690号農林

と。

イ 目標年度までに当該農地が同計画の区域内に位置付けられることが確実に認められること。

第6 (略)

1 採択時の配慮事項

目標年度までの3年間の間に、農地整備等関連事業に着手することを計画している場合、第2の1の(1)又は(2)の事業の採択審査に当たり、ポイントを加算する。ただし、以下の場合においては、農地整備等関連事業を新たに実施しなくても、事業着手を計画したものとみなす。

(1) (略)

(2) 農地耕作条件改善事業を実施した後、事業達成状況の報告対象期間(当該事業の実施要綱第9に規定する事業達成状況の報告対象期間をいう。)にある場合

(3) 畑作等促進整備事業を実施した後、達成状況の報告対象期間(当該事業の実施要領第8の(1)に規定する達成状況の報告期間をいう。)にある場合

(4) 農地中間管理機構関連農地整備事業を実施した後、事業達成状況の報告対象期間(当該事業の実施要領別紙1の第9に規定する事業達成状況の報告対象期間をいう。)にあ

水産省農村振興局長通知) 別紙1の第9に規定する事業達成状況の報告対象期間をいう。) にある場合

2・3 (略)

第7 事業の内容

1 (略)

(1) 複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築

誘致体制に参画する複数の関係機関が協働し、就農前後の者の誘致・支援を効果的に行える体制を構築するために必要なコーディネータの設置、第7の2の事業や農地整備等関連事業の実施に向けた地域の合意形成、検討会の開催、先進地の視察、マニュアルの整備等の取組を実施する。

(2) (略)

(3) (略)

ア 短期農業研修の実施

社会人や学生等の主に就農希望者を対象として、以下のとおり、生産と経営に関する内容を総合的に取り扱う2日～6か月間程度の研修を実施する。

(ア) (略)

(イ) 学生を対象とする場合は、学校が受講を指示、承諾するなど、学習活動の一環として行うこと。

(ウ)～(オ) (略)

イ 相談対応・指導等の実施

(略)

(ア) (略)

(イ) 地域の先輩農業者に就農支援員を依頼する場合、支

る場合)

2・3 (略)

第7 事業の内容

1 (略)

(1) 複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築

誘致体制に参画する複数の関係機関が協働し、就農前後の者の誘致・支援を効果的に行える体制を構築するために必要なコーディネータの設置、第7の2の事業又は農地整備等関連事業の実施に向けた地域の合意形成、検討会の開催、先進地の視察、マニュアルの整備等の取組を実施する。

(2) (略)

(3) (略)

ア 短期農業研修の実施

社会人や学生等の主に就農希望者を対象として、以下のとおり、生産と経営を総合的に取り扱う2日～6か月間程度の研修を実施する。

(ア) (略)

(イ) 学生については、学校が受講を指示又は承諾するなど、学習活動の一環として行うこと。

(ウ)～(オ) (略)

イ 相談対応・指導等の実施

(略)

(ア) (略)

(イ) 地域の先輩農業者を就農支援員として依頼する場

援対象となる就農前後の者（以下「支援対象者」という。）との関係が3親等以内でないこと。

(ウ) (略)

(エ) 取組主体は、支援対象者と就農支援員の情報を、別紙様式第10号により適切に取り扱い、漏えい、滅失、き損の防止その他の安全管理のため必要かつ適切な措置を講じること。

2 (略)

(1) 要件

以下の要件を全て満たすこと。

ア 体制

(ア) ~ (ウ) (略)

(エ) 「新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及び農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業（研修農場の整備）における研修機関等の認定基準について」（令和7年3月31日付け6経営第3260号農林水産省経営局就農・女性課長通知）に基づき、就農のために必要な知識と技術を習得できる研修機関であると都道府県が認め、研修情報をポータルサイトに登録すること。

イ 研修内容

主に就農希望者を対象とし、以下の要件を満たす研修を実施する。ただし、研修の一部について、取組主体が整備する研修農場以外の農地を借り受けて実施し、都道府県の農業経営塾や農業大学校等における講習等を活用することができる。また、研修の妨げにならない限り、

合、支援対象となる就農前後の者（以下「支援対象者」という。）との関係が3親等以内でないこと。

(ウ) (略)

(エ) 支援対象者と就農支援員の情報は、別紙様式第10号により適切に取り扱い、漏えい、滅失又はき損の防止その他の安全管理のため必要かつ適切な措置を講じること。

2 (略)

(1) 要件

以下の要件を全て満たすこと。

ア 体制

(ア) ~ (ウ) (略)

(エ) 「新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及び農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業（研修農場の整備）における研修機関等の認定基準について」（令和7年3月31日付け6経営第3260号就農・女性課長通知）に基づき、就農のために必要な知識と技術を習得できる研修機関であると都道府県が認め、研修情報をポータルサイトに登録すること。

イ 研修内容

主に就農希望者を対象とし、以下の要件を満たす研修を実施する。ただし、研修の一部について、取組主体が整備する研修農場以外の農地を借り受けて実施し、都道府県の農業経営塾や農業大学校等における講習等を活用することができる。また、研修の妨げにならない限り、

第7の1の(3)のアの短期農業研修の実施場所とすることができる。

(ア) 研修期間はおおむね1年以上とし、年間おおむね1,200時間以上とすること。

(イ)・(ウ) (略)

(エ) 研修生の新規就農後の経営安定を図るため、農業保険法に基づく農業共済その他の農業関係の保険加入に資する内容を含めるよう努めること。

(2) 事業内容

ア (略)

(ア) 農業用施設及び農業用機械・設備（以下「農業用施設等」という。）は、研修目的に使用する共同利用のものとする。ただし、研修以外の時間帯において、研修目的に使用する総時間数を超えない範囲で、農業経営体等の研修のために必要な営農活動（農業用機械、設備、施設のメンテナンスや作物、家畜等の管理等）で利用することを妨げない（第5の1の(1)のただし書のイの場合、地方農政局長は、事業実施年度内に少なくとも1回、現地等にて関係者に対する聴取等により、実施計画書に記載された研修のために必要な営農活動での利用に係る必要性・妥当性、真に研修以外の時間帯において研修目的に使用する総時間数を超えない範囲で使用されているかを把握・確認することとする）。

(イ)～(ウ) (略)

短期農業研修の実施場所とすることができる。

(ア) 研修期間は概ね1年以上とし、年間概ね1,200時間以上とすること。

(イ)・(ウ) (略)

(エ) 研修生の新規就農後の経営安定を図るため、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済その他の農業関係の保険加入に資する内容を含めるよう努める。

(2) 事業内容

ア (略)

(ア) 農業用施設及び農業用機械・設備（以下「農業用施設等」という。）は、研修目的に使用する共同利用のものとする。ただし、研修以外の期間において、研修目的に使用する日数を超えない範囲で、農業経営体等の営農活動で利用することを妨げない。

(イ)～(ウ) (略)

(エ) 事業費が整備又は導入（以下「整備等」という。）の内容ごとに50万円以上であること。中古機械又は中古施設（以下「中古施設等」という。）の場合には、これに加え、都道府県（第5の1の（1）のただし書のイの場合は地方農政局長）が適正と認める価格で取得されるものであること。

(オ) 農業用施設等は、原則として新品時の法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）がおおむね5年以上20年以下であること。ただし、農業用施設等が中古施設等である場合は、これに加え、同令第3条に基づく耐用年数が2年以上のものであること（法定耐用年数を経過したものについては、販売店等による2年間以上の保証があるものに限る。）。

(カ) ・ (キ) (略)

(ク) 自己資金若しくは他の助成により整備等を実施中又は既に終了しているものについては、補助対象としない。

(ケ) (略)

(コ) 本事業により導入する農業用施設等は、園芸施設共済や動産総合保険等に加入すること。また、施設可能な場所での保管、その他の盗難防止等の措置を講じ、適切な管理に努めること。

(サ) (略)

(シ) 試験研究又は実験の用に供する以外の目的であっ

(エ) 事業費が整備又は導入（以下「整備等」という。）の内容ごとに50万円以上であること。中古機械又は中古施設（以下「中古施設等」という。）の場合には、これに加え、都道府県が適正と認める価格で取得されるものであること。

(オ) 農業用施設等は、原則として耐用年数が概ね5年以上20年以下であること。中古施設等である場合は、これに加え、残存耐用年数が2年以上であること。

(カ) ・ (キ) (略)

(ク) 自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了している整備等に要した経費については、補助対象としない。

(ケ) (略)

(コ) 導入した農業用機械・設備は、動産総合保険等の加入、施設可能な場所での保管、その他の盗難防止等の措置を講じ、適切な管理に努めること。

(サ) (略)

(シ) 試験研究又は実験の用に供する以外の目的であっ

て、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施する農業機械の安全性検査（以下「安全性検査」という。）の対象となっている農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）のうち令和7年度以降新たに発売される型式のものについて補助金等を活用する場合にあっては、安全性検査に合格したものの中から選定するものとする。

イ（略）

（ア）貸付けの方法や相手方等は、都道府県知事（第5の1の（1）のただし書のイの場合は地方農政局長）との協議により決定する。これを変更する場合も同様とする。

（イ）・（ウ）（略）

（3）その他

ア 取組主体は、予定の期間内に事業が完了しない場合、事業の遂行が困難となった場合又は本事業により整備等した農業用施設等の法定耐用年数が残存する間に農業用施設等の農業研修の用途での使用が困難となった場合は、その旨を速やかに都道府県知事（第5の1の（1）のただし書のイの場合は地方農政局長）に報告するものとする。

イ アにより取組主体から報告を受けた都道府県知事は、遅滞なく、地方農政局長に報告し、その指示を受けること。

て、安全性検査の対象となっている農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）のうち令和7年度以降新たに発売される型式のものについて補助金等を活用する場合にあっては、安全性検査に合格したものの中から選定するものとする。

イ（略）

（ア）貸付けの方法や相手方等は、都道府県知事との協議により決定する。これを変更する場合も同様とする。

（イ）・（ウ）（略）

（3）その他

ア 取組主体は、予定の期間内に事業が完了しない場合、事業の遂行が困難となった場合又は本事業により整備等した農業用施設等の法定耐用年数が残存する間に農業用施設等の農業研修の用途での使用が困難となった場合は、その旨を速やかに都道府県知事に報告する。

イ アにより取組主体から報告を受けた都道府県知事は、遅滞なく、地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に報告し、その指示を受ける。

ウ 事業を適切に執行するため、都道府県知事（第5の1の（1）のただし書のイの場合は地方農政局長。（ア）において同じ。）及び全国農業委員会ネットワーク機構は、必要に応じて以下の措置を講ずること。

（ア）都道府県知事は、本事業により整備等した農業用施設等について、法定耐用年数を経過するまでの間、適切に管理されているか確認するため、取組主体から報告又は資料の提出を求め、取組主体に対し適切に指導するものとする。

（イ）全国農業委員会ネットワーク機構は、都道府県知事又は取組主体（第5の1の（1）のただし書のイの場合は取組主体のみ）に対し、報告又は資料の提出を求め、指導及び助言を行うものとする。

エ 研修農場の整備に当たっては、市町村、市町村農業委員会及び農地中間管理機構と十分協議し、農地関係法令を遵守すること。また、取組主体の財務状況から、安定した事業運営が可能であると認められ、事業費のうち自己負担分について、適正な資金調達が可能であると見込まれること。

オ 本事業で導入する農業用施設等は、法定耐用年数を経過するまでの間、園芸施設共済等に継続的に加入するとともに、加入状況の共済組合への情報提供に協力すること。

第8 事業実施計画

1 (略)

2 都道府県事業実施計画書

ウ 事業を適切に執行するため、都道府県知事及び全国農業委員会ネットワーク機構は、必要に応じて以下の措置を講ずること。

（ア）都道府県知事は、本事業により整備等した農業用施設等について、法定耐用年数を経過するまでの間、適切に管理されているか確認するため、取組主体から報告又は資料の提出を求め、取組主体に対し適切に指導する。

（イ）全国農業委員会ネットワーク機構は、都道府県知事又は取組主体に対し、報告又は資料の提出を求め、指導及び助言を行う。

エ 研修農場の整備に当たっては、市町村、市町村農業委員会、農地中間管理機構と十分の協議し、農地関係法令を遵守すること。

(新設)

第8 事業実施計画

1 (略)

2 都道府県事業実施計画書

(1) ～ (3) (略)

(4) 都道府県事業実施計画書について、補助金等交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、(1) から (3) までの 手続に準じて行う。ただし、新たな取組主体がない場合は、ポイント付けは不要とする。

(5) (略)

3 全国事業実施計画書

(1) ・ (2) (略)

(3) 全国農業委員会ネットワーク機構は、事業実施に関する内規を作成し、経営局長の承認を得る。これを変更する場合も同様とする。

4 第5の1の(1)のただし書のイの場合、1及び2は、以下のとおり読み替えるものとする。

(1) 取組主体は、別紙様式第2号により事業実施計画書を作成し、地方農政局長に提出し、その承認を得るものとする。

(2) 事業実施計画書について、補助金等交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、(1)の手続に準じて行うこととする。

(3) 地方農政局長は、事業実施計画書について、別表3-1から3-3までによりポイント付けし、取組主体について、ポイントの高い順に予算の範囲内で採択するものとする。同ポイントの場合は、国費が少ない事業を優先的に採択するものとする。

(4) 地方農政局長は、採択された取組主体に係る事業実施計画書を承認し、別紙様式第4号により通知するものとする。

(1) ～ (3) (略)

(4) 都道府県事業実施計画書について、補助金等交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、(1) 及び (2) の 手続に準じて行う。ただし、新たな取組主体がない場合は、ポイント付けは不要とする。

(5) (略)

3 全国事業実施計画書

(1) ・ (2) (略)

(3) 全国農業委員会ネットワーク機構は、事業実施に関する交付規則を作成し、経営局長の承認を得る。これを変更する場合も同様とする。

(新設)

る。

(5) 国は、事業実施計画書が提出される前に、本事業の要望を把握することとする。

第9 事業実績報告

1 事業実績報告書

取組主体は、別紙様式第2号により事業実績報告書を作成し、事業完了の日から1か月が経過した日又は当該事業年度の翌年度の4月末日のいずれか早い日までに、都道府県知事に提出する。

2 都道府県事業実績報告書

都道府県知事は、別紙様式第3号により都道府県事業実績報告書を作成し、補助事業の完了の日から3か月が経過した日又は補助事業の完了年度の翌年度の6月末日のいずれか早い日までに、地方農政局長及び全国農業委員会ネットワーク機構に提出する。地方農政局長は、これを速やかに経営局長に提出する。

3 (略)

4 第5の1の(1)のただし書のイの場合、1及び2は、以下のとおり読み替えるものとする。

取組主体は、別紙様式第2号により事業実績報告書を作成し、事業完了の日から1か月以内に、地方農政局長及び全国農業委員会ネットワーク機構に提出するものとする。

第10 達成状況報告

1・2 (略)

3 地方農政局長は、必要に応じて、都道府県に助言・指導を行う。また、地方農政局長は、2により提出された書類を速

第9 事業実績報告

1 事業実績報告書

取組主体は、別紙様式第2号により事業実績報告書を作成し、事業完了の日から1か月以内又は当該事業年度の翌年度の4月末日のいずれか早い期日までに、都道府県知事に提出する。

2 都道府県事業実績報告書

都道府県知事は、別紙様式第3号により都道府県事業実績報告書を作成し、補助事業の完了の日から3か月以内又は補助事業の完了年度の翌年度の6月末日のいずれか早い期日までに、地方農政局長及び全国農業委員会ネットワーク機構に提出する。地方農政局長は、これを速やかに経営局長に提出する。

3 (略)

(新設)

第10 達成状況報告

1・2 (略)

3 地方農政局長は、必要に応じて、都道府県に助言・指導を行う。また、2により提出された書類を速やかに経営局長に

やかに経営局長に提出する。

4 (略)

5 第5の1の(1)のただし書のイの場合、以下のとおりとする。

(1) 取組主体は、事業実施年度の翌年度から目標年度の翌年度までの間、別紙様式第6号により達成状況報告書を作成し、各翌年度の6月末日までに、地方農政局長に提出するものとする。

(2) 地方農政局長は、達成状況の改善・向上に向けて、取組主体に対し、助言・指導を行うものとする。

(3) 目標年度の翌年度については、成果目標が達成されていない場合、地方農政局長は、取組主体に対して指導を行い、別紙様式第8号により改善計画書を提出させるものとする。

第12 環境負荷低減に向けた取組の実施

取組主体は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づく、環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（令和4年農林水産省告示第1412号。以下「基本方針」という。）等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、その具体的な取組内容は別添のとおりとする。

別表1-1

(略)

費目	内容
----	----

提出する。

4 (略)

(新設)

第12 環境負荷低減に向けた取組の実施

取組主体は、事業の実施に当たっては、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づく環境負荷低減に取り組むものとし、その具体的な取組内容は別添のとおりとする。

別表1-1

(略)

費目	内容
----	----

<p><u>謝金</u></p>	<p><u>事業を実施するために必要となる専門知識の提供、資料整理、事務補助、資料収集等の協力者に対し支払う、謝礼に要する経費。</u></p> <p><u>謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</u></p> <p><u>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、謝金の単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。</u></p> <p><u>また、取組主体又は取組主体である協議会の構成員組織に属する者、臨時に雇用した者等（以下「取組主体等」という。）に対しては、謝金を支払うことはできない。</u></p>	<p><u>賃金</u></p>	<p><u>事務補助、調査、資料収集・整理等の業務のために臨時雇用した者に対して支払う実働に応じた対価</u></p> <p><u>注1：地方公共団体の職員（会計年度任用職員を除く）及び農業協同組合の正職員に支払う賃金は、補助対象経費としない。</u></p> <p><u>注2：賃金単価は、業務内容に応じた妥当なものとする。取組主体の賃金支給規則や国の規定等の根拠に基づき設定し、事業実施計画書に添付すること。</u></p> <p><u>注3：雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分等については、「その他」とする。</u></p>
<p><u>旅費</u></p>	<p><u>事業を実施するために必要な資料収集、各種調査、打合せ、外部有識者の招聘等に要する経費。取組主体等に旅費の支給に関する規程等がある場合は、当該規程によることができるものとする。</u></p>	<p><u>会計年度任用職員給与等</u></p>	<p><u>地方公共団体において会計年度任用職員に任用された職員を本事業に従事させる場合の給与及び手当</u></p> <p><u>注1：本事業への従事割合に応じた分について、補助対象経費とする。</u></p> <p><u>注2：地方公共団体が定める会計年度任用職員の給与に関する条件等の規定に基づくこと。その規定や勤務条件通知書等を事業実施計画書に添付すること。</u></p>
<p><u>賃金</u></p>	<p><u>事業を実施するために必要となる資料整理、事務補助、資料収集等の業務のために臨時に雇</u></p>	<p><u>謝金</u></p>	<p><u>専門的知識の提供、事務補助、資料収集・整理等の協力者に対する謝礼に要する経費</u></p>

<p>用した者に対し支払う、実働に応じた対価。雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」としてではなく、後述する「その他」の区分により申請すること。</p> <p>賃金単価については、取組主体等の賃金支給規則や法令の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>また、当該賃金支給規則による場合であっても、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（賞与、住宅手当、退職給付金引当金等）については、除外して申請すること。</p> <p>設定された単価等が妥当であるかを精査するため、賃金支給規則、辞令等の根拠となる資料を申請の際に添付すること。</p> <p>賃金については、事業の実施により新たに発生する業務について支払いの対象とし、当該事業の実施に直接関係のない当該団体の既存の業務に対する支払いはできない。</p> <p>地方公共団体の職員（会計年度任用職員を除く）及び農業協同組合の正職員に支払う賃金は、補助対象経費としない。</p> <p>また、取組主体は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならない。</p>	<p>注1：取組主体又は取組主体である協議会の構成員組織に属する者及び臨時雇用者等に支払う謝金は、補助対象経費としない。</p> <p>注2：謝金単価は、業務内容に応じた妥当なものとする。根拠に基づき設定し、根拠資料を事業実施計画書に添付すること。</p>
--	--

<p>会計年度任用 職員給与等</p>	<p>地方公共団体において会計年度任用職員に任用された職員を事業に従事させる場合については、地方公共団体が定める会計年度任用職員の給与に関する条例等の規定に基づき、給与及び手当について、本事業への従事割合に応じて助成対象とすることができる。</p> <p>この場合、給与等の額が妥当であるかを精査するため、給与等に関する条例、勤務条件通知書等の根拠となる資料を申請の際に添付するとともに、会計年度任用職員の本事業への従事割合及び従事内容を証明しなければならない。</p>	<p>旅費</p>	<p>調査、資料収集、打合せ、成果発表等や外部有識者の招聘に要する旅費の経費</p> <p>注：取組主体の旅費支給に関する規定等による<u>ことができる。</u></p>
<p>備品費</p>	<p>事業を実施するために直接必要となる取得単価が5万円以上50万円未満の機器、装置、物品等の購入に必要な経費（これらの据付等にかかる経費も含む。）。</p> <p>農業機械・設備を除く。</p>	<p>備品費</p>	<p>取得単価が5万円以上50万円未満の機器、装置、物品等の購入に要する経費</p> <p>注1：農業用機械・設備を除く。</p> <p>注2：これらの据付等にかかる経費を含む。</p>
<p>消耗品費</p>	<p>事業を実施するために必要となる取得価格が5万円未満の消耗品、消耗器材、薬品類、原材料、生産資材、各種事務用品等の調達に必要な費用。</p>	<p>消耗品費</p>	<p>取得単価が5万円未満の消耗品、消耗器材、薬品類、原材料、生産資材、各種事務用品等の調達に要する経費</p>
<p>印刷製本費</p>	<p>事業を実施するために必要となる文書、研修資料、会議資料等の印刷製本の経費。</p>	<p>印刷製本費</p>	<p>文書、会議・研修資料等の印刷製本に要する経費</p>

通信運搬費	事業を実施するため追加的に必要となる電話・インターネット等の通信料、郵便料、諸物品の運賃等の経費（通常の団体運営に伴って発生する経費は除く。）。
使用料及び賃借料	事業を実施するため追加的に必要となる研修・教育コンテンツやサービスの使用料、パソコン、教育機材、移動用バス等事業用機械器具（通常の団体等の運営に伴って発生する経費は除く。）。
役員費	取組主体が直接実施することが困難である役員（ホームページ作成、翻訳、分析等）を他の事業者等に依頼するために必要な経費。
委託費	事業の交付目的たる事業の一部分（研修・教育・PRコンテンツ等の作成等）を他の事業者等に委託するために必要な経費。
その他	事業を実施するために必要な広告費、文献等購入費、複写費、会場借料、収入印紙代、社会保険料等の事業者負担分、傷害・賠償保険加入費など他の費目に該当しない経費。

(注) 1 補助事業等に直接従事する者の人件費の額の算定方法

通信運搬費	電話・インターネット等の通信料、郵便料、諸物品の運賃等に要する経費 注：通常の組織運営に伴い発生する事務所の経費を除く。
役員費	WEBページ作成、器具機械等の各種保守・改良、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工、システム開発・改良等、取組主体が直接実施することが困難である役員を他の事業者等に依頼するために要する経費
委託費	PRコンテンツの作成等、交付目的たる事業の一部分を他の事業者等に委託するため要する経費
使用料及び賃借料	追加的に必要となる教育コンテンツやサービスの使用料、カメラ・パソコン・ソフトウェア等の電子機器等、教育機材、講義等の会場、バス等の移動用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料 注：通常の組織運営に伴い発生する経費を除く。
その他	広告費、文献等購入費、複写費、原稿料、収入印紙代、社会保険料等の事業者負担分、傷害・賠償保険加入費等の雑費等、他の費目に該当しない経費

(注) 補助事業等に直接従事する者の人件費の算定方法及び人件

及び人件費の額の算定根拠となる従事日数等に係る証拠書類の整備等については、上記助成対象経費の欄に掲げる内容のほか、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に示す方法に従うものとする。

2 謝金の額については、原則として申請の際に設定した単価を用いることとし、その後変更はできないものとする。

費の算定根拠となる従事日数等に係る証拠書類の整備等については、上記のほか、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に従うこと。

(新設)

別表2-1 取組内容（相談対応）

項目		取組内容
① (略)	(略)	(略) ※：第5の1の(1)のただし書のイの場合にあつては、当該機関等が誘致体制に参画していない場合を含む。
② (略)	(略)	以下のとおり、就農前後の者に対し、農地のあつせんやその確保についての相談に対応する。また、就農前後の者と離農者とのマッチングを行う。 (ア) 農業委員会サポートシステム（農地集積・集約化等実施要綱第3の5の

別表2-1 取組内容（相談対応）

項目		取組内容
① (略)	(略)	(略) (新設)
② (略)	(略)	以下のとおり、就農前後の者に対し、農地をあつせんしたり、その確保についての相談に対応したりする。また、就農前後の者と離農者とのマッチングを行う。 (ア) 農業委員会サポートシステム（農地集積・集約化等対策事業実施要綱

		<p>(5)のシステムをいう。以下同じ。)により、就農前後の者の農地の保有状況を把握すること。このシステムにより把握し難い場合は、誘致体制に参画する機関、市町村農業委員会、農地中間管理機構等と連携すること。</p> <p>(イ)・(ウ) (略)</p>			<p>(平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下「農地集積・集約化等実施要綱」という。)第3の4の(5)のシステムをいう。以下同じ。)により、就農前後の者の農地の保有状況を把握する。このシステムにより把握し難い場合は、誘致体制に参画する機関、市町村農業委員会、農地中間管理機構等と連携すること。</p> <p>(イ)・(ウ) (略)</p>
③ (略)	(略)	<p>就農前後の者に対し、<u>農業用施設等のあっせんやその確保</u>についての相談に対応する。また、就農前後の者と離農者とのマッチングを行う。</p>	③ (略)	(略)	<p>就農前後の者に対し、<u>農業用施設等をあっせんしたり、その確保</u>についての相談に対応したりする。また、就農前後の者と離農者とのマッチングを行う。</p>

④ (略)	(略)	青年等就農計画（ <u>基盤強化法第14条の4に定める青年等就農計画をいう。</u> ）などの就農計画の作成についての相談に対応する。
⑤ ～ ⑪ (略)	(略)	(略)

別表 3 - 1
(略)

項目	判断基準	ポイント
1 (略)		
2 (略)	(略) ※：第5の1の(1)の <u>ただし書の</u> の場合で、同2の(1)の <u>ただし書に基づき新規就農者参入促進計画を</u> 作成していな	(略)

④ (略)	(略)	青年等就農計画などの就農計画の作成についての相談に対応する。
⑤ ～ ⑪ (略)	(略)	(略)

別表 3 - 1
(略)

項目	判断基準	ポイント
1 (略)		
2 (略)	(略) (新設)	(略)

		<u>いときは上記基準に相応する状況になっていること。</u>	
3	(略)	(略) ※：第5の1の(1)の <u>ただし書の</u> の場合で、同2の(1)の <u>ただし書に基づき新規就農者参入促進計画を作成していないときは、</u> <u>上記基準に相応する状況になっていること。</u>	(略)
4～6 (略)			
7	(略)	(1) 取組主体が市町村又	女性登用の数値目標・取組計画が設定 (略)

3	(略)	(略) (新設)	(略)
4～6 (略)			
7	(略)	(1) 取組主体が市町村又	女性登用の数値目標・取組計画が設定 (略)

	は民間団体の場合	<p>されている。 <u>（第6次男女共同参画基本計画（令和8年3月13日閣議決定）等に基づき策定された数値目標・取組計画を確認できる資料を添付すること）</u></p>			は民間団体の場合	<p>されている。 <u>（第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）等に基づき策定された数値目標・取組計画を確認できる資料を添付すること）</u></p>	
	（2）取組主体が協議会の場合	<p>構成員のいずれかに女性登用の数値目標・取組計画が設定されている。 <u>（第6次男女共同参画基本計画等に基づき策定された数値目標・取組計画を確認できる資料を添付するこ</u></p>	(略)		（2）取組主体が協議会の場合	<p>構成員のいずれかに女性登用の数値目標・取組計画が設定されている。 <u>（第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）等に基づき策定された数値目標・取組計画</u></p>	(略)

		と)	
8 (略)			

別表 3 - 2
(略)

項目	判断基準	ポイント
(略)		
誘致・支援体制の構築	(略)	(略)
	新規就農者参入促進計画の期間内又は期間後に、農地整備等関連事業を行う見込みがある。 ①・② (略) ※：第5の1の(1)のただし書のイの場合において、「新規就農者参入促進計画」とあるのは「事業実施計画書で定める3年間」と読み替えるものとする。	(略)
	(略)	(略)
誘致の実践 (第7の1の(2))		
誘致の実践	(略)	(略)
	(略) ①10名以上 ② (略)	(略)

		を確認できる資料を添付すること)	
8 (略)			

別表 3 - 2
(略)

項目	判断基準	ポイント
(略)		
誘致・支援体制の構築	(略)	(略)
	新規就農者参入促進計画の期間内又は期間後に、農地整備等関連事業を行う見込みがある。 ①・② (略) (新設)	(略)
	(略)	(略)
誘致の実践 (第7の1の(2))		
誘致の実践	(略)	(略)
	(略) ①10名～ ② (略)	(略)

	③ 4名以下	
就農前後の者に対するトータルサポート活動の実施（第7の1の（3））		
相談・指導の実施	(略)	(略)
	① (略)	
	②対応分野が2つ	
	(略)	(略)

別表3-3
(略)

項目	判断基準	ポイント
1 (略)	(略)	(略)
2 (略)	(略)	(略)
	(略)	(略)
	<u>GLOBALG. A. P. 又はASIAGAP</u> の認証制度	(略)
	リスク管理（ <u>農業版事業継続計画(BCP)</u> 、保険制度等）	(略)
	(略)	(略)
3 (略)	就農後の標準的な経営規模・収入等を示した経営モデルを策定している。 ※：新規就農者参入促進計画の第3以外に、当該経営モデルの内容が分かる資料があれば、添付すること。	(略)

	③～4名	
就農前後の者に対するトータルサポート活動の実施（第7の1の（3））		
相談・指導の実施	(略)	(略)
	① (略)	
	②対応分野が2つ以上	
	(略)	(略)

別表3-3
(略)

項目	判断基準	ポイント
1 (略)	(略)	(略)
2 (略)	(略)	(略)
	(略)	(略)
	<u>G A P</u> 等の認証制度	(略)
	リスク管理（ <u>B C P</u> 、保険制度等）	(略)
	(略)	(略)
3 (略)	就農後の標準的な経営規模・収入等を示した経営モデルを策定している。 ※：新規就農者参入促進計画の第4以外に、当該経営モデルの内容が分かる資料があれば、添付すること。	(略)

4・5 (略) (略) (略)

(別記3 別紙様式第2号)

令和 年度新規就農者育成総合対策のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業 事業実施計画 (実績報告) 書

(略)

※下線部 (1) は、実績報告の場合は、「第9の1」とする。

(2) は、実績報告の場合は不要。

(3) は、実績報告の際には「報告」とする。

第5の1の(1)のただし書のイの場合は、宛先を地方農政局長とすること。

(別添1)

取 組 主 体

(略)

事 業 実 施 体 制

1・2 (略)

3 添付資料

新規就農者参入促進計画 (別紙様式第1号)

※ 地域計画を添付する場合に記載不要になる箇所について

4・5 (略) (略) (略)

(別記3 別紙様式第2号)

令和 年度新規就農者育成総合対策のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業 事業実施計画 (実績報告) 書

(略)

※下線部 (1) は、実績報告の場合は、「第9の1」とする。

(2) は、実績報告の場合は不要。

(3) は、実績報告の際には「報告」とする

(新設)

取 組 主 体

(略)

事 業 実 施 体 制

1・2 (略)

3 添付資料

新規就農者参入促進計画

※ 地域計画を添付する場合に記載不要になる箇所について

ては、その旨を明示した上で、地域計画を添付すること。

※ 第5の1の(1)のただし書のイの場合は、不要とする。

地 域 の 概 況

1～3 (略)

4 新規就農の概況

(1) (略)

(2) 新規就農の目標 (事業実施後)

	④	⑤	⑥	④～⑥
(略)	(略)	(略)	(略)	計
(略)				【F】
本事業実施予定年度当初に定着している者の数				(略)
増加率 (%)				【F ÷ D × 100】

※ 1～3 (略)

5 農山漁村における女性の登用に関する事項

取組主体 (取組主体が協議会の場合はその構成員) が第6次男女共同参画基本計画 (令和8年3月13日閣議決定) 等に基づ

ては、その旨を明示した上で、地域計画を添付すること。

(新設)

地 域 の 概 況

1～3 (略)

4 新規就農の概況

(1) (略)

(2) 新規就農の目標 (事業実施後)

	④	⑤	⑥	④～⑥
(略)	(略)	(略)	(略)	計
(略)				【G】
【B】 本事業実施予定年度当初に定着している者の数				(略)
増加率 (%)				【G ÷ D × 100】

※ 1～3 (略)

5 農山漁村における女性の登用に関する事項

取組主体 (取組主体が協議会の場合はその構成員) が第5次男女共同参画基本計画 (令和2年12月25日閣議決定) 等に基づ

き策定された数値目標・取組計画を設定していれば、その概要を記入してください。

(略)

事業内容及び計画

1 事業の種類・内容

事業の種類・内容		(略)
1・2 (略)		
3 農地整備等関連事業		
(1)～(4) (略)		
(5) その他の農地整備等に活用できる国庫補助事業等		
(略)		
都道府県等事業 名称：		

※ (略)

2 取組内容の詳細

- 1 (略)
- 2 研修農場の整備

(1) 所在地		
(略)		
	住所	面積 (a)
研修場所		
(略)		
うち本事業で整		

き策定された数値目標・取組計画を設定していれば、その概要を記入してください。

(略)

事業内容及び計画

1 事業の種類・内容

事業の種類・内容		(略)
1・2 (略)		
3 農地整備等関連事業		
(1)～(4) (略)		
(5) その他の農地整備等に活用できる国庫補助事業等		
(略)		
都道府県事業 名称：		

※ (略)

2 取組内容の詳細

- 1 (略)
- 2 研修農場の整備

(1) 所在地		
(略)		
	住所	面積 (a)
研修場所		
(略)		
(新設)		

	備する農場		
	(略)		
	(略)		
研修場所以外			
営農活動で利用する場所 (第7の2の(2)のアの(ア))	・ ・ ・		
<p>※1 (略)</p> <p>※2 : 「取組主体が運営する研修農場と別に借り上げる研修場所」とは、例えば、取組主体である市町村・協議会・民間団体が運営する研修農場では不足するため、別途、取組主体が第三者の圃場を借り上げて研修をする場合をいう。</p> <p>※3 : <u>研修農場が目標地図の新規就農者の受入可能エリア等に位置付けられていること、又は目標年度までに同計画に位置付けることが確実であると認められることを要件としているため(第5の2の(2))、当該農地の住所と整合を取ること。また、地域計画及び目標地図を添付すること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 整備計画(実績)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>園芸施設共済への加入状況</u></p>			
共済名 :		<input type="checkbox"/> 本事業の要件確認のため	

	(略)		
	(略)		
研修場所以外			
営農活動で利用する場所 (第7の2の(3)のアの(ア))	・ ・ ・		
<p>※1 (略)</p> <p>※2 : 「取組主体が運営する研修農場と別に借り上げる研修場所」とは、例えば、取組主体である市町村・協議会・民間団体が運営する研修農場では不足するため、別途、取組主体が第三者の圃場を借り上げて研修をする場合。</p> <p>※3 : <u>地域計画及び目標地図を添付する。また、研修農場が目標地図の新規就農者の受入可能エリア等に位置付けること又は、目標年度までに同計画に位置付けることが確実であると認められることを要件としているため(第5の2の(2))、当該農地の住所と整合を取ること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 整備計画(実績)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(新設)</p>			

加入日：
加入者名：

め、以下について同意しま
す。

①取組主体の申請先とな
る都道府県が農業共済
組合に対し、取組主体
による本事業の利用内
容について情報提供す
ること

②農業共済組合が①の情
報提供元に対し、取組
主体の園芸施設共済へ
の加入状況に係る情報
を提供すること

※1：実績時に記入すること。また、同意欄にチェックを入れること。

※2：加入要件に該当しない場合は、その旨を記入すること。

※3：本事業で導入する農業用施設等は、法定耐用年数を経過するまでの間、園芸施設共済等に継続的に加入すること。（第7の2の（3）のオ）

※4：第5の1の（1）のただし書のイの場合は、「都道府県」を「地方農政局長」に読み替えるものとする。

（4）添付資料

配置図、設計図、仕様書、見積書（複数業者）等の整備内

（4）添付資料

配置図、設計図及び仕様書、見積書等の整備内容の詳細が

容の詳細が分かる資料
 取組主体等（市町村を除く。）の財務状況がわかる資料

3 (略)

※1～3 (略)

3 (略)

4 環境負荷低減に向けた取組の実施
「みどりチェック」チェックシートを添付すること。

(削る。)

(別添2)

事業収支計画 (報告)

(略)

事業の種類・ 内容	事業に 要する ／要し た経費 (A+B+ C+D)	負担区分				備 考 (積算基 礎等)
		(略)	(略)	(略)	(略)	
1・2 (略)						(略)
【参考】 1～4 (略) 5 その他の 農地整備等 に活用でき						

分かる資料

3 (略)

※1～3 (略)

3 (略)

4 環境負荷低減に向けた取組の実施
環境負荷低減チェックシートを添付すること

(別添1)

(新設)

事業収支予算計画 (実績)

(略)

事業の種類・ 内容	事業に 要する ／要し た経費 (A+B+ C+D)	負担区分				備 考 (積算基 礎等)
		(略)	(略)	(略)	(略)	
1・2 (略)						(略)
【参考】 1～4 (略) 5 その他の 農地整備等 に活用でき						

る国庫補助 事業（ <u>地方 農政局長が これに準じ ると判断し た都道府県 等の事業を 含む。</u> ）						
（略）						

（注）（略）

（別記3 別紙様式第3号）

令和 年度新規就農者育成総合対策のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業 都道府県事業実施計画（〇〇都道府県）（実績報告）書

（略）

（別添）

1 （略）

（削る。）

（削る。）

2 （略）

る国庫補助 事業（ <u>地方 農政局長等 がこれに準 じると判断 した都道府 県の事業を 含む。</u> ）						
（略）						

（注）（略）

（別記3 別紙様式第3号）

令和 年度新規就農者育成総合対策のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業 都道府県事業実施計画（〇〇都道府県）（実績報告）書

（略）

（別添）

1 （略）

2 都道府県事業ポイント表（実績では不要）別紙様式第3号-①を添付

3 都道府県事業計画一覧別紙様式第3号-②を添付

4 （略）

3 添付資料

- (1) (略)
- (2) 都道府県事業ポイント表（実績では不要）（別紙様式第3号-①）
- (3) 都道府県事業実施計画（実績）一覧（別紙様式第3号-②）
- (4) 必要に応じて地方農政局長が指示した書類

(別記3 別紙様式第3号-①)

都道府県事業ポイント表

共通			
1～6 (略)	7		8 (略)
	農山漁村における女性の登用		
(1) 取組主体が市町村又は民間団体の場合	(2) 取組主体が協議会の場合		
(略)	女性登用の数値目標・取組計画が設定されている。 (第6次男女共同参画基本計画(令和8年3月13日閣議決定)等に	構成員のいずれかに女性登用の数値目標・取組計画が設定されている。 (第6次男女共同参画基本計画等に基づ	

5 添付資料

- (1) (略)
- (新設)
- (新設)
- (2) 必要に応じて地方農政局が指示した書類

(別記3 別紙様式第3号-①)

都道府県事業ポイント表

共通			
1～6 (略)	7		8 (略)
	農山漁村における女性の登用		
(1) 取組主体が市町村又は民間団体の場合	(2) 取組主体が協議会の場合		
(略)	女性登用の数値目標・取組計画が設定されている。 (第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)等に	構成員のいずれかに女性登用の数値目標・取組計画が設定されている。 (第5次男女共同参画基本計画(令和2	

		に基づき策定された数値目標・取組計画を確認できる資料を添付すること。)	き策定された数値目標・取組計画を確認できる資料を添付すること。)	
--	--	-------------------------------------	----------------------------------	--

		に基づき策定された数値目標・取組計画を確認できる資料を添付すること)	年12月25日閣議決定)等に基づき策定された数値目標・取組計画を確認できる資料を添付すること)	
--	--	------------------------------------	---	--

第2の1の(1)の事業										
1 (略)	2					3				
	誘致の実践					相談・指導の実施				
	(略)	(略)	(略)			(略)		(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	① <u>10名以上</u>	② (略)	③ <u>4名以下</u>	① (略)	② 対応分野が2つ	(略)	(略)	(略)

第2の1の(1)の事業										
1 (略)	2					3				
	誘致の実践					相談・指導の実施				
	(略)	(略)	(略)			(略)		(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	① <u>10名～</u>	② (略)	③ <u>～4名</u>	(略)	② 対応分野が2つ以上	(略)	(略)	(略)

第2の1の(2)の事業						4・5 (略)	(略)	
1	2				3			
(略)	右記カリキュラムを実施する				(略)			
(略)	(略)	(略)	GLOBALG.A.P.又はASIAGAPの認証制度	リスク管理(農業版事業継続計画(BCP)、保険制度等)	(略)	就農後の標準的な経営規模・収入等を示した経営モデルを策定している。 ※：新規就農者参入促進計画の第3以外に、当該経営モデルの内容が分かる資料があれば、添付すること。	4・5 (略)	(略)
(別記3 別紙様式第5号)								
令和 年度新規就農者育成総合対策のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業 全国事業実施計画(実績報告)書								
(略)								
(別添2)								
事業収支計画(報告)								
経費の配分								
(単位：円)								
事業の種類・	事業に	負担区分		備考				

第2の1の(2)の事業						4・5 (略)	(略)	
1	2				3			
(略)	右記カリキュラムを実施する				(略)			
(略)	(略)	(略)	GAP等の認証制度	リスク管理(BCP、保険制度等)	(略)	就農後の標準的な経営規模・収入等を示した経営モデルを策定している。 ※：新規就農者参入促進計画の第4以外に、当該経営モデルの内容が分かる資料があれば、添付すること。	4・5 (略)	(略)
(別記3 別紙様式第5号)								
令和 年度新規就農者育成総合対策のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業 全国事業実施計画(実績報告)書								
(略)								
(別添2)								
事業収支予算計画(実績)								
経費の配分								
(単位：円)								
事業の種類・	事業に	負担区分		備考				

内容	要する ／要し た経費 (A+B+C +D)	(略)	(略)	(略)	(略)	(積算 基礎 等)
1・2 (略)						(略)
【参考】 1～4 (略) 5 その他の 農地整備等 に活用でき る国庫補助 事業（ <u>地方</u> <u>農政局長</u> が これに準じ ると判断し た都道府県 等の事業を 含む。） (略)						

(注) (略)

(別記3 別紙様式第6号)

内容	要する ／要し た経費 (A+B+C +D)	(略)	(略)	(略)	(略)	(積算 基礎 等)
1・2 (略)						(略)
【参考】 1～4 (略) 5 その他の 農地整備等 に活用でき る国庫補助 事業（ <u>地方</u> <u>農政局長等</u> がこれに準 じると判断 した都道府 県の事業を 含む。） (略)						

(注) (略)

(別記3 別紙様式第6号)

令和 年度新規就農者育成総合対策のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業 達成状況報告書（事業実施後○年目）

(略)

※第5の1の(1)のただし書のイの場合は、宛先を地方農政局長とすること。

(略)

1 事業の種類・内容

事業の種類・内容	取組の有無
1・2 (略)	
3 (略)	
(1)～(4) (略)	
(5) その他の農地整備等に活用できる国庫補助事業等 選択：国庫補助事業 () ・都道府県等の事業 () 名称：	

※：取り組んだもの全てに「○」を記入すること。

2 (略)

3 成果目標の達成状況

(1) (略)

(2) 事業実施後

	④	⑤	⑥	④～⑥計
(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)				【F】

令和 年度新規就農者育成総合対策のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業 達成状況報告書（事業実施後○年目）

(略)

(新設)

(略)

1 事業の種類・内容

事業の種類・内容	取組の有無
1・2 (略)	
3 (略)	
(1)～(4) (略)	
(5) その他の農地整備等に活用できる国庫補助事業等 選択：国庫補助事業 () ・都道府県の事業 () 名称：	

※：取り組んだもの全てに「○」を記入する。

2 (略)

3 成果目標の達成状況

(1) (略)

(2) 事業実施後

	④	⑤	⑥	④～⑥計
(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)				【G】

	本事業実施予定年度当初に定着している者の数			【D】
【I】 E 【L】 の 内 訳	新規参入者数			
	新規自営農業就業者数			
	新規雇用就農者数			
	49歳以下の新規就農者数			
増加率 (%)				【F ÷ D × 100】
(略)				

※1～4 (略)

(3)・(4) (略)

4 園芸施設共済への加入状況

共済名：

加入日：

加入者名：

※加入要件に該当しない場合は、その旨を記入すること。

	【B】本事業実施予定年度当初に定着している者の数			【D】
(新設)	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			
増加率 (%)	【G ÷ D × 100】			【G ÷ D × 100】
(略)				

※1～4 (略)

(3)・(4) (略)

(新設)

5 研修農場の状況

(1) 経営状況

(略)	研修修了生の新規就農1年目の平均売上高(円)		
	うち新規就農者	(略)	目標(事業実施計画の記載)
	(削る。)		

新規就農1年目の実績 (略)

(2) (略)

(別記3 別紙様式第7号)

令和 年度新規就農者育成総合対策のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業 都道府県達成状況報告書
(〇〇都道府県)

(略)

1 (略)

2 添付資料

(1) ~ (3) (略)

(4) 必要に応じて地方農政局長が指示した書類

4 研修農場の状況

(1) 経営状況

(略)	研修修了生の新規就農1年目の <u>目標</u> 売上高(円)		
	(新設)	(略)	事業実施計画の記載
	うち、新規就農者		

新規就農1年目の実績 (略)

(2) (略)

(別記3 別紙様式第7号)

令和 年度新規就農者育成総合対策のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業 都道府県達成状況報告書
(〇〇都道府県)

(略)

1 (略)

2 添付資料

(1) ~ (3) (略)

(4) 必要に応じて地方農政局が指示した書類

(別記3 別紙様式第8号)

令和 年度新規就農者育成総合対策のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業 改善計画書

(略)

※第5の1の(1)のただし書のイの場合は、宛先を地方農政局長とすること。

(略)

(別記3 別紙様式第9号)

就農相談等全国データベース等利用権限委任状

(略)

- ・ (略)
- ・ 農業委員会サポートシステム（農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第3の5の(5)のシステムをいう。）の閲覧。

(略)

(別記3 別紙様式第10号)

農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業

(別記3 別紙様式第8号)

令和 年度新規就農者育成総合対策のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業 改善計画書

(略)

(新設)

(略)

(別記3 別紙様式第9号)

就農相談等全国データベース等利用権限委任状

(略)

- ・ (略)
- ・ 農業委員会サポートシステム（農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第3の3の(5)のシステムをいう。）の閲覧。

(略)

(別記3 別紙様式第10号)

農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業

に係る個人情報の取扱いについて

第1 総論

本事業において作成し、データベースに登録される就農前後の者、就農支援員についての個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定及び取組主体が定める個人情報保護規定に基づき適切に対応する必要がある。

また、第2に掲げる用途において、個人情報の記入や確認が必要となることから、個人情報の利用目的を明らかにし、本人の同意を得ることにより、本事業を実施すること。

第2・第3 (略)

(別紙様式例)

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業
に係る個人情報の取扱いについて

(略)

に係る個人情報の取扱いについて

第1 総論

本事業において作成し、データベースに登録される就農前後の者、就農支援員についての個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律の規定及び取組主体が定める個人情報保護規定に基づき適切に対応する必要がある。

また、第2に掲げる用途において、個人情報の記入や確認が必要となることから、個人情報の利用目的を明らかにし、本人の同意を得ることにより、本事業を実施すること。

第2・第3 (略)

(別紙様式例)

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業
に係る個人情報の取扱いについて

(略)

関係機関 (注)	<p>国、農業人材確保推進事業（新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記5の事業をいう。）の第3の1の事業実施主体及び事業実施主体から業務の一部を委託された者、都道府県、農業経営・就農支援センター、都道府県から農業経営・就農支援センターに係る業務の一部を委託された者、農業経営・就農支援センターに登録された専門家、都道府県農業委員会ネットワーク機構、市町村、農業委員会、農業協同組合連合会、都道府県農業会議、都道府県農業法人協会、土地改良区、農地中間管理機構、普及指導センター、株式会社日本政策金融公庫、誘致体制への参画機関（農業協同組合、〇〇、〇〇）（※その他追加する機関があれば明確にすること）</p>
-------------	--

(略)

(別添)

環境負荷低減に向けた具体的取組内容

第1 取組の趣旨

第4の各取組主体は、みどりの食料システム法第15条の規定に基づく基本方針等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、最低限行うべき環境負荷低減の取組について定めた「みどりチェック」チェックシート（別紙参考様式）に記載の各取組を実施することとする。

関係機関 (注)	<p>国、農業人材確保推進事業（新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記6の事業をいう。）の第3の事業実施主体及び事業実施主体から業務の一部を委託された者、都道府県、農業経営・就農支援センター、都道府県から農業経営・就農支援センターに係る業務の一部を委託された者、農業経営・就農支援センターに登録された専門家、都道府県農業委員会ネットワーク機構、市町村、農業委員会、農業協同組合連合会、都道府県農業会議、都道府県農業法人協会、土地改良区、農地中間管理機構、普及指導センター、株式会社日本政策金融公庫、誘致体制への参画機関（農業協同組合、〇〇、〇〇）（※その他追加する機関があれば明確にすること）</p>
-------------	--

(略)

(別添)

環境負荷低減に向けた具体的取組内容

第1 取組の趣旨

令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。

また、令和5年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する」こととされた。

これらを踏まえ、本事業における上記「事業申請時のチェックシートの提出」については、以下のとおり実施するものとする。

第2 環境負荷低減チェックシートの提出

- 1 本事業の各取組主体は、最低限行うべき環境負荷低減の取組について明らかにした「環境負荷低減のチェックシート」(民間事業者・自治体等向け)の項目について、事業の実施に当たって留意しなければならない。
- 2 各取組主体は、事業計画書中のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを都道府県に提出すること。
- 3 都道府県は、全ての取組主体からチェックシートを収集し、地方農政局長に提出する。

第2 「みどりチェック」チェックシートの提出

- 1 本事業に取り組む第4の各取組主体は、「みどりチェック」チェックシートの項目について、事業の実施に当たって留意しなければならない。
- 2 第4の各取組主体は、「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを都道府県に提出すること。
また、実績報告の際は「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックした上で、当該チェックシートを都道府県に提出すること。
- 3 都道府県は、全ての取組主体から「みどりチェック」チェックシートを収集し、地方農政局長に提出すること。第5の1の(1)のただし書のイの場合には、地方農政局長が取組

主体から収集すること。

4 地方農政局長は、当該チェックシートを経営局長に提出すること。

5 「みどりチェック」チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

(削る。)

4 地方農政局長は、当該チェックシートを経営局長に提出する。

(新設)

第3 主な環境関係法令の遵守

各取組主体は、「環境負荷低減のチェックシート」中の「関係法令の遵守」に関し、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

(1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等

(2) 適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）
- ・医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）等

(3) エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

(4) 悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等

(6) 生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
- ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等

(7) 環境関係法令の遵守等

- ・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）
- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第6号）

(別添参考様式)

「みどりチェック」チェックシート (民間事業者・自治体等向け)

事業名			
組織名			
代表者氏名		↓該当する方に○	
住所		申請時 (します)	
連絡先		報告時 (しました)	

・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。

・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。

・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。

・※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

解説書

- ・土地改良法 (昭和24年法律第195号)
- ・森林法 (昭和26年法律第249号)
- ・漁業法 (昭和24年法律第267号) 等

取組主体の名称: _____

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (民間事業者・自治体等向け)

事業名:	_____
組織名・代表者氏名:	_____
住所:	_____
連絡先:	_____

	申請時 (します)		報告時 (しました)
①	<input type="checkbox"/>	(1) 適正な施肥 ※農産物等の調達を行う場合 (該当しない □) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	<input type="checkbox"/>
②	<input type="checkbox"/>	(2) 適正な防除 ※農産物等の調達を行う場合 (該当しない □) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討 (再掲)	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	(3) エネルギーの節減	<input type="checkbox"/>
③	<input type="checkbox"/>	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
④	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない (照明、空調、ウォームピズ・クールピズ、燃費効率のよい機械の利用等) ように努める	<input type="checkbox"/>
⑤	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	(4) 悪臭及び害虫の発生防	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)		報告時 (しました)
⑦	<input type="checkbox"/>	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分 プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
⑧	<input type="checkbox"/>	資源の再利用を検討	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	(6) 生物多様性への悪影響の防止	<input type="checkbox"/>
⑨	<input type="checkbox"/>	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合 (該当しない □) 生物多様性に配慮した事業実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑩	<input type="checkbox"/>	※特定事業場である場合 (該当しない □) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	(7) 環境関係法令の遵守等	<input type="checkbox"/>
⑪	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑫	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>



チェック	環境関係法令の遵守等	
<input type="checkbox"/>	①	みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	②	関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
<input type="checkbox"/>	④	正しい知識に基づく作業安全に努める
	エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除	
<input type="checkbox"/>	⑤	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める
<input type="checkbox"/>	⑥	環境負荷低減に配慮した商品、原料、農産物等の調達を検討
	悪臭及び害虫の発生防止	
<input type="checkbox"/>	⑦	※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない□） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
<input type="checkbox"/>	⑧	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
<input type="checkbox"/>	⑨	資源の再利用を検討
	生物多様性への悪影響の防止	

		止	
⑥	<input type="checkbox"/>	※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない□） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>

⑬	<input type="checkbox"/>	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑭	<input type="checkbox"/>	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない□） 機械等の適切な整備と管理に努める	<input type="checkbox"/>
⑮	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。
この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

◆ 上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合があるため、各事業の要綱・要領などをご確認ください。

＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞
 ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
 ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。 上記について、確認しました→□

<input type="checkbox"/>	⑩	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない <input type="checkbox"/>) 生物多様性に配慮した事業実施に努める
<input type="checkbox"/>	⑪	※特定事業場である場合（該当しない <input type="checkbox"/>) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。

・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→

改正後	改正前
<p>(別記4)</p> <p>第1 事業の趣旨</p> <p>農業大学校、農業高校、民間の農業教育機関などにおける農業教育の高度化を図るため、全国段階において、<u>国際的な農業人材育成のための海外研修</u>を支援するとともに、地域段階においては、各都道府県が作成する「農業教育高度化プラン」の実現に向けた取組を支援する。</p> <p>第3 事業の仕組み</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 国は、<u>全国農業委員会ネットワーク機構（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第42条第1項の規定による農林水産大臣の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。以下同じ。）</u>に対し、補助金を交付する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第4 全国事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業内容</p> <p><u>地域農業のリーダーとして、輸出や海外への事業展開等を担う国際的な農業人材を育成するため、以下の（1）及び</u></p>	<p>(別記4)</p> <p>第1 事業の趣旨</p> <p>農業大学校、農業高校、民間の農業教育機関などにおける農業教育の高度化を図るため、全国段階において、<u>農業教育機関の指導者や学生等を対象とした研修の開催等</u>を支援するとともに、地域段階においては、各都道府県が作成する「農業教育高度化プラン」の実現に向けた取組を支援する。</p> <p>第3 事業の仕組み</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 国は、全国農業委員会ネットワーク機構に対し、補助金を交付する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第4 全国事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業内容</p>

(2) の取組を実施する。

(1) 海外農業研修に参加する学生等への支援

以下のア及びイを満たす学生等が海外農業研修に参加するための経費を支援する。

ア 以下の(ア)から(オ)までの要件を満たす海外農業研修に参加すること。

(削る。)

(削る。)

(ア) 期間が、3か月以上であること

(イ) 場所、内容等が、事前に確認できること

(ウ) 農業に関する知識・技術を学ぶことが目的であること

(エ) 過去5年間重大な法令違反や事故等が発生していない事業者又は地方公共団体が提供する研修であること

(オ) 経費の使途、内訳等が確認できること

イ 別紙様式第2号により海外農業研修計画を提出し、将来的に農業に従事する意思があると宣言すること。

事業実施主体は、その適否の判断に当たっては、外部有識者等による審査を行うものとする。ただし、都道府

(1) 農業教育機関の指導者や学生等に対する研修等の実施

事業実施主体は、農業教育機関の指導者の指導能力向上、学生等の能力向上、学生等の交流等を支援するため、以下のア及びイの取組を実施する。

なお、取組の実施に当たっては、利便性、研修効果等を考慮し、開催方法(集合型又はオンライン方式)について十分検討すること。

ア 農業教育機関の指導者の能力向上に資する取組

(i) 経営戦略やマーケティング、スマート農業技術や環境配慮型農業等、指導者に必要な知識や技術を習得させるための研修

(ii) 指導スキルを向上させるための研修

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

イ 農業教育機関の学生等の能力向上に資する取組

県等において当該学生等の海外農業研修への参加について別途審査が行われている場合には、当該都道府県等からの推薦等をもってこれに代えることができる。

支援する経費の上限は、海外農業研修に参加する学生等1名につき、海外農業研修参加経費の2分の1又は60万円のいずれか低い額とする。

(削る。)

(削る。)

(2) 農業分野における海外研修・留学等の普及啓発、海外の農業高校等との交流活動

農業を学ぶ学生等が、農業分野における海外研修・留学の意義・効果等について理解を深めることができるよう、

(i) 主に以下に掲げる内容を含む、就農後に有益な知識を習得できる研修

a 輸出、6次産業化、高収益作物の生産など、収益力向上のための取組

b スマート農業技術や効率的な生産手法など、生産性向上のための取組

c 労働安全や労務管理の知識など、働きやすい労働環境の獲得・整備のための取組

d 有機農業など、環境に配慮した農業に関する取組

e 農泊や農福連携など、地域資源の活用や多様な主体の活躍につながる農業経営のための取組

(ii) 学生等の就農・学習意欲喚起に資する交流

a 全国の農業教育機関に在籍している学生等の交流活動

b 政府間交流に位置付けられている海外の農業高校等との交流活動

(2) 民間団体が運営する農業教育機関等の農業教育高度化に係る取組

所在する都道府県への就農を原則としない民間団体が運営する農業教育機関等は、第5の4の(1)から(5)ま

全国規模で普及啓発を実施する。また、政府間交流に位置付けられている海外の農業高校等との交流活動を実施する。

(削る。)

で又は(7)の取組を実施する。

なお、事業実施に当たっての留意事項は、第5の12の(2)から(12)までを準用する。

(3) 国際的な農業人材育成のための取組

地域農業のリーダーとして、輸出や海外への事業展開等を担う国際的な農業人材を育成するため、以下のア及びイの取組を実施する。

ア 海外農業研修に参加する学生等への支援

以下の(ア)及び(イ)を満たす学生等が海外農業研修に参加するための経費を支援する。

(ア) 以下のaからeまでの要件を満たす海外農業研修に参加すること。

a 期間が、3か月以上であること

b 場所、内容等が、事前に確認できること

c 農業に関する知識・技術を学ぶことが目的であること

d 過去5年間重大な法令違反や事故等が発生していない事業者又は地方公共団体が提供する研修であること

e 経費の使途、内訳等が確認できること

(イ) 別紙様式第4号により海外農業研修計画を提出し、将来的に農業に従事する意思があると宣言すること。

事業実施主体は、その適否の判断に当たっては、外部有識者等による審査を行うものとする。ただし、都道府県等において当該学生等の海外農業研修への参加

3 (略)

4 補助対象経費及び補助率

2に掲げる事業の補助対象経費は、別表1に定めるとおりとし、予算の範囲内で定額の補助を行う。

5 事業計画の作成等

(1) 事業実施主体は、別紙様式第1号により事業計画書を作成し、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B350号農林水産事務次官依命通知（以下「補助金等交付要綱」という。））第4の1の規定による交付申請時に添付するものとする。

(2) (略)

6 事業実績の報告等

事業実施主体は、別紙様式第1号により事業実績報告書を作成し、事業完了の日から1か月が経過した日又は事業終了

について別途審査が行われている場合には、当該都道府県等からの推薦等をもってこれに代えることができる。

支援する経費の上限は、海外農業研修に参加する学生等1名につき、海外農業研修参加経費の2分の1又は60万円のいずれか低い額とする。

イ 農業分野における海外研修・留学等の普及啓発

農業を学ぶ学生等が、農業分野における海外研修・留学の意義・効果等について理解を深めることができるよう、全国規模で普及啓発を実施する。

3 (略)

4 補助対象経費及び補助率

2に掲げる事業の補助対象経費は、別表1に定めるとおりとし、予算の範囲内で定額又は2分の1以内の補助を行う。なお、2の(2)の補助率は、第5の6を準用する。

5 事業計画の作成等

(1) 事業実施主体は、別紙様式第1号から第3号までのうち該当する様式により事業計画書を作成し、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B350号農林水産事務次官依命通知（以下「補助金等交付要綱」という。））第4の1の規定による交付申請時に添付するものとする。

(2) (略)

6 事業実績の報告等

事業実施主体は、別紙様式第1号から第3号までのうち該当する様式により事業実績報告書を作成し、事業完了後1か

年度の翌年度の4月末日までのいずれか早い日までに、経営局長に報告する。

また、事業実績報告書の提出後も経営局長が必要と認める場合には、事業実施主体に対し、随時報告を求めることができる。

7 事業成果の検証

事業実施主体は、当該年度に実施した海外農業研修の終了後、本事業により支援を受けた海外農業研修参加者に対し、研修の成果や研修後の進路・就業状況等の報告を求め、任意の様式により内容を取りまとめの上、研修終了年度の翌年度の7月末日までに経営局長に提出する。

(削る。)

(削る。)

8・9 (略)

第5 都道府県事業

1 都道府県農業教育高度化プランの作成

都道府県は、本事業の実施に当たって、別紙様式第3号により、各都道府県における農業人材育成の課題や目標を明確

月以内又は該当事業年度の翌年度の4月末日までのいずれか早い期日までに、経営局長に報告する。

また、事業実績報告書の提出後も経営局長が必要と認める場合には、事業実施主体に対し、随時報告を求めることができる。

7 事業成果の検証

(1) 事業実施主体(2の(3)の事業実施主体を除く。)

は、研修等の参加者や農業教育機関等に対するアンケート調査や就業状況調査等により、効果の検証を行う。結果は、6の事業実績報告書に記載する。

(2) 2の(3)の事業実施主体は、当該年度に実施した海外農業研修の終了後、本事業により支援を受けた海外農業研修参加者に対し、研修の成果や研修後の進路・就業状況等の報告を求め、任意の様式により内容を取りまとめの上、研修終了年度の翌年度の7月末日までに経営局長に提出する。

8・9 (略)

第5 都道府県事業

1 都道府県農業教育高度化プランの作成

都道府県は、本事業の実施に当たって、別紙様式第5号により、各都道府県における農業人材育成の課題や目標を明確

化した農業教育高度化プラン（以下「高度化プラン」という。）を作成する。

高度化プランの作成に当たっては、新規就農者の育成・確保に向け、教育機関、農業者等の意見を十分に踏まえ、地域の農業の担い手に関する課題及び課題解決のための農業教育高度化の方針、新規就農等に関する具体的な数値目標、目標達成に向けた各農業教育機関の教育高度化に向けた具体的な取組、事業効果の把握・検証の体制等を記載する。

また、高度化プランは、関係者間で広く共有し、事業の進捗状況や目標達成状況等について、年度ごとに把握・検証を行う。くわえて、必要に応じて高度化プランの見直しを行う等、効果的な事業実施に努める。

2 取組主体

本事業における取組主体は、以下の（１）から（５）までに掲げる団体等とする。なお、取組主体となる農業教育機関は、高度化プランに位置付けられた農業教育機関であり、取組の実施に必要な施設設備、人員等の体制を有するものとする。

また、取組主体は、高度化プランに位置付けられた農業教育機関（高等学校は除く。）を、別記5の第3の2の（１）のオの新規就農支援ポータルサイトに登録することとする。

（１）～（４）（略）

化した農業教育高度化プラン（以下「高度化プラン」という。）を作成する。

高度化プランの作成に当たっては、新規就農者の育成・確保に向け、教育機関、農業者等の意見を十分に踏まえ、地域の農業の担い手に関する課題及び課題解決のための農業教育高度化の方針、新規就農等に関する具体的な数値目標、目標達成に向けた各農業教育機関の教育高度化に向けた具体的な取組、事業効果の把握・検証の体制等を記載する。

また、高度化プランは、関係者間で広く共有し、事業の進捗状況や目標達成状況等について、年度ごとに把握・検証を行う。加えて、必要に応じて高度化プランの見直しを行う等、効果的な事業実施に努める。

2 取組主体

本事業における取組主体は、以下の（１）から（５）までに掲げる団体等とする。ただし、4の（6）に取り組む場合、都道府県（道府県立農業大学校、農業試験場、普及組織等を含む。）を必須とし、市町村、農業機械メーカー・肥料農薬メーカー等の民間事業者、農業協同組合、農業を営む個人・法人・農業者団体、大学・研究機関等が、取組に参画するよう努めること。なお、取組主体となる農業教育機関は、高度化プランに位置付けられた農業教育機関であり、取組の実施に必要な施設設備、人員等の体制を有するものとする。

また、取組主体は、高度化プランに位置付けられた農業教育機関（高等学校は除く。）を、別記6の第3の2の（１）のオの新規就農支援ポータルサイトに登録することとする。

（１）～（４）（略）

(5) 協議会等（地方自治体、取組を行うために必要な知見を有する農業関係団体、農業経営者、農業教育機関、農業や教育に関する各種専門家等により構成され、協議会等の運営及び意思決定の方法、事務及び会計処理の方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした規約が定められているもの)

3 (略)

4 事業の内容等

取組主体は、高度化プランの内容を踏まえ、以下の(1)から(5)までにより、当該事業実施年度に実施する取組を選択し、実施する。

(1)～(5) (略)

(削る。)

(5) 協議会等（地方自治体、取組を行うために必要な知見を有する農業関係団体、農業経営者、農業教育機関、農業や教育に関する各種専門家等により構成され、協議会等の運営及び意志決定の方法、事務及び会計処理の方法並びにその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした規約が定められているもの)

3 (略)

4 事業の内容等

取組主体は、高度化プランの内容を踏まえ、以下の(1)から(6)までにより、当該事業実施年度に実施する取組を選択し、実施する。

(1)～(5) (略)

(6) 現役農業者等に対するリ・スキリングなど先進的な教育・研修モデルの創出

農業者がスマート農業や有機農業などの新たな技術やこれらの技術を導入する際の基盤となる経営力を強化するための手法等（以下(6)において「技術等」という。）を学び直すことができる環境を整備するため、以下のとおり、現役農業者等に対するリ・スキリングなど教育・研修モデルを創出する。

ア 研修テーマ

以下の(ア)から(エ)までのうち1つ以上を選択する。

(ア) スマート農業

(イ) 環境と調和のとれた農業（ただし、有機農業に関する研修は必須）

(ウ) 農業経営

(エ) その他農業者等の技能向上、経営発展等に資するテーマ

イ 取組内容

以下の(ア)から(エ)までのうち任意の取組を実施する。

(ア) 推進会議の開催

研修計画の具体化、進捗管理、研修後のフォローアップ、事業成果の取りまとめ等を行う推進会議を開催する。

(イ) 研修の実施

都道府県事業実施計画に基づく研修を実施する。

(ウ) 研修環境の整備

以下の(i)から(v)までにより、(イ)の研修の実施に必要な環境整備を行う。

(i) 農業用機械・設備の導入(購入、リース等)又は改良

(ii) 農業用ハウスのリノベーション(気密性や保温性の向上など機能強化に必要となる改修等に限る。)

(iii) 研修ほ場の設置(研修の実施に必要なほ場の借上げ、肥培管理等)

(iv) 研修コンテンツの作成・利用

(v) その他研修の円滑な実施に必要な取組(研修の実施に要するデータ収集・分析、受講者の募集や研修情報の発信等に必要なウェブサ

イトの作成・運営、農場等におけるICT環境の整備、指導者向け研修の実施、研修効果を把握するための調査等)

(エ) 新たな技術等の円滑な導入・実践に向けた取組
農業者等が新たな技術等を円滑に導入・活用できる
よう、相談窓口の設置や交流会の開催、先進地視
察等を実施する。

ウ 成果目標

(ア) 目標年度及び成果指標

事業実施年度の3年後を目標年度に設定する。また、研修テーマに応じて、次の成果指標を設定する。ただし、これらによる目標設定が難しい場合は、補足可能な任意の指標を用いて、定量的な目標を設定することができる。

・アの(ア)のテーマ

スマート農業技術に取り組む農業経営体の数

・アの(イ)のテーマ

有機農業の取組面積又は有機JAS認証を取得した農地面積

・アの(ウ)のテーマ

受講者の経営力の向上が認められた者(※)の割合

(※) 売上高の10%以上の拡大、経営コストの10%以上の縮減、経営面積の10%以上の拡大、雇用者数の10%以上の増加、新たに法人化した、新たに6次産業化に取り組ん

だ、新たに輸出に取り組んだ、独立就農した、農業法人等の役員や部門責任者等に雇用された、のいずれかに該当する者

・アの（エ）のテーマ

研修目的等に応じた定量的な目標

（イ）達成状況及び予定の報告

取組主体は、別紙様式第6号の別添様式第3号により、事業実施年度、その翌年度、翌々年度及び目標年度における成果目標の達成状況及び取組実績を作成し、各年度の翌年度の6月末日までに都道府県知事へ提出する。

また、取組主体は、同様の様式により、事業実施年度の翌年度、翌々年度及び目標年度における取組予定を作成し、各年度の6月末日までに都道府県知事へ提出する。

エ 留意事項

12に記載した各事項のほか、以下に留意することとする。

（ア）研修の実施に当たっては、受講者の健康管理や事故防止に十分に配慮すること。

（イ）研修受講者については、現役農業者のほか、学生や就農希望者等を含めることができる。ただし、学生が受講する場合は、当該学生の就職予定先から研修テーマに関する技術等の習得を求められている等、当該技術の活用が見込まれる場合に限る。

(6) その他の取組

上記の(1)から(5)までの取組を円滑に実施するために必要な会議、事業内容の検討及び事業効果の把握のために必要な調査、農業教育機関の指導者の能力向上を目的とした研修等(研修受講者個人の資格取得を目的とした研修は除く)への派遣、研修受講者の就農を支援するための専門員の設置、研修受講者へのフォローアップ活動等の取組を実施する。

5・6 (略)

7 事業計画の作成等

(1) 都道府県は、1で作成した高度化プランの内容を踏まえ、取組主体が作成する事業計画をとりまとめ、別紙様式第4号により都道府県事業計画を作成し、地方農政局長(北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)の承認を得るものとする。

(2) (略)

(ウ) 研修の実施や研修コンテンツの作成に当たってのリース等については、(3)による。また、本事業により作成した研修コンテンツについて、他の農業教育機関や研修施設等に配布するなど、広く活用されるよう努める。

(エ) 施設用地の整地や改良などの整備費は、補助対象としない。

(オ) 本事業により導入する農業機械等については、(2)を準用する。

(7) その他の取組

上記の(1)から(6)までの取組を円滑に実施するために必要な会議、事業内容の検討及び事業効果の把握のために必要な調査、農業教育機関の指導者の能力向上を目的とした研修等(研修受講者個人の資格取得を目的とした研修は除く)への派遣、研修受講者の就農を支援するための専門員の設置、研修受講者へのフォローアップ活動等の取組を実施する。

5・6 (略)

7 事業計画の作成等

(1) 都道府県は、1で作成した高度化プランの内容を踏まえ、取組主体が作成する事業計画をとりまとめ、別紙様式第6号により都道府県事業計画を作成し、地方農政局長(北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)の承認を得るものとする。

(2) (略)

(3) 全国農業委員会ネットワーク機構は、別紙様式第5号により事業実施計画を作成し、交付申請時に添付するものとする。

(4) (略)

8 国の補助

(1) ~ (4) (略)

(5) 国は、次のとおり予算を配分する。

ア 取組主体における新規就農者数について、現状値から目標値までの増加率が10%未満である場合は、当該取組主体に予算を配分しない。ただし、新規就農者の就農率が50%以上の場合は、この規定によらず、新規就農者数について、現状値から増加させる目標を立てることとする。

イ 4の(1)から(6)までの取組

国は、政策的に重要な取組（以下「重点取組」という。）について、優先枠を設定する（優先枠以外を一般枠とする。）。優先枠の対象となる取組は、4に掲げる事業内容のうち、以下の取組とする。

- ・ 4の(1)のイ、ウの取組
- ・ 4の(1)のイ、ウの取組を実施するために必要な(2)、(3)及び(5)の取組

また、予算配分に当たっては、研修受講予定者数、就農者数・就農率、農業高校から農業大学校等への進学率、新規就農に関する目標値等も考慮する。

なお、重点取組だが優先枠として予算配分されなかった取組及び重点取組以外の取組については、一般枠

(3) 全国農業委員会ネットワーク機構は、別紙様式第7号により事業実施計画を作成し、交付申請時に添付するものとする。

(4) (略)

8 国の補助

(1) ~ (4) (略)

(5) 国は、次のとおり予算を配分する。

ア 都道府県又は都道府県内の取組主体における新規就農者数について、現状値から目標値までの増加率が10%未満である場合は、当該都道府県又は当該取組主体に予算を配分しない。

イ 4の(1)から(5)まで及び(7)の取組

国は、政策的に重要な取組（以下「重点取組」という。）について、優先枠を設定する（優先枠以外を一般枠とする。）。優先枠の対象となる取組は、4に掲げる事業内容のうち、以下の取組とする。

- ・ 4の(1)のアからウまでの取組
- ・ 4の(1)のアからウまでの取組を実施するために必要な(2)、(3)及び(5)の取組

また、予算配分に当たっては、研修受講予定者数、就農者数・就農率、新規就農者数の現況、新規就農に関する目標値等も考慮する。

なお、重点取組だが優先枠として予算配分されなかった取組及び重点取組以外の取組については、一般枠

として、予算配分を行う。

(削る。)

(6) 国費要望額の上限については、北海道は2,000万円、都府県は1,500万円とする。

(削る。)

(削る。)

9 事業実績の報告

(1) 都道府県は、取組主体が作成する事業実績を取りまとめ、別紙様式第4号により都道府県事業実績報告を作成し、別添様式第1号を添えて、事業実施年度の翌年度の6月末までに当該都道府県を管轄する地方農政局長及び全国農業委員会ネットワーク機構に報告するものとする。

(2) 全国農業委員会ネットワーク機構は、(1)により報告を受けた都道府県事業実績報告をもとに、別紙様式第5号により事業実績報告を作成し、事業実施年度の翌年度の7月末までに経営局長に報告するものとする。

(3) (略)

として、予算配分を行う。

ウ 4の(6)の取組

都道府県知事は、別表3のポイント表によりポイント付けの上、都道府県事業計画に記載する。国は、ポイントが高い順に、予算の範囲内で採択する。なお、同ポイントの場合は、国費が少ない事業を優先的に採択する。

(6) 国費要望額の上限については、以下のとおりとする。

ア 4の(1)から(5)まで及び(7)の取組

各取組の総額について、北海道は2,000万円、都府県は1,500万円とする。

イ 4の(6)の取組

都道府県当たり、1,500万円とする。

9 事業実績の報告

(1) 都道府県は、取組主体が作成する事業実績を取りまとめ、別紙様式第6号により都道府県事業実績報告を作成し、別添様式第1号を添えて、事業実施年度の翌年度の6月末までに当該都道府県を管轄する地方農政局長及び全国農業委員会ネットワーク機構に報告するものとする。

(2) 全国農業委員会ネットワーク機構は、(1)により報告を受けた都道府県事業実績報告をもとに、別紙様式第7号により事業実績報告を作成し、事業実施年度の翌年度の7月末までに経営局長に報告する。

(3) (略)

10 (略)

11 事業の適切な執行に向けた指導等

(1) 取組主体は、本事業で取得した機械等の財産について法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数をいう。以下同じ。)を経過するまでの間、適切に管理使用するものとする。

(2) ・ (3) (略)

12 その他事業に関する留意事項

(1) (略)

(2) 4の(3)の取組の実施に当たっては、幅広い世代の就農希望者(求職者、他産業に従事する社会人等)が受講しやすいよう、研修期間、研修開催方法(eラーニング形式、土日・夜間開催)等に配慮する。

(3) ~ (6) (略)

(7) 試験研究又は実験の用に供する以外の目的であって、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施する農業機械の安全性検査(以下「安全性検査」という。)の対象となっている農用トラクター(乗用型・歩行型)、田植機、コンバイン(自脱型)又は乾燥機(穀物用循環型)のうち令和7年度以降新たに発売される型式のものについて補助金等を活用する場合には、安全性検査に合格したものの中から選定するものとする。

10 (略)

11 事業の適切な執行に向けた指導等

(1) 取組主体は、本事業で取得した機械等の財産について法定耐用年数を経過するまでの間、適切に管理使用するものとする。

(2) ・ (3) (略)

12 その他事業に関する留意事項

(1) (略)

(2) 4の(3)及び(6)の取組の実施に当たっては、幅広い世代の就農希望者(求職者、他産業に従事する社会人等)や農業者が受講しやすいよう、実施形態について、研修時期や時間帯(農閑期、土日、夜間)、研修開催方法(eラーニング形式を含むオンライン方式、産地等における出前講座)等に配慮するよう努める。

(3) ~ (6) (略)

(7) 試験研究又は実験の用に供する以外の目的であって、安全性検査の対象となっている農用トラクター(乗用型・歩行型)、田植機、コンバイン(自脱型)又は乾燥機(穀物用循環型)のうち令和7年度以降新たに発売される型式のものについて補助金等を活用する場合には、安全性検査に合格したものの中から選定するものとする。

(8) 本事業により取得した機械等の財産（以下「取得財産等」という。）は、動産総合保険等に加入するものとする。また、施錠可能な場所での保管、その他の盗難防止等の措置を講じ、適切な管理に努めるものとする。

(9) 4の(2)により導入した機械等については、効率的な利用を図る観点から、本事業の取組を実施しない時間帯や期間がある場合には、当該農業教育機関で実施している通常の農業教育及び農業研修に使用できる。

(10) ～ (12) (略)

(13) 4の(1)のカについては、別記3の事業により現に補助を受け、又は受ける予定の地域における取組は本事業の補助対象としない。

第6 環境負荷低減に向けた取組の実施

第4の1の事業実施主体及び第5の2の取組主体は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づく、環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（令和4年農林水産省告示第1412号。以下「基本方針」という。）等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、その具体的な取組内容は別添のとおりとする。

(別表1)

(略)

区分	内容
----	----

(8) 本事業により取得した機械等の財産（以下、「取得財産等」という。）は、動産総合保険等の加入、施錠可能な場所での保管等により、適切に管理する。

(9) 4の(2) 及び(6)により導入した機械等については、効率的な利用を図る観点から、本事業の取組を実施しない時間帯や期間がある場合には、当該農業教育機関で実施している通常の農業教育及び農業研修に使用できる。

(10) ～ (12) (略)

(13) 第5の4の(1)のカ及び(6)については、別記3の事業により現に補助を受け、又は受ける予定の地域における取組は本事業の補助対象としない。

第6 環境負荷低減に向けた取組の実施

第4の1の事業実施主体及び第5の2の取組主体は、本事業の実施に当たっては、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づく環境負荷低減に取り組むものとし、その具体的な取組内容は別添のとおりとする。

(別表1)

(略)

区分	内容
----	----

謝金	<p>事業を実施するために必要となる専門知識の提供、外部講師による講義の実施、資料整理、事務補助、資料収集等の協力者に対し支払う、謝礼に要する経費。</p> <p>謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であることを精査するため、謝金の単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。</p> <p>また、事業実施主体に対しては、謝金を支払うことはできない。</p>
旅費	<p>事業を実施するために必要な研修実施、資料収集、各種調査、打合せ等に要する経費及び研修を受講する学生等の研修の参加に必要な経費の一部。事業実施主体に旅費の支給に関する規程等がある場合は、当該規程によることができるものとする。</p>
賃金	<p>事業を実施するために必要となる研修実施、資料整理、事務補助、資料収集等の業務のために臨時に雇用した者に対し支払う、実働に応じた対価。雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」としてではなく、後述する「その他」の区分により申請すること。</p> <p>賃金単価については、事業実施主体の賃金支給規則や法令の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>また、当該賃金支給規則による場合であっても、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（賞与、住宅手当、退職給付金引当金等）については、除外して申請すること。</p> <p>設定された単価が妥当であることを精査するため、賃金支給規則、辞令等の根拠となる資料を申請の際に添付すること。</p> <p>賃金については、事業の実施により新たに発生する業務について支払いの対象とし、当該事業の実施に直接関係の</p>

謝金	<p>事業を実施するために必要となる専門知識の提供、外部講師による講義の実施、資料整理、事務補助、資料収集等の協力者に対する謝礼に要する経費。</p> <p>謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であることを精査するため、謝金の単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。</p> <p>また、事業実施主体等の事業に参画する者（以下「事業実施主体等」という。）に対しては、謝金を支払うことはできない。</p>
旅費	<p>事業を実施するための、研修実施、資料収集、各種調査、打合せ等に要する経費及び研修を受講する学生等の研修の参加に必要な経費の一部。事業実施主体等に旅費の支給に関する規程等がある場合は、当該規程によることができるものとする。</p>
賃金	<p>事業を実施するために必要となる研修実施、資料整理、事務補助、資料収集等の業務のために臨時に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価。雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」としてではなく、後述する「その他」の区分により申請すること。</p> <p>賃金単価については、事業実施主体等の賃金支給規則や国の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>また、当該賃金支給規則による場合であっても、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（賞与、住宅手当、退職給付金引当金等）については、除外して申請すること。</p> <p>設定された単価が妥当であることを精査するため、賃金支給規則、辞令等の根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。</p> <p>賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務についてのみ支払いの対象とし、事業実施に直接関係の</p>

	<p>ない当該団体の既存の業務に対する支払いはできない。 また、<u>事業実施主体</u>は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならない。</p>
専門員等設置費	<p>事業を実施するために必要となる企画、運営、各種調査、分析、相談、システム開発等専門技術・知識を要する業務を行うための専門員、コンサルタント、システムエンジニア等を新たに雇用した場合の経費。 専門員等設置費の単価については、<u>事業実施主体</u>の支給規則等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、上記の支給規則等の根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。 専門員等設置費は、<u>事業</u>の実施により新たに発生する業務について支払いの対象とし、<u>当該事業の実施</u>に直接関係のない当該団体の既存の業務に対する支払いはできない。 また、<u>事業実施主体</u>は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならない。</p>
技能者給	<p>事業を実施するために必要となる専門的知識、技能を要する業務に対し支払う、<u>実働</u>に応じた対価。 <u>技能者給の単価</u>については、<u>事業に直接従事する者に係る基本給、諸手当（時間外手当等は除く。）、賞与及び法定福利費を合わせた年間総支給額を、就業規則で定められた年間総就労時間で除した額とする（算定に当たっては、退職給付金引当金に要する経費は除く。）。</u> なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。 また、<u>事業実施主体</u>は、「<u>作業日誌</u>」等を作成し、<u>当該専門的知識、技能を要する業務に直接従事した者の従業時間及び作業内容を証明</u>しなければならない。</p>

	<p>ない既存の業務に対する支払いはできない。 また、<u>事業実施主体等</u>は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならない。</p>
専門員等設置費	<p>事業を実施するために必要となる企画、運営、各種調査、分析、相談、システム開発等専門技術・知識を要する業務を行うための専門員、コンサルタント、システムエンジニア等を新たに雇用した場合の経費。 専門員等設置費の単価については、<u>事業実施主体等</u>の支給規則等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、上記の支給規則等の根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。 専門員等設置費は、<u>本事業</u>の実施により新たに発生する業務について支払いの対象とし、<u>事業実施</u>に直接関係のない既存の業務に対する支払いはできない。 また、<u>事業実施主体等</u>は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならない。</p>
技能者給	<p>事業を実施するために必要となる専門的知識、技能を要する業務に対し支払う<u>実働</u>に応じた対価。 設定された単価が妥当であるかを精査するため、単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。 設定された単価が妥当であるかを精査するため、単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。</p>

(削る。)	(削る。)
備品費	事業を実施するために直接必要となる取得価格が5万円以上50万円未満の機器、装置、物品等の購入に必要な経費（これらの据付等にかかる経費も含む。） <u>農業用機械・設備を除く。</u>
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
通信運搬費	事業を実施するため追加的に必要となる電話・インターネット等の通信料、郵便料、諸物品の運賃等の経費（通常の団体運営に伴って発生する経費は除く。）。
使用料及び賃借料	事業を実施するため追加的に必要となる研修・教育コンテンツやサービスの使用料、パソコン、教育機材、研修用機械・設備、移動用バス等事業用機械器具、研修会場等の借料及び損料（通常の団体等の運営に伴って発生する経費は除く。）。
委託費	事業の交付目的たる事業の一部分を他の事業者等に委託するために必要な経費。
(略)	(略)
その他	事業を実施するために必要な <u>広告費、文献等購入費、複写費、会場借料、収入印紙代、社会保険料等の事業者負担分、傷害・賠償保険加入費</u> など他の費目に該当しない経費。

(注) 1 補助事業等に直接従事する者の人件費の額の算定方法及び人件費の額の算定根拠となる従事日数等に係る証拠書類の整備等については、上記助成対象経費の欄に掲げる内容のほか、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に示す方法に従うものとする。

農業機械・設備導入費	事業を実施するために必要となる取得価格が50万円以上の研修用の機械等の購入・リースに必要な経費（これらの据付等にかかる経費も含む。）。
備品費	事業を実施するために直接必要となる取得価格が5万円以上50万円未満の機器、装置、物品等の購入に必要な経費（これらの据付等にかかる経費も含む。）。
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
通信運搬費	事業を実施するため追加的に必要となる電話・インターネット等の通信料、郵便料、諸物品の運賃等の経費（通常の団体運営に伴って発生する経費は含まれない）。
使用料及び賃借料	事業を実施するため追加的に必要となる研修コンテンツやサービスの使用料、パソコン、教育機材、研修用機械・設備、移動用バス等事業用機械器具、研修会場等の借料及び損料（通常の団体等の運営に伴って発生する経費は含まれない）。
委託費	事業の交付目的たる事業の一部分（ <u>研修・教育コンテンツ等の成果物の作成、データ解析等</u> ）を他の事業者等に委託するために必要な経費。
(略)	(略)
その他	事業を実施するために必要な <u>文献等購入費、複写費、会場借料、収入印紙代、社会保険料等の事業者負担分</u> など他の費目に該当しない経費。

(注) 1 補助事業等に直接従事する者の人件費の算定方法及び人件費の算定根拠となる従事日数等に係る証拠書類の整備等については、上記助成対象経費の欄に掲げる内容のほか、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に示す方法に従うものとする。

- 2 謝金の額については、原則として、申請の際に設定した単価を用いることとし、その後の変更はできないものとする。
(削る。)

(別表2)
(略)

区分	内容
謝金	<p>事業を実施するために必要となる専門知識の提供、外部講師による講義の実施、資料整理、事務補助、資料収集等の協力者に対し支払う、謝礼に要する経費。</p> <p>謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、謝金の単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。</p> <p>また、取組主体等の事業に参画する者（以下「取組主体等」という。）に対しては、謝金を支払うことはできない。</p>
旅費	<p>事業を実施するために必要な研修実施、資料収集、各種調査、打合せ、外部有識者の招聘等に要する経費。取組主体等に旅費の支給に関する規程等がある場合は、当該規程によることができるものとするが、農業教育機関の学生や研修受講生に対する旅費は交通費、宿泊費等の実費とする。</p>
賃金	<p>事業を実施するために必要となる研修実施、資料整理、事務補助、資料収集等の業務のために臨時に雇用した者に対し支払う、実働に応じた対価。雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」としてではなく、後述する「その他」の区分により申請すること。</p> <p>賃金単価については、取組主体等の賃金支給規則や法令</p>

- 2 謝金、賃金、専門員等設置費及び技能者給については、原則として、額の確定時に、申請の際に設定した単価の変更はできない。
- 3 農業機械・設備導入費及び備品費は別記4の第4の2の(2)、海外研修費は同(3)の取組の補助対象経費とする。

(別表2)
(略)

区分	内容
謝金	<p>事業を実施するために必要となる専門知識の提供、外部講師による講義の実施、資料整理、事務補助、資料収集等の協力者に対する謝礼に要する経費。</p> <p>謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、謝金の単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。</p> <p>また、取組主体等の事業に参画する者（以下「取組主体等」という。）に対しては、謝金を支払うことはできない。</p>
旅費	<p>事業を実施するために必要な研修実施、資料収集、各種調査、打合せ等に要する経費。取組主体等に旅費の支給に関する規程等がある場合は、当該規程によることができるものとするが、農業教育機関の学生や研修受講生に対する旅費は交通費及び宿泊費等の実費とする。</p>
賃金	<p>事業を実施するために必要となる研修実施、資料整理、事務補助、資料収集等の業務のために臨時に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価。雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」としてではなく、後述する「その他」の区分により申請すること。</p> <p>賃金単価については、取組主体等の賃金支給規則や国の</p>

	<p>の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>また、当該賃金支給規則による場合であっても、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（賞与、住宅手当、退職給付金引当金等）については、除外して申請すること。</p> <p>設定された単価が妥当であるかを精査するため、賃金支給規則、辞令等の根拠となる資料を申請の際に添付すること。</p> <p>賃金については、<u>事業の実施</u>により新たに発生する業務について支払いの対象とし、<u>当該事業の実施</u>に直接関係のない<u>当該団体の既存の業務</u>に対する支払いはできない。</p> <p>また、取組主体は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならない。</p>		<p>規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>また、当該賃金支給規則による場合であっても、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（賞与、住宅手当、退職給付金引当金等）については、除外して申請すること。</p> <p>設定された単価が妥当であるかを精査するため、賃金支給規則、辞令等の根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。</p> <p>賃金については、<u>本事業の実施</u>により新たに発生する業務について<u>のみ</u>支払いの対象とし、<u>事業実施</u>に直接関係のない既存の業務に対する支払いはできない。</p> <p>また、取組主体は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならない。</p>
会計年度任用職員給与等	<p>地方公共団体において会計年度任用職員に任用された職員を本事業に従事させる場合については、地方公共団体が定める会計年度任用職員の給与に関する条例等の規定に基づき、給与及び手当について、本事業への従事割合に応じて助成対象とすることができる。</p> <p>この場合、<u>給与等の額</u>が妥当であるかを精査するため、給与等に関する条例、勤務条件通知書等の根拠となる資料を申請の際に添付するとともに、会計年度任用職員の本事業への従事割合及び従事内容を証明しなければならない。</p>	会計年度任用職員給与等	<p>地方公共団体において会計年度任用職員に任用された職員を本事業に従事させる場合については、地方公共団体が定める会計年度任用職員の給与に関する条例等の規定に基づき、給与及び手当について、本事業への従事割合に応じて助成対象とすることができる。</p> <p>この場合、<u>給与等</u>が妥当であるかを精査するため、給与等に関する条例、勤務条件通知書等の根拠となる資料を申請の際に添付するとともに、会計年度任用職員の本事業への従事割合及び従事内容を証明しなければならない。</p>
専門員等設置費	<p>事業を実施するために必要となる企画、運営、各種調査、分析、相談、システム開発等専門技術・知識を要する業務を行うための専門員、コンサルタント、システムエンジニア等を新たに雇用した場合の経費。</p> <p>専門員等設置費の単価については、取組主体の支給規則等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、上記の支給規則等の根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。</p>	専門員等設置費	<p>事業を実施するために必要となる企画、運営、各種調査、分析、相談、システム開発等専門技術・知識を要する業務を行うための専門員、コンサルタント、システムエンジニア等を新たに雇用した場合の経費。</p> <p>専門員等設置費の単価については、取組主体の支給規則等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、上記の支給規則等の根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。</p>

	<p>専門員等設置費は、<u>事業の実施により新たに発生する業務について支払いの対象とし、当該事業の実施に直接関係のない当該団体の既存の業務に対する支払いはできない。</u></p> <p>また、取組主体等は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならない。</p>
技能者給	<p>事業を実施するために必要となる専門的知識、技能を要する業務に対し支払う、<u>実働</u>に応じた対価。</p> <p><u>技能者給の単価については、事業に直接従事する者に係る基本給、諸手当（時間外手当等は除く。）、賞与及び法定福利費を合わせた年間総支給額を、就業規則で定められた年間総就労時間で除した額とする（算定に当たっては、退職給付金引当金に要する経費は除く。）。</u></p> <p><u>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。</u></p> <p>また、取組主体等は、「作業日誌」等を作成し、<u>当該専門的知識、技能を要する業務に直接従事した者の従業時間及び作業内容を証明しなければならない。</u></p>
(略)	(略)
備品費	<p>事業を実施するために直接必要となる取得価格が5万円以上50万円未満の機器、装置、物品等の購入に必要な経費（これらの据付等にかかる経費も含む。）。</p> <p><u>農業用機械・設備を除く。</u></p>
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
通信運搬費	<p>事業を実施するため追加的に必要となる電話・インターネット等の通信料、郵便料、諸物品の運賃等の経費（通常の団体運営に伴って発生する経費は除く。）。</p>
使用料及び	<p>事業を実施するため追加的に必要となる研修・教育コンテンツやサービスの使用料、パソコン、教育機材、研修</p>

	<p>専門員等設置費は、<u>本事業の実施により新たに発生する業務について支払いの対象とし、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する支払いはできない。</u></p> <p>また、取組主体等は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならない。</p>
技能者給	<p>事業を実施するために必要となる専門的知識、技能を要する業務に対し支払う<u>実働</u>に応じた対価。</p> <p>設定された単価が妥当であるかを精査するため、単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。</p> <p>設定された単価が妥当であるかを精査するため、単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。</p>
(略)	(略)
備品費	<p>事業を実施するために直接必要となる取得価格が5万円以上50万円未満の機器、装置、物品等の購入に必要な経費（これらの据付等にかかる経費も含む。）。</p>
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
通信運搬費	<p>事業を実施するため追加的に必要となる電話・インターネット等の通信料、郵便料、諸物品の運賃等の経費（通常の団体運営に伴って発生する経費は含まれない）。</p>
使用料及び	<p>事業を実施するため追加的に必要となる研修・教育コンテンツやサービスの使用料、パソコン、教育機材、研</p>

賃借料	用機械・設備、移動用バス等事業用機械器具、研修ほ場等の借料及び損料（通常の団体等の運営に伴って発生する経費は除く。）。
(略)	(略)
その他	事業を実施するために必要な <u>広告費、文献等購入費、複写費、会場借料、収入印紙代、社会保険料等の事業者負担分、傷害・賠償保険加入費</u> など他の費目に該当しない経費。

- (注) 1 補助事業等に直接従事する者の人件費の額の算定方法及び人件費の額の算定根拠となる従事日数等に係る証拠書類の整備等については、上記助成対象経費の欄に掲げる内容のほか、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に示す方法に従うものとする。
- 2 謝金の額については、原則として、申請の際に設定した単価を用いることとし、その後変更はできないものとする。

(削る。)

賃借料等	修用機械・設備、移動用バス等事業用機械器具、研修ほ場等の借料及び損料（通常の団体等の運営に伴って発生する経費は含まれない）。
(略)	(略)
その他	事業を実施するために必要な <u>文献等購入費、複写費、会場借料、収入印紙代、社会保険料等の事業者負担分</u> など他の費目に該当しない経費。

- (注) 1 補助事業等に直接従事する者の人件費の算定方法及び人件費の算定根拠となる従事日数等に係る証拠書類の整備等については、上記助成対象経費の欄に掲げる内容のほか、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に示す方法に従うものとする。
- 2 謝金、賃金、専門員等設置費及び技能者給については、原則として、額の確定時に、申請の際に設定した単価の変更はできない。

(別表3)

ポイント表 第5の4の(6)関係

1 共通評価項目

① <u>事業に幅広い関係者が参画しているか。</u>	
ア <u>6つ以上の機関等が参画している。</u>	<u>7</u>
イ <u>5つの機関等が参画している。</u>	<u>5</u>
ウ <u>4つの機関等が参画している。</u>	<u>3</u>
エ <u>3つの機関等が参画している。</u>	<u>1</u>
② <u>事業実施計画書が適切かつ具体的に記載されているか。</u>	
ア <u>されている。</u>	<u>1</u>
イ <u>されていない。</u>	<u>不選定</u>
③ <u>幅広いテーマについて研修を行う取組か。</u>	
<u>3つ以上の研修テーマに取り組む。</u>	<u>2</u>

④ 第5の4の(6)の取組に新たに取り組む。	15
------------------------	----

2 テーマ別評価項目

研修テーマを複数選択する場合、2つを選択し、テーマごとにポイントを付与し、以下のア及びイの合計をポイントとする。

ア 2つのうち、ポイントが高いテーマのポイント数（ポイントが同数の場合は、いずれか一つを選択する。）

イ アでない方のテーマのポイントを2で除した数

(1) 各テーマ共通

⑤ 研修受講者数 各テーマの受講者の延べ人数	
ア 1,000人以上	8
イ 500人以上	6
ウ 300人以上	4
エ 100人以上	2
⑥ 研修時間 各テーマの研修時間の合計	
ア 160時間以上	8
イ 120時間以上	6
ウ 80時間以上	4
エ 40時間以上	2
⑦ 実施形態 幅広い農業者等が参加できる実施形態となっているか。	
ア 農閑期や夜間に研修を実施し、幅広い技術等を取り扱う。	3

イ <u>農閑期や夜間に研修を実施し、一部の技術等を取り扱う。</u>	<u>1</u>
ウ <u>オンライン形式による研修を実施し、幅広い技術等を取り扱う。</u>	<u>3</u>
エ <u>オンライン形式による研修を実施し、一部の技術等を取り扱う。</u>	<u>1</u>
オ <u>産地等における出前講座を実施する。</u>	
<u>(ア) 7回以上</u>	<u>3</u>
<u>(イ) 4回以上</u>	<u>2</u>
<u>(ウ) 1回以上</u>	<u>1</u>
⑧ <u>営農類型</u> <u>別添様式第3号の3の(2)に掲げる営農類型について、</u>	
<u>ア 6つ以上取り組む。</u>	<u>5</u>
<u>イ 5つ取り組む。</u>	<u>4</u>
<u>ウ 4つ取り組む。</u>	<u>3</u>
<u>エ 3つ取り組む。</u>	<u>2</u>
<u>オ 2つ取り組む。</u>	<u>1</u>
⑨ <u>地域の農業者・学生等のニーズを満たす体系的な研修となっているか。</u>	
<u>ア 幅広い又は希望に即した品目・技術等を取扱い、地域の農業者・学生等のニーズを満たす体系的な研修となっている。</u>	<u>4</u>
<u>イ 地域の農業者・学生等のニーズを</u>	<u>2</u>

る程度満たす研修となっている。	
⑩ <u>他の地域への波及が期待される研修モデルとなっているか。</u>	
ア <u>広く波及することが期待できる。</u>	<u>6</u>
イ <u>一部地域への波及が期待できる。</u>	<u>3</u>
⑪ <u>新規性・独創性の高い研修モデルとなっているか。</u>	
ア <u>新規性及び独創性がいずれも高いものとなっている。</u>	<u>6</u>
イ <u>新規性又は独創性が高いものとなっている。</u>	<u>3</u>
⑫ <u>研修指導者の確保・育成の目標</u> <u>地域において継続的・持続的に研修を実施するための指導者の確保・育成の方針が明確に定められているか。</u>	
ア <u>定められており、効果的な内容となっている。</u>	<u>4</u>
イ <u>定められており、概ね効果的な内容となっている。</u>	<u>2</u>
ウ <u>定められていない。</u>	<u>不選定</u>
(2) <u>スマート農業</u>	
⑬ <u>当該都道府県におけるスマート農業に取り組む経営体の数を目標年次までに拡大</u> <u>※特定の技術等について目標を設定する場合は、本事業において研修を実施す</u>	

る技術等の中から3つ以上を選択し、 当該技術の増加率の平均値によりポイント を算定する。	
ア 160%以上	5
イ 150%以上	4
ウ 140%以上	3
エ 130%以上	2
オ 120%以上	1
⑭ 中山間地域におけるスマート農業の普及 に有効な研修内容となっている。	2
⑮ スマートサポートチーム（注）との連 携等により、スマート農業実証プロジェ クト等で得られた成果を有効に活用し、 地域に普及させる計画となっている。	1
⑯ 農業者が新たな技術等の導入・実践に ついて相談できる窓口を設置している。	2

注：過去にスマート農業実証プロジェクトに参画した者を含めた
スマート農業技術の活用を支援するチーム。（参照URL：
https://www.naro.go.jp/smart-nogyo/suishin-kyogikai/smart_support_list.html）

（3）環境と調和のとれた農業

⑰ 当該都道府県における有機農業の取組 面積又は有機JAS認証を取得した農地 面積を目標年次までに拡大	
ア 150%以上	8
イ 140%以上	7

ウ 130%以上	6
エ 120%以上	4
オ 110%以上	2
⑱ 農業者が新たな技術等の導入・実践について相談できる窓口を設置している。	2
(4) 農業経営	
⑲ 受講者のうち目標年次までに経営力の向上が認められた者の割合 ※ 受講者にアンケート調査等を実施の上、受講者の7割以上又は50名以上から回答を得て、達成状況を把握するよう努めるものとする。	
ア 90%以上	5
イ 80%以上	4
ウ 70%以上	3
エ 60%以上	2
オ 50%以上	1
⑳ 農業者のキャリアステージに応じた研修となっているか。 ※ 以下アからウまでについて、受講者を区分して研修を実施する場合にポイントを付与。 ア 新規就農者を対象とした研修を実施 イ 就農後概ね5年以上の農業者を対象とした研修を実施	各1

ウ <u>経営者又は次期経営者候補を対象とした研修を実施</u>	
① <u>女性参画や農福連携など、多様な人材の活躍に資する研修を実施する計画となっている。</u>	1
② <u>労働環境改善（就業規則等の策定・見直し、労働時間の削減（経営計画の見直し、経営分析・営農支援システムの導入等）、労働負荷削減のための見直し（作業工程の見直し、作業マニュアルの作成等）、マネジメント体制の強化（人事制度や人材管理システムの導入等）、労働・社会保険への加入等）に資する研修を実施する計画となっている。</u>	1

(別記4 別紙様式第1号)

令和〇〇年度農業教育高度化事業のうち全国事業
(農業教育機関の指導者や学生等に対する研修等の実施)
事業計画（実績報告）書

番 _____ 号
令和 年 月 日

農林水産省経営局長 殿

(削る。)

住 所
団体名
代表者

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記4の第4の5（事業実績報告の場合は第4の6）の規定に基づき、下記のとおり事業計画（実績報告）書を提出する。

記

1 事業実施方針

--

2 事業計画（事業実績報告の場合は事業実績）

（1）事業の目標及び内容

○ねらい・目標

○具体的内容

時期、期間	
内容、講師	① 農業教育機関の指導者の能力向上に資する取組 ア 指導者に必要な知識や技術を習得させるための研修

	<p><u>イ 指導スキルを向上させるための研修</u></p> <p><u>② 農業教育機関の学生等の能力向上に資する取組</u></p> <p><u>ア 就農後に有益な知識を習得できる研修</u></p> <p><u>イ 学生等の就農・学習意欲喚起に資する交流</u></p>
<p><u>実施方法、開催場所、回数</u></p>	

○効果及び確認・検証方法（事業実績報告の場合は効果の検証結果）

※2（3）に記載のとおり、事業実績報告時に、効果に係る数値の報告を求めますので、効果の確認・検証方法としてアンケートによる数値の把握を行うようにしてください。

（2）事業全体のスケジュール（事業実績報告の場合は事業全体

の進捗実績)

令和 年度	
月	
月	
月	

(3) 事業の成果

※事業実績報告時に記載

○効果の検証結果

- ① 農業教育機関の指導者の能力向上に資する取組
- ア 指導者に必要な知識や技術を習得させるための研修
 - イ 指導スキルを向上させるための研修

- ② 農業教育機関の学生等の能力向上に資する取組
- ア 就農後に有益な知識を習得できる研修

- イ 学生等の就農・学習意欲喚起に資する交流

○目標の達成状況

○総括

※ 参加者に対する4段階評価のアンケートを研修終了後に実施し、本欄の記載の一部として、次の数値を報告してください。

- ① 農業教育機関の指導者の能力向上に資する取組

a参加者のうち「研修内容が指導能力向上に役立つ」と回答した者の数及び割合

b参加者のうち「研修内容が実際の学生等の指導に役立つ」と回答した者の数及び割合

② 農業教育機関の学生等の能力向上に資する取組

a参加者のうち「研修内容が将来就農する上で役立つ」と回答した者の数及び割合

b参加者のうち「研修に参加して就農意欲が高まった」と回答した者の数及び割合

(報告の例)

	数	割合
参加者		
a～		
b～		

3 添付資料

(1) 別添事業収支計画（報告）書

(2) 事業実施主体の概要（事業計画の場合に限る。）

(3) 実施内容の詳細（参加人数内訳、参加者属性、研修資料等）（事業実績報告の場合に限る。）

(4) 環境負荷低減チェックシート

(5) その他必要な資料

(別添)

事業収支計画（事業実績報告の場合は事業収支報告）書
（農業教育機関の指導者や学生等に対する研修等の実施）

経費の配分

(単位：円)

事業内容	事業に	負担区分	備考
------	-----	------	----

(削る。)

	要する 経費 <u>(A + B)</u>	国庫補助金 <u>(A)</u>	その他 <u>(B)</u>	(積算 内 訳 等)
<u>農業教育機関の 指導者や学生等 に対する研修等 の実施</u> <u>①農業教育機 関の指導者 の能力向上 に資する取 組</u> <u>②農業教育機 関の学生等 の能力向上 に資する取 組</u>				
合 計				

(注) 1 補助事業を実施するために必要な経費（消費税を含む。）のみを計上して
ください。

2 備考欄には、積算内訳を記載又は添付してください。

3 単価等の設定根拠となる資料を添付してください。

(別記4 別紙様式第2号)

令和〇〇年度農業教育高度化事業のうち全国事業

(削る。)

(民間団体が運営する農業教育機関等の農業教育高度化に係る取組)

事業計画（実績報告）書

番 _____ 号
令和 年 月 日

農林水産省経営局長 殿

住 所
団体名
代表者

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記4の第4の5（事業実績報告の場合は第4の6）の規定に基づき、下記のとおり事業計画（実績報告）書を提出する。

記

第1 今年度の事業の実施方針

--

第2 今年度の取組実績等の体制

※謝金を支払う委員等が含まれる検討会を設置する場合に委員会の構成を記載

してください。

検討委員等の氏名及び役職	所属等

第3 具体的な取組計画（実績）

注：「使用経費等」については、取組内容ごとかつ別表2の補助対象経費の区分ごとに詳細に記載すること。

（1）農業教育機関における教育カリキュラムの強化

実施機関	取組内容・実施 (予定)時期	使用経費等
	[教育コース名] [対象者・予定受 講数] [実施期間（研修 時間数）] [カリキュラムの 内容]	合計 円 (うち国費 円)

（2）研修用農業機械又は農業設備の導入

実施機関	取組内容・実施 (予定)時期	使用経費等
		合計 円 (うち国費 円)

注：取組内容欄には、導入予定の農業機械・設備の内容、規模、仕様を記載する。

(3) 農業教育機関等におけるeラーニングの導入

<u>実施機関</u>	<u>取組内容・実施 (予定)時期</u>	<u>使用経費等</u>
		合計 _____ 円 (うち国費 _____ 円)

(4) 若者の就農意欲を喚起するための活動

<u>実施機関</u>	<u>取組内容・実施 (予定)時期</u>	<u>使用経費等</u>
		合計 _____ 円 (うち国費 _____ 円)

(5) 農業教育機関におけるICT環境の整備のための取組

<u>実施機関</u>	<u>取組内容・実施 (予定)時期</u>	<u>使用経費等</u>
		合計 _____ 円 (うち国費 _____ 円)

(7) その他の取組

<u>実施機関</u>	<u>取組内容・実施 (予定)時期</u>	<u>使用経費等</u>
		合計 _____ 円 (うち国費 _____ 円)

第4 本年度事業で目指す（得られた）効果及び事業の改善点

第5 研修効果の把握

※実績報告時に記載すること

(1) アンケート結果

- ① 事業で実施した研修内容について、将来、就農する際に役立つと回答した者の割合：
- ② 事業で実施した研修を受講することにより、将来、農業を職業とすることに対し、前向きな気持ちが強くなったと回答した者の割合：
- ③ スマート農業や環境配慮型農業、輸出に関する理解が深まったと回答した者の割合：

(2) 新規就農者数

- ① 研修を受講した者の数：
- ② ①のうち、新規就農者の数：
- ③ ②÷①×100：

(3) 農業大学校への進学状況

- ① 研修を受講した者の数：
- ② ①のうち、農業大学校へ進学した者の数：
- ③ ①のうち、新規就農者の数：
- ④ (②+③) ÷ ① × 100：

注：進路決定まで時間を要するなどにより、実績報告時に研修効果を把握できない場合には、把握でき次第、速やかに送

付すること。

第6 その他

第7 事業完了（予定）日

令和 年 月 日

第8 添付資料

- (1) 別添事業収支計画（報告）書
- (2) 事業を実施する農業教育機関等の概要が分かる資料
- (3) 機械、設備、機器等を導入する場合はカタログ、見積書等
- (4) 環境負荷低減チェックシート
- (5) その他取組内容の参考となる資料

(別添)

事業収支計画（報告）書

(民間団体が運営する農業教育機関等の農業教育高度化に係る取組)

経費の配分

(単位：円)

<u>事業内容</u>	<u>事業に 要する 経費 (A + B)</u>	<u>負担区分</u>		<u>備考 (積算 基礎 等)</u>
		<u>国庫補助金 (A)</u>	<u>その他 (B)</u>	

(削る。)

(1) 農業教育機 関における教育 カリキュラムの 強化				
(2) 研修用農業 機械又は農業設 備の導入				
(3) 農業教育機 関におけるe-ラ ーニングの導入				
(4) 若者の就農 意欲を喚起する ための活動				
(5) 農業教育機 関におけるICT 環境の整備のた めの取組				
(7) その他の取 組				
※ 該当する取組 メニューを記載				
合 計				

(注) 1 補助事業を実施するために必要な経費（消費税を含む。）のみを計上してください。

2 「積算基礎」欄には、積算内訳を記載し、考え方を記載又は添付してください。

(別記4 別紙様式第1号)

令和〇〇年度農業教育高度化事業のうち全国事業
事業計画（実績報告）書

(略)

1～4 (略)

5 添付資料

(1) (略)

(2) 「みどりチェック」チェックシート

(3)・(4) (略)

(5) 学生等から提出された別紙様式第2号（実績報告時のみ）

(6)・(7) (略)

(別添)

事業収支計画（報告）書

経費の配分

(単位：円)

事業内容	事業に 要する 経費	負担区分		備考 (積算 基礎)
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	

3 必要に応じて単価等の設定根拠となる資料を添付してください。

(別記4 別紙様式第3号)

令和〇〇年度農業教育高度化事業のうち全国事業
(国際的な農業人材育成のための取組)
事業計画（実績報告）書

(略)

1～4 (略)

5 添付資料

(1) (略)

(2) 環境負荷低減チェックシート

(3)・(4) (略)

(5) 学生等から提出された別紙様式第4号（実績報告時のみ）

(6)・(7) (略)

(別添)

事業収支計画（報告）書

(国際的な農業人材育成のための取組)

経費の配分

(単位：円)

事業内容	事業に 要する 経費	負担区分		備考 (積算 基礎)
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	

	(A + B)			等)
(1) (略) (2) 農業分野 における海 外研修・留 学等の普及 啓発、 <u>海外 の農業高校 等との交流 活動</u>				
合 計				

(略)

(別記4 別紙様式第2号)

海外農業研修計画

令和 年 月 日

殿

氏 名

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記4の第4の2の規定に基づき海外農業研修計画を提出します。

	(A + B)			等)
(1) (略) (2) 農業分野 における海 外研修・留 学等の普及 啓発				
合 計				

(略)

(別記4 別紙様式第4号)

海外農業研修計画

令和 年 月 日

殿

氏 名

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記4の第4の2の(3)の規定に基づき海外農業研修計画を提出します。

また、海外農業研修に励み、将来的に農業に従事する意思があることを宣言します。

なお、本計画の内容について、就農予定地の自治体等の関係機関に対し、必要最小限度内において提供されることに同意します。

1～4 (略)

(別記4 別紙様式第3号)

都道府県農業教育高度化プラン

第1～第5 (略)

別記4 別添様式第1号

新規就農等に関する具体的な数値目標

(1) (略)

ア 現状及び目標値（事業実施以降、目標年度までの3～5年間の各年の目標値を記載）

(略)

(単位：人、%)

	令和7年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)	令和9年度 (目標値)	令和10年度 (目標値)	令和11年度 (目標値)	令和12年度 (目標値)
(略)						
(略)						
(略)						

(略)

また、海外農業研修に励み、将来的に農業に従事する意思があることを宣言します。

なお、本計画の内容について、就農予定地の自治体等の関係機関に対し、必要最小限度内において提供されることに同意します。

1～4 (略)

(別記4 別紙様式第5号)

都道府県農業教育高度化プラン

第1～第5 (略)

別記4 別添様式第1号

新規就農等に関する具体的な数値目標

(1) (略)

ア 現状及び目標値（事業実施以降、目標年度までの3～5年間の各年の目標値を記載）

(略)

(単位：人、%)

	令和6年度 (現状値)	令和7年度 (目標値)	令和8年度 (目標値)	令和9年度 (目標値)	令和10年度 (目標値)	令和11年度 (目標値)
(略)						
(略)						
(略)						

(略)

注1：(略)

注2：新規就農者数については、どのようなものを含んでいるのか分かるよう内容を記載してください。また、都道府県が取組主体になる場合において、新規就農者数の目標値については、目標年度において現状値と比較して10%以上となるように目標を設定してください。

ただし、新規就農者の就農率が50%以上の場合は、新規就農者数について、現状値から増加させる目標を立ててください。

注3：(略)

イ 近年の新規就農者数等の状況（実績）

(単位：人、%)

	令和5年度 (実績値)	令和6年度 (実績値)	令和7年度 (実績値)	令和8年度 (実績値)
(略)				(略)
(略)				
(略)				
(略)				
(略)				

(略)

注4：(略)

(2) (略)

(略)

ア 現状値及び目標値（事業実施以降、目標年度までの3～5年間の各年の目標値を記載）

注1：(略)

注2：新規就農者数については、どのようなものを含んでいるのか分かるよう内容を記載してください。また、新規就農者数の目標値については、目標年度において現状値と比較して10%以上となるように目標を設定してください。

注3：(略)

イ 近年の新規就農者数等の状況（実績）

(単位：人、%)

	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (実績値)	令和6年度 (実績値)	令和7年度 (実績値)
(略)				(略)
(略)				
(略)				
(略)				
(略)				

(略)

注4：(略)

(2) (略)

(略)

ア 現状値及び目標値（事業実施以降、目標年度までの3～5年間の各年の目標値を記載）

(略)

(単位：人、%)

	令和7年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)	令和9年度 (目標値)	令和10年度 (目標値)	令和11年度 (目標値)	令和12年度 (目標値)
(略)						
(略)						
(略)						

(略)

注1：(略)

注2：新規就農者数については、どのようなものを含んでいるのか分かるよう内容を記載してください。また、新規就農者数の目標値については、目標年度において現状値と比較して10%以上となるように目標を設定してください。

ただし、新規就農者の就農率が50%以上の場合は、新規就農者数について、現状値から増加させる目標を立ててください。

イ 近年の新規就農者数等の状況 (実績)

(単位：人、%)

	令和5年度 (実績値)	令和6年度 (実績値)	令和7年度 (実績値)	令和8年度 (実績値)
(略)				(略)
(略)				
(略)				
(略)				
(略)				

(略)

(単位：人、%)

	令和6年度 (現状値)	令和7年度 (目標値)	令和8年度 (目標値)	令和9年度 (目標値)	令和10年度 (目標値)	令和11年度 (目標値)
(略)						
(略)						
(略)						

(略)

注1：(略)

注2：新規就農者数については、どのようなものを含んでいるのか分かるよう内容を記載してください。また、新規就農者数の目標値については、目標年度において現状値と比較して10%以上となるようにしてください。

イ 近年の新規就農者数等の状況 (実績)

(単位：人、%)

	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (実績値)	令和6年度 (実績値)	令和7年度 (実績値)
(略)				(略)
(略)				
(略)				
(略)				
(略)				

(略)

注3：(略)

(3) (略)

(略)

ア 現状値及び目標値（事業実施以降、目標年度までの3～5年間の各年の目標値を記載）

目標内容：

(単位：人、%)

	令和7年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)	令和9年度 (目標値)	令和10年度 (目標値)	令和11年度 (目標値)	令和12年度 (目標値)
(略)						
(略)						
(略)						

(略)

イ 近年の状況（実績）

(単位：人、%)

	令和5年度 (実績値)	令和6年度 (実績値)	令和7年度 (実績値)	令和8年度 (実績値)
(略)				(略)
(略)				
(略)				
(略)				
(略)				

(略)

別記4 別添様式第1号 (記載例)

(略)

注3：(略)

(3) (略)

(略)

ア 現状値及び目標値（事業実施以降、目標年度までの3～5年間の各年の目標値を記載）

目標内容：

(単位：人、%)

	令和6年度 (現状値)	令和7年度 (目標値)	令和8年度 (目標値)	令和9年度 (目標値)	令和10年度 (目標値)	令和11年度 (目標値)
(略)						
(略)						
(略)						

(略)

イ 近年の状況（実績）

(単位：人、%)

	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (実績値)	令和6年度 (実績値)	令和7年度 (実績値)
(略)				(略)
(略)				
(略)				
(略)				
(略)				

(略)

別記4 別添様式第1号

新規就農等に関する具体的な数値目標

(1) (略)

ア 現状及び目標値（事業実施以降、目標年度までの3～5年間の各年の目標値を記載）

(略)

(単位：人、%)

	令和7年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)	令和9年度 (目標値)	令和10年度 (目標値)	令和11年度 (目標値)	令和12年度 (目標値)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

(略)

注1：(略)

注2：新規就農者数については、どのようなものを含んでいるのか分かるよう内容を記載してください。また、都道府県が取組主体になる場合において、新規就農者数の目標値については、目標年度において現状値と比較して10%以上となるように目標を設定してください。

ただし、新規就農者の就農率が50%以上の場合は、新規就農者数について、現状値から増加させる目標を立ててください。

注3：(略)

イ 近年の新規就農者数等の状況（実績）

(単位：人、%)

	令和5年度 (実績値)	令和6年度 (実績値)	令和7年度 (実績値)	令和8年度 (実績値)

新規就農等に関する具体的な数値目標

(1) (略)

ア 現状及び目標値（事業実施以降、目標年度までの3～5年間の各年の目標値を記載）

(略)

(単位：人、%)

	令和6年度 (現状値)	令和7年度 (目標値)	令和8年度 (目標値)	令和9年度 (目標値)	令和10年度 (目標値)	令和11年度 (目標値)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

(略)

注1：(略)

注2：新規就農者数については、どのようなものを含んでいるのか分かるよう内容を記載してください。また、新規就農者数の目標値については、目標年度において現状値と比較して10%以上となるように目標を設定してください。

注3：(略)

イ 近年の新規就農者数等の状況（実績）

(単位：人、%)

	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (実績値)	令和6年度 (実績値)	令和7年度 (実績値)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)				(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)				(略)

(略)

(2) (略)

【取組主体（研修教育機関等）名：〇〇県立農業大学校】

ア 現状値及び目標値（事業実施以降、目標年度までの3～5年間の各年の目標値を記載）

(略)

(単位：人、%)

	令和7年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)	令和9年度 (目標値)	令和10年度 (目標値)	令和11年度 (目標値)	令和12年度 (目標値)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

注1：(略)

注2：新規就農者数については、どのようなものを含んでいるのか分かるよう内容を記載してください。また、新規就農者数の目標値については、目標年度において現状値と比較して10%以上となるようにしてください。

ただし、新規就農者の就農率が50%以上の場合は、新規就農者数について、現状値から増加させる目標を立ててください。

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)				(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)				(略)

(略)

(2) (略)

【取組主体（研修教育機関等）名：〇〇県立農業大学校】

ア 現状値及び目標値（事業実施以降、目標年度までの3～5年間の各年の目標値を記載）

(略)

(単位：人、%)

	令和6年度 (現状値)	令和7年度 (目標値)	令和8年度 (目標値)	令和9年度 (目標値)	令和10年度 (目標値)	令和11年度 (目標値)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

注1：(略)

注2：新規就農者数については、どのようなものを含んでいるのか分かるよう内容を記載してください。また、新規就農者数の目標値については、目標年度において現状値と比較して10%以上となるようにしてください。

イ 近年の新規就農者数等の状況（実績）

（単位：人、％）

	令和5年度 （実績値）	令和6年度 （実績値）	令和7年度 （実績値）	令和8年度 （実績値）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）				（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）				（略）

（略）

【取組主体（研修教育機関等）名：〇〇県農業研修センター】

ア 現状値及び目標値（事業実施以降、目標年度までの3～5年間の各年の目標値を記載）

（略）

（単位：人、％）

	令和7年度 （現状値）	令和8年度 （目標値）	令和9年度 （目標値）	令和10年度 （目標値）	令和11年度 （目標値）	令和12年度 （目標値）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（略）

注1：（略）

注2：新規就農者数については、どのようなものを含んでい

イ 近年の新規就農者数等の状況（実績）

（単位：人、％）

	令和4年度 （実績値）	令和5年度 （実績値）	令和6年度 （実績値）	令和7年度 （実績値）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）				（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）				（略）

（略）

【取組主体（研修教育機関等）名：〇〇県農業研修センター】

ア 現状値及び目標値（事業実施以降、目標年度までの3～5年間の各年の目標値を記載）

（略）

（単位：人、％）

	令和6年度 （現状値）	令和7年度 （目標値）	令和8年度 （目標値）	令和9年度 （目標値）	令和10年度 （目標値）	令和11年度 （目標値）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（略）

注1：（略）

注2：新規就農者数については、どのようなものを含んでい

るのか分かるよう内容を記載してください。また、新規就農者数の目標値については、目標年度において現状値と比較して10%以上となるように目標を設定してください。

ただし、新規就農者の就農率が50%以上の場合は、新規就農者数について、現状値から増加させる目標を立ててください。

イ 近年の新規就農者数等の状況（実績）

（単位：人、%）

	令和5年度 （実績値）	令和6年度 （実績値）	令和7年度 （実績値）	令和8年度 （実績値）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）				（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）				（略）

（略）

（3）（略）

（略）

ア 現状値及び目標値（事業実施以降、目標年度までの3～5年間の各年の目標値を記載）

目標内容：

（単位：人、%）

	令和7年度 （現状値）	令和8年度 （目標値）	令和9年度 （目標値）	令和10年度 （目標値）	令和11年度 （目標値）	令和12年度 （目標値）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		

るのか分かるよう内容を記載してください。また、新規就農者数の目標値については、目標年度において現状値と比較して10%以上となるようにしてください。

イ 近年の新規就農者数等の状況（実績）

（単位：人、%）

	令和4年度 （実績値）	令和5年度 （実績値）	令和6年度 （実績値）	令和7年度 （実績値）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）				（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）				（略）

（略）

（3）（略）

（略）

ア 現状値及び目標値（事業実施以降、目標年度までの3～5年間の各年の目標値を記載）

目標内容：

（単位：人、%）

	令和6年度 （現状値）	令和7年度 （目標値）	令和8年度 （目標値）	令和9年度 （目標値）	令和10年度 （目標値）	令和11年度 （目標値）

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

イ 近年の状況（実績）

（単位：人、％）

	令和5年度 （実績値）	令和6年度 （実績値）	令和7年度 （実績値）	令和8年度 （実績値）
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)				(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)				(略)

(略)

（別記4 別紙様式第4号）

令和〇〇年度新規就農者育成総合対策のうち
農業教育高度化事業（都道府県事業）事業計画（実績報告）書

番 号
令和 年 月 日

地方農政局長 殿

住 所
都道府県知事

(略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

イ 近年の状況（実績）

（単位：人、％）

	令和4年度 （実績値）	令和5年度 （実績値）	令和6年度 （実績値）	令和7年度 （実績値）
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)				(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)				(略)

(略)

（別記4 別紙様式第6号）

令和〇〇年度新規就農者育成総合対策のうち
農業教育高度化事業（都道府県事業）事業計画（実績報告）書

番 号
令和 年 月 日

〇〇地方農政局長 殿

住 所
都道府県知事

(略)

第1・第2 (略)

第3 今年度の取組実施等の体制

※謝金を支払う委員等が含まれる検討会を設置する場合に委員会の構成を記載してください。

(略)

第4 具体的な取組計画 (実績)

(1) 農業教育機関における教育カリキュラム強化

(略)

※優先配分事項とは、別記4の第5の8の(5)のイに該当する取組である (以下同じ。)

(2)～(5) (略)

(削る。)

第1・第2 (略)

第3 今年度の取組実施等の体制

※謝金を支払う委員等が含まれる検討会を設置する場合に委員会の構成を記載して下さい。

(略)

第4 具体的な取組計画 (実績)

(1) 農業教育機関における教育カリキュラム強化

(略)

※優先配分事項とは、別記5の第5の8の(5)のイに該当する取組である (以下同じ。)

(2)～(5) (略)

(6) 現役農業者等に対するリ・スキリングなど先進的な教育・

研修モデルの創出

※別添様式第3号も記載すること。

実施機関	取組内容・実施 (予定) 時期	使用経費等
	推進会議の開催	合計 円 (うち国費 円)
	研修の実施	合計 円 (うち国費 円)
	研修環境の整備	合計 円 (うち国費 円)

	農業用機械・設備の導入又は改良	合計 円 (うち国費 円)
	農業用ハウスのリノベーション	合計 円 (うち国費 円)
	研修ほ場の設置	合計 円 (うち国費 円)
	研修コンテンツの作成・利用	合計 円 (うち国費 円)
	その他研修の円滑な実施に必要な取組	合計 円 (うち国費 円)
	新たな技術等の円滑な導入・実践に向けた取組	合計 円 (うち国費 円)
合計	円 (うち国費 円)	

(7) (略)

第5～第8 (略)

第9 添付資料

(1) (略)

(6) (略)

第5～第8 (略)

第9 添付資料

(1) (略)

(2) 別紙様式第3号「都道府県農業教育高度化プラン」 (別添様式第1号を含む)

(削る。)

(3)・(4) (略)

(5) 「みどりチェック」チェックシート

(6) (略)

(別添様式第2号)

事業収支計画(報告)書

経費の配分

(単位:円)

事業内容	事業に要する経費 (A+B)	負担区分		備考 (積算基礎等)
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
(略) (2)～(5) (略) (削る。)				

(2) 別紙様式第5号「都道府県農業教育高度化プラン」 (別添様式第1号を含む)

(3) 別添様式第3号

(4)・(5) (略)

(6) 環境負荷低減チェックシート

(7) (略)

(別添様式第2号)

事業収支計画(報告)書

経費の配分

(単位:円)

事業内容	事業に要する経費 (A+B)	負担区分		備考 (積算基礎等)
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
(略) (2)～(5) (略) <u>(6) 現役農業者等に対するリ・スキリングなど先進的な教育・研修モデルの創出</u>				

(6) (略)				
合 計				

(注) 1～4 (略)

(削る。)

(7) (略)				
合 計				

(注) 1～4 (略)

(別添様式第3号)

現役農業者等に対するリ・スキリングなど先進的な教育・研修モデルの創出

1 取組体制

取組体制名 (あれば)	
代表者	
住所	
構成員	
研修実施機関名	

2 成果目標

(1) 成果目標年度 令和 年度

(2) 成果目標

研修テーマ ※該当する部分を記載すること。	成果指標	基準値 (注) 令和 ● 年度	目標の達成状況			目標 値 令和 ● 年度
			事業 実施 年度 令和 ● 年度	翌年 度 令和 ● 年度	翌々年 度 令和 ● 年度	

<u>ア スマート農業</u>	<u>スマート農業技術に取り組む農業経営体の数</u>					
<u>イ 環境と調和のとれた農業</u>	<u>有機農業の取組面積又は有機JAS認証を取得した農地面積</u>					
<u>ウ 農業経営</u>	<u>研修受講者のうち経営力の向上が認められた者の割合。なお、経営力の向上が認められた者とは、以下のいずれかに該当</u>					

		<p>する者を 指すこと とする。</p> <p>ア 売上 高の 10%以 上の拡 大</p> <p>イ 経営 コスト の10% 以上の 縮減</p> <p>ウ 経営 面積の 10%以 上の拡 大</p> <p>エ 雇用 者数の 10%以 上の増 加</p> <p>オ 新た に法人 化した</p>				
--	--	---	--	--	--	--

	<u>カ</u> <u>新</u> <u>た</u> <u>に</u> <u>6</u> <u>次</u> <u>産</u> <u>業</u> <u>化</u> <u>に</u> <u>取</u> <u>り</u> <u>組</u> <u>ん</u> <u>だ</u> <u>キ</u> <u>新</u> <u>た</u> <u>に</u> <u>輸</u> <u>出</u> <u>に</u> <u>取</u> <u>り</u> <u>組</u> <u>ん</u> <u>だ</u> <u>ク</u> <u>独</u> <u>立</u> <u>就</u> <u>農</u> <u>し</u> <u>た</u> <u>ケ</u> <u>農</u> <u>業</u> <u>法</u> <u>人</u> <u>等</u> <u>の</u> <u>役</u> <u>員</u> <u>、</u> <u>部</u> <u>門</u> <u>責</u> <u>任</u> <u>者</u> <u>等</u> <u>に</u> <u>登</u> <u>用</u> <u>さ</u> <u>れ</u> <u>た</u>					
<u>エ</u> <u>そ</u> <u>の</u> <u>他</u> <u>農</u> <u>業</u> <u>者</u> <u>の</u> <u>技</u> <u>能</u> <u>向</u> <u>上</u> <u>、</u> <u>経</u> <u>営</u> <u>発</u> <u>展</u>	<u>【</u> <u> </u> <u>】</u> <u>※</u> <u>研</u> <u>修</u> <u>目</u> <u>的</u> <u>等</u> <u>に</u> <u>応</u> <u>じ</u> <u>、</u> <u>定</u> <u>量</u> <u>的</u> <u>な</u> <u>目</u> <u>標</u>					

等に資 するテ ーマ	を設定					
------------------	-----	--	--	--	--	--

注：「基準値」には、事業実施年度の前年度における値を記載
すること。

3 テーマ別研修計画

※ 研修テーマごとに、別々に記載すること。

(1) 研修テーマ

--

(2) 営農類型ごとの目指すべき生産・経営モデル

※ 営農類型ごとに、導入する技術等の種類、導入により
見込まれる効果等を記載すること。営農類型は、「水田
作」「畑作」「露地野菜」「果樹・茶」「花き」「施設
園芸」「畜産」「その他の品目」「品目共通」から適宜
選択すること。

--

(3) 研修内容

営 農 類 型	技 術 等 の 内 容	研 修 内 容	対 象 者		定 員 (受 講 者 数)		実 施 時 期 / 回 数	場 所	講 師	機 械 等 の 調 達 方 法
			農	学	そ	農				

			業 者	生 の 他	業 者	生 の 他	時間			※ 農 機 等 を 利 用 す る 場 合 の み 記 載
計（延べ人数）										
計（実人数）										
水 田 作	自 動 操 舵 シ ス テ ム	（これ ま だ の 取 組 ） ・ ・ ・								
		（事業 実 施 年 度 に お け る 取 組 ） ・ ・ ・								
	直 進 ア シ ス ト 付 き									

田植 え機																				
水管 理シ ステ ム																				
ドロ ーン																				
リモ ート セン シン グ																				

※ 記載は例示なので、入力に当たって削除すること。

※ 「研修内容」には、第5の12の(2)に記載した実施形態が分かるように記載すること。

(4) 指導者の育成に関する方針(状況)

※ 研修を実施する指導者の現状、育成の目標及び目標達成に向けた取組方針(状況)を記載。

--

(5) 受講後に対するフォローアップ体制

※ 研修を受講した農業者が技術等を円滑に導入・活用できるようにするための相談体制、関係機関の役割等を記載。

(別記4 別紙様式第5号)

令和〇〇年度新規就農者育成総合対策のうち農業教育高度化事業
事業実施計画(実績報告)書

(略)

※ 別添様式第3号の様式により、都道府県事業費と事務等経費の別、各都道府県管内の計画をまとめた表(都道府県名、総事業費、取組メニューごとの国庫補助金、その他の負担区分、完了予定年月日など)を記載すること。

(別記4 別添様式第3号)

農業教育高度化事業のうち都道府県事業
事業計画 実績報告

(6) 研修モデルの波及性、新規性及び独創性に関する考え方

※ 波及性、新規性及び独創性に関する考え方は、取り組む研修
テーマごとに、以下の点を踏まえて記載すること。

- ・波及性：事業実施地区の取組を参考に、他の地域においても類似の研修等が実施できるものとなっているか。
- ・新規性：事業実施地区において、これまで類似の研修等を実施していないものとなっているか。
- ・独創性：他の地域を含め、類似の研修等が見られないものとなっているか。

(別記4 別紙様式第7号)

令和〇〇年度新規就農者育成総合対策のうち農業教育高度化事業
事業実施計画(実績報告)書

(略)

※ 別添様式第4号の様式により、都道府県事業費と事務等経費の別、各都道府県管内の計画をまとめた表(都道府県名、総事業費、取組メニューごとの国庫補助金、その他の負担区分、完了予定年月日など)を記載すること。

(別記4 別添様式第4号)

農業教育高度化事業のうち都道府県事業
事業計画 実績報告

(略)

1 事業計画 (実績) の概要

(略)

2 都道府県別事業計画 (実績)

番号	都道府県	総事業費 (円)	負担区分							(略)
			国庫補助金 (円)							
			(略)	研修 用農機 械又 は農設 の導入 (1/ 2)	(略)	(略)	(略)	(削 る。)	(略)	
記入 例	〇〇 県		合計							
1										
2										
3										

(削る。)

(略)

1 事業計画の概要

(略)

2 都道府県別事業計画

番号	都道府県	総事業費 (円)	負担区分							(略)
			国庫補助金 (円)							
			(略)	研修 用農機 械又 は農設 の導入 (1/ 2)	(略)	(略)	(略)	現役 農業 者等 に対 する リ・ スキ リン グな ど先 進的 な教 育・ 研修 モデ ルの 創出 (※)	(略)	
記入 例	〇〇 県		合計							
1										
2										
3										

※

推進会 議の開 催	研修の 実施	農業用 機械・ 設備の 導入又 は改良	農業用 ハウスのリノ ベシ ョン	研修ほ 場の設 置	研修コ ンテン ツの作 成・利 用	その他 研修の 円滑な 実施に 必要な 取組	新たな 技術等 の円滑 な導入・実 践に向
-----------------	-----------	---------------------------------	---------------------------	-----------------	-------------------------------	---------------------------------------	-----------------------------------

3・4 (略)

(別添)

環境負荷低減に向けた具体的取組内容

第1 取組の趣旨

第4の1の事業実施主体及び第5の2の取組主体は、みどりの食料システム法第15条の規定に基づく基本方針等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、最低限行うべき環境負荷低減の取組について定めた「みどりチェック」チェックシート(別紙参考様式)に記載の各取組を実施することとする。

							けた取組

3・4 (略)

(別添)

環境負荷低減に向けた具体的取組内容

第1 取組の趣旨

令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。

また、令和5年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する」こととされ、令和9年度の本格実施に向けて、「令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う」こととされた。

これらを踏まえ、本事業における上記「事業申請時のチェックシートの提出」については、以下のとおり実施するものとする。

第2 「みどりチェック」チェックシートの提出

- 1 本事業に取り組む第4の1の事業実施主体及び第5の2の各取組主体は、「みどりチェック」チェックシートの項目について、事業の実施に当たって留意しなければならない。
- 2 第4の1の事業実施主体及び第5の2の各取組主体は、「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを事業実施主体は経営局長に、各取組主体は都道府県に提出すること。
また、実績報告の際は「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックした上で、当該チェックシートを都道府県に提出すること。
- 3 都道府県は、全ての取組主体から「みどりチェック」チェックシートを収集し、地方農政局長に提出すること。
- 4 地方農政局長は、当該チェックシートを経営局長に提出すること。
- 5 「みどりチェック」チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

(削る。)

る。

第2 環境負荷低減チェックシートの提出

- 1 本事業に取り組む第4の1の事業実施主体及び第5の2の各取組主体は、最低限行うべき環境負荷低減の取組について明らかにした「環境負荷低減のチェックシート」（民間事業者・自治体等向け）の項目について、事業の実施に当たって留意しなければならない。
- 2 第4の1の事業実施主体及び第5の2の各取組主体は、事業計画書中のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを事業実施主体は経営局長に、各取組主体は都道府県に提出する。
- 3 都道府県は、全ての取組主体からチェックシートを収集し、地方農政局長に提出する。
- 4 地方農政局長は、当該チェックシートを経営局長に提出する。
(新設)

第3 主な環境関係法令の遵守

第4の1の事業実施主体及び第5の2の各取組主体は、「環境負荷低減のチェックシート」中の「関係法令の遵守」に関

し、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

(1) 適正な施肥

- ・肥料の品質確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農地用の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌の汚染対策法（平成14年法律第53号）等

(2) 適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）
- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）等

(3) エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

(4) 悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法

律（平成7年法律第112号）

- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等

（6）生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
- ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等

（7）環境関係法令の遵守等

- ・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）
- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・土地改良法（昭和24年法律第195号）

「みどりチェック」チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

事業名	
組織名	
代表者氏名	↓該当する方に○
住所	申請時（します）
連絡先	報告時（しました）

・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。

・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。

・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。

・※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

解説書



- ・森林法（昭和26年法律第249号）
- ・漁業法（昭和24年法律第267号）等

事業実施主体又は取組主体の名称：

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

事業名：	_____
組織名・代表者氏名：	_____
住所：	_____
連絡先：	_____

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	<input type="checkbox"/>	※農産物等の調達を行う場合 (該当しない □) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	<input type="checkbox"/>
②	<input type="checkbox"/>	※農産物等の調達を行う場合 (該当しない □) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討(再掲)	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
③	<input type="checkbox"/>	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
④	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない(照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等)ように努める	<input type="checkbox"/>
⑤	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦	<input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
⑧	<input type="checkbox"/>	資源の再利用を検討	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑨	<input type="checkbox"/>	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合 (該当しない □) 生物多様性に配慮した事業実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑩	<input type="checkbox"/>	※特定事業場である場合(該当しない □) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>

チエック	環境関係法令の遵守等	
<input type="checkbox"/>	①	みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	②	関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
<input type="checkbox"/>	④	正しい知識に基づく作業安全に努める
	エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除	
<input type="checkbox"/>	⑤	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める
<input type="checkbox"/>	⑥	環境負荷低減に配慮した商品、原料、農産物等の調達を検討
	悪臭及び害虫の発生防止	
<input type="checkbox"/>	⑦	※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない□） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
<input type="checkbox"/>	⑧	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
<input type="checkbox"/>	⑨	資源の再利用を検討
	生物多様性への悪影響の防止	
<input type="checkbox"/>	⑩	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない□） 生物多様性に配慮した事業実施に努める

	申請時 (しまわ)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥	<input type="checkbox"/>	※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない□） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>

⑫	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑬	<input type="checkbox"/>	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑭	<input type="checkbox"/>	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない□） 機械等の適切な整備と管理に努める	<input type="checkbox"/>
⑮	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。
この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

◆ 上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合があるため、各事業の要綱・要領などをご確認ください。

＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞
 ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
 ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。 上記について、確認しましたー□

<input type="checkbox"/>	⑪	※特定事業場である場合（該当しない <input type="checkbox"/>) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守
--------------------------	---	---

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。

・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→

改正後	改正前
<p>(別記5)</p> <p>第3 新規就農相談・情報発信</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 研修機関や農業法人等が行う研修の内容等に関する情報 <u>(別記3の農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業、新規就農者育成総合対策実施要綱の一部改正について(令和7年3月31日付け6経営第2447号農林水産事務次官依命通知)による改正前の新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知)別記4のサポート体制構築事業並びに地域農業構造転換支援対策実施要綱(令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知)別記4のスマート農業研修教育環境整備事業(新規就農者誘致環境整備(スマート農業導入就農型))及び別記5のスマート農業研修教育環境整備事業(雇用力のある経営体創出支援事業)の取組主体の過去の取組例を含む。)</u></p> <p>イ～オ (略)</p> <p>(2) 就農希望者に対する就農相談</p>	<p>(別記5)</p> <p>第3 新規就農相談・情報発信</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 研修機関や農業法人等が行う研修の内容等に関する情報</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>(2) 就農希望者に対する就農相談</p>

事業実施主体は、就農希望者の円滑な就農を支援するため、全国新規就農相談センター（以下「全国センター」という。）に農業事情全般に精通する相談員を配置し、（１）のアからウまでの情報及びエの調査により収集した情報、コの新規就農相談センターに登録されている情報等に基づき、就農希望者との面談等により以下に掲げる就農相談を実施するものとする。

なお、全国センターは、就農に関する相談に関して都道府県（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第11条の11に規定する農業経営・就農支援センターを含む。以下同じ。）と、農地に関する相談に関して農業委員会サポートシステム管理事業（農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第3の4の（5）に規定する事業をいう。）の事業実施主体である全国農業委員会ネットワーク機構と、それぞれ連携して対応を行うものとする。その際、全国センターは都道府県に対して就農情報の収集及び就農相談に関する助言を行うものとする。

また、総務省が設置する「移住・交流情報ガーデン」に相談員を派遣し、相互に連携を行うものとする。

ア～コ （略）

3 事業実施計画等

（１）（略）

（２）実績報告

事業実施主体は、事業の完了した日から、1か月が経過した日又は事業終了年度の翌年度の4月末日のいずれか早

事業実施主体は、就農希望者の円滑な就農を支援するため、全国新規就農相談センター（以下「全国センター」という。）に農業事情全般に精通する相談員を配置し、（１）のアからウまでの情報及びエの調査により収集した情報、コの新規就農相談センターに登録されている情報等に基づき、就農希望者との面談等により以下に掲げる就農相談を実施するものとする。

なお、全国センターは、就農に関する相談に関して都道府県（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第56号）第11条の11に規定する農業経営・就農支援センターを含む。）と、農地に関する相談に関して農業委員会サポートシステム管理事業（農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第3の4の（5）に規定する事業をいう。）の事業実施主体である全国農業委員会ネットワーク機構と、それぞれ連携して対応を行うものとする。その際、全国センターは都道府県に対して就農情報の収集及び就農相談に関する助言を行うものとする。

また、総務省が設置する「移住・交流情報ガーデン」に相談員を派遣し、相互に連携を行うものとする。

ア～コ （略）

3 事業実施計画等

（１）（略）

（２）実績報告

事業実施主体は、事業の完了後、1か月以内又は事業年度の翌年度の4月末日までのいずれか早い期日までに別記

い日までに別記5の別紙様式1及び別紙様式2により事業実績報告書を作成し、農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）に報告するものとする。

4～6 （略）

第4 就農相談会実施

1 （略）

2 （略）

(1)・(2) （略）

(3) 就農準備段階から定着までの一体的な推進

事業実施主体は、職業としての農業を知る・体験する・相談するという各段階の取組を一体的に推進し円滑な就農に導くとともに、就農後の定着までを支援するため、就農相談会の開催に当たっては、第3（新規就農相談・情報発信）の事業実施主体並びに別記3の農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業の第4及び地域農業構造転換支援対策実施要綱別記4のスマート農業研修教育環境整備事業（新規就農者誘致環境整備（スマート農業導入就農型））第4の取組主体との緊密な連携をとるものとする。

3 （略）

(1) （略）

(2) 実績報告

事業実施主体は、事業の完了の日から1か月が経過した日又は事業年度の翌年度の4月末日のいずれか早い日までに別記5の別紙様式4により事業実績報告書を作成し、経営局長に報告するものとする。

5の別紙様式1及び別紙様式2により事業実施報告書を作成し、経営局長に報告するものとする。

4～6 （略）

第4 就農相談会実施

1 （略）

2 （略）

(1)・(2) （略）

(3) 就農準備段階から定着までの一体的な推進

事業実施主体は、職業としての農業を知る・体験する・相談するという各段階の取組を一体的に推進し円滑な就農に導くとともに、就農後の定着までを支援するため、就農相談会の開催に当たっては、第3（新規就農相談・情報発信）の事業実施主体及び新規就農者育成総合対策のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業の事業実施主体との緊密な連携をとるものとする。

3 （略）

(1) （略）

(2) 実績報告

事業実施主体は、事業の完了後、1か月以内又は事業年度の翌年度の4月末日までのいずれか早い期日までに別記5の別紙様式4により事業実施報告書を作成し、経営局長に報告するものとする。

4 (略)

(別記5 別表1)

補助対象経費

区分	内容
賃金	<p>事業を実施するために必要となる資料整理、事務補助、各種調査、資料収集等の業務のために<u>臨時に雇用した者</u>に対して支払う、<u>実働</u>に応じた対価。雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」としてではなく、「その他」の区分により申請すること。</p> <p>賃金については、<u>事業の実施により新たに発生する業務</u>について支払の対象とし、<u>当該事業の実施に直接関係のない当該団体の既存の業務</u>に対する支払はできない。</p> <p><u>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、賃金支給規則等を申請の際に添付すること。</u></p>

4 (略)

(別記5 別表1)

助成対象経費

区分	内容
賃金	<p>事業を実施するために必要となる資料整理、事務補助、各種調査、資料収集等の業務のために<u>臨時雇用した者</u>に対して支払う<u>実働</u>に応じた対価。雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」としてではなく、<u>後述する「その他」</u>の区分により申請すること。</p> <p><u>賃金単価については、当該団体内の賃金支給規則や国の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</u></p> <p><u>また、当該団体内の賃金支給規則による場合であっても、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（賞与、住宅手当、退職給付金引当金等）にあつては、除外して申請すること。</u></p> <p><u>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、上記の賃金支給規則等を申請の際に添付すること。</u></p> <p>賃金については、<u>本事業の実施により新たに発生する業務</u>についてのみ支払の対象とし、<u>事業実施に直接関係のない既存の業</u></p>

			務に対する支払はできない。 また、事業実施主体又は共同機関は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならないものとする。
専門員等設置費	<p>事業を実施するために必要となる企画、運営、各種調査、分析、相談、システム開発等専門技術・知識を要する業務を行うための専門員、コンサルタント、システムエンジニア等を新たに雇用した場合の経費。</p> <p>専門員等設置費の単価については、当該団体内の支給規則等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、上記の支給規則等を申請の際に添付すること。</p> <p>専門員等設置費は、<u>事業の実施により新たに発生する業務</u>について支払の対象とし、<u>当該事業の実施に直接関係のない当該団体の既存の業務</u>に対する支払はできない。</p>	専門員等設置費	<p>事業を実施するために必要となる企画、運営、各種調査、分析、相談、システム開発等専門技術・知識を要する業務を行うための専門員、コンサルタント、システムエンジニア等を新たに雇用した場合の経費。</p> <p>専門員等設置費の単価については、当該団体内の支給規則等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、上記の支給規則等を申請の際に添付すること。</p> <p>専門員等設置費は、<u>本事業の実施により新たに発生する業務</u>についてのみ支払の対象とし、<u>事業実施に直接関係のない既存の業務</u>に対する支払はできない。</p> <p>また、事業実施主体又は共同機関は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならないものとする。</p>
技能者給	<p>事業を実施するために必要となる専門的知識、技能を要する業務に<u>従事した者</u>に対し支払う、<u>実働</u>に応じた対価。</p>	技能者給	<p>事業を実施するために必要となる専門的知識、技能を要する業務に<u>対し支払う実働</u>に応じた対価。</p>

	<p>技能者給は、<u>時間単価に事業に従事した時間数を乗じて算出することとし、事業に直接従事する者に係る基本給、諸手当（時間外手当等は除く。）</u>、<u>ボーナス及び法定福利費を合わせた年間総支給額を、就業規則により算出した年間総就労時間で除した額（算定に当たっては、退職給付金引当金に要する経費は除く。）</u>とする。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付すること。</p> <p>事業実施主体又は共同機関は、「作業日誌」等を作成し、<u>当該専門的知識、技能を要する業務に直接従事した者の従業時間と作業内容を証明しなければならない。</u></p>		<p>技能者給の単価については、<u>本事業に直接従事する者に係る基本給、諸手当（時間外手当等は除く。）</u>、<u>賞与及び法定福利費を合わせた年間総支給額を、就業規則で定められた年間総就労時間で除した額とする（算定に当たっては、退職給付金引当金に要する経費は除く。）</u>。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付すること。</p> <p>また、<u>事業実施主体又は共同機関は、「作業日誌」等を作成し、当該事業に直接従事した者の従業時間と作業内容を証明しなければならない。</u></p>
謝金	<p>事業を実施するために必要となる専門的知識の提供、資料整理、事務補助、資料収集等に協力した者に対し支払う、<u>謝礼に要する経費。</u></p> <p>謝金の単価については、<u>協力した業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</u></p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付すること。</p> <p>また、事業実施主体又は共同機関に属す</p>	謝金	<p>事業を実施するために必要となる専門的知識の提供、資料整理、事務補助、資料収集等の<u>協力者に対する謝礼に要する経費。</u></p> <p>謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、<u>謝金の単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付すること。</u></p> <p>また、事業実施主体又は共同機関に属する者及び<u>臨時雇用者等事業に参画する者に</u></p>

	る者及び臨時に雇用する者等で事業に参画する者に対しては、謝金を支払うことはできない。
旅費	事業を実施するために必要となる資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要となる経費。
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

(注)

- 1 補助事業等に直接従事する者の人件費の額の算定方法及び人件費の額の算定根拠となる従事日数等に係る証拠書類の整備等にあつては、上記補助対象経費の欄に掲げる内容のほか、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)に示す方法に従うものとする。
- 2 謝金の額については、原則として、申請の際に設定した単価を用いることとし、その後の変更はできないものとする。

(別記5 別紙様式1)

令和 年度新規就農者育成総合対策のうち
農業人材確保推進事業実施計画(実績報告)書

	対しては、謝金を支払うことはできない。
旅費	事業を実施するために必要となる資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に要する経費。
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

(注)

- 1 補助事業等に直接従事する者の人件費の算定方法及び人件費の算定根拠となる従事日数等に係る証拠書類の整備等にあつては、上記助成対象経費の欄に掲げる内容のほか、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)に示す方法に従うものとする。
- 2 賃金、専門員等設置費、技能者給及び謝金にあつては、原則として、額の確定時に、申請の際に設定した単価の変更はできない。

(別記5 別紙様式1)

令和 年度新規就農者育成総合対策のうち
農業人材確保推進事業計画(実績報告)書

(新規就農相談・情報発信)

(略)

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記5の第3の3の（1）

（実績報告書の場合は第3の3の（2））の規定に基づき、下記のとおり農業人材確保推進事業実施計画（実績報告）書を提出する。

(略)

1～4 (略)

5 添付資料

(1) 別紙様式5 事業収支計画（実績）

(2) 別紙参考様式3 「みどりチェック」チェックシート

(別記5 別紙様式3)

(略)

(別添様式例)

(略)

事業実施主体は、農業人材確保推進事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、関係法令等に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、事業実施主体は、本事業による就農相談者が就農へ至るまでの間のフォローアップ、国等への報告等で利用するとともに、本事業の実施のために、必要最小限度内において次の関係機関（注）へ提供します。

なお、提供された情報に基づき、関係機関が確認等のため連絡を行う場合があります。

(略)

(新規就農相談・情報発信)

(略)

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記5の第3の3の（1）

（実績報告書の場合は第3の3の（2））の規定に基づき、下記のとおり農業人材確保推進事業計画（実績報告）書を提出する。

(略)

1～4 (略)

5 添付資料

(1) 別紙様式5 事業収支計画（実績）

(2) 別紙参考様式3 環境負荷低減のクロスコンプライアンス
チェックシート

(別記5 別紙様式3)

(略)

(別添様式例)

(略)

事業実施主体は、農業人材確保推進事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、事業実施主体は、本事業による就農相談者が就農へ至るまでの間のフォローアップ、国等への報告等で利用するとともに、本事業の実施のために、必要最小限度内において次の関係機関（注）へ提供します。

なお、提供された情報に基づき、関係機関が確認等のため連絡を行う場合があります。

(略)

(別記5 別紙様式4)

令和 年度新規就農者育成総合対策のうち
農業人材確保推進事業実施計画(実績報告)書
(就農相談会実施)

(略)

新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営
第3142号農林水産事務次官依命通知)別記5の第4の3の(1)
(実績報告書の場合は第4の3の(2))の規定に基づき、下記のとおり農業人材確保推進事業実施計画(実績報告)書を提出する。

(略)

(1)～(5) (略)

(6) 著作権及び個人情報の取扱い

【添付資料】

(1) (略)

(2) 別紙参考様式3 「みどりチェック」チェックシート

(別添)

環境負荷低減に向けた具体的取組内容

第1 取組の趣旨

事業実施主体は、みどりの食料システム法第15条の規定に基づき基本方針等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、最低限行うべき環境負荷低減の取組について定めた「みどりチェック」チェックシート(別紙参考様式3)に記載の各取組を実施することとする。

(別記5 別紙様式4)

令和 年度新規就農者育成総合対策のうち
農業人材確保推進事業計画(実績報告)書
(就農相談会実施)

(略)

新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営
第3142号農林水産事務次官依命通知)別記5の第4の3の(1)
(実績報告書の場合は第4の3の(2))の規定に基づき、下記のとおり農業人材確保推進事業計画(実績報告)書を提出する。

(略)

(1)～(5) (略)

(新設)

【添付資料】

(1) (略)

(2) 別紙参考様式3 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

(別添)

環境負荷低減に向けた具体的取組内容

第1 取組の趣旨

令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略法においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライ

第2 「みどりチェック」チェックシートの提出

1 本事業に取り組む事業実施主体は、「みどりチェック」チェックシートの項目について、事業の実施に当たって留意しなければならない。

2 事業実施主体は、「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを事業実施計画書に添付し、提出すること。

また、実績報告の際は、「みどりチェック」チェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックした上で、当該チェックシートを実績報告書に添付すること。

なお、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

アンス要件の充実を図ることとされた。

また、令和5年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する」こととされ、令和9年度の本格実施に向けて、「環境負荷低減チェックシートの提出」については、以下のとおり実施するものとする。

第2 環境負荷低減チェックシートの提出

1 本事業の事業実施主体は、最低限行うべき環境負荷低減の取組について明らかにした「環境負荷低減のチェックシート」（参考様式3）の項目について、事業の実施に当たって留意しなければならない。

2 事業実施主体は、事業計画書中のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、事業実施計画と併せて当該チェックシートを経営局長に提出すること。

また、実績報告の際は、実績報告書中のチェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、経営局長に提出すること。

(削る。)

第3 主な環境関係法令の遵守

各取組主体は、「環境負荷低減のチェックシート」中の「関係法令の遵守」に関し、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

(1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等

(2) 適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等

(3) エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

(4) 悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）

- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等
- （6） 生物多様性への悪影響の防止
 - ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
 - ・ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
 - ・ 湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
 - ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
 - ・ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
 - ・ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
 - ・ 漁業法（昭和24年法律第267号）
 - ・ 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
 - ・ 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等
- （7） 環境関係法令の遵守等
 - ・ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
 - ・ 環境影響評価法（平成9年法律第81号）
 - ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
 - ・ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約

(別記5 参考様式3)

「みどりチェック」チェックシート (民間事業者・自治体等向け)

事業名	
組織名	
代表者氏名	↓該当する方に○
住所	申請時 (します)
連絡先	報告時 (しました)

・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。

・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。

・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。

・※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

解説書

の推進に関する法律 (平成19年法律第56号)

・土地改良法 (昭和24年法律第195号)

・森林法 (昭和26年法律第249号) 等

(別記5 参考様式3)

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (民間事業者・自治体等向け)

事業名:	_____
組織名・代表者氏名:	_____
住所:	_____
連絡先:	_____

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	<input type="checkbox"/>	※農産物等の調達を行う場合 (該当しない □) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達の検討	<input type="checkbox"/>
②	<input type="checkbox"/>	※農産物等の調達を行う場合 (該当しない □) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達の検討 (再掲)	<input type="checkbox"/>
③	<input type="checkbox"/>	(3) エネルギーの節減 オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
④	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない (照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等) ように努める	<input type="checkbox"/>
⑤	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達の検討	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦	<input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
⑧	<input type="checkbox"/>	資源の再利用を検討	<input type="checkbox"/>
⑨	<input type="checkbox"/>	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑩	<input type="checkbox"/>	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合 (該当しない □) 生物多様性に配慮した事業実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑩	<input type="checkbox"/>	※特定事業場である場合 (該当しない □) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>



チェック	環境関係法令の遵守等	
<input type="checkbox"/>	①	みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	②	関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
<input type="checkbox"/>	④	正しい知識に基づく作業安全に努める
	エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除	
<input type="checkbox"/>	⑤	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める
<input type="checkbox"/>	⑥	環境負荷低減に配慮した商品、原料、農産物等の調達を検討
	悪臭及び害虫の発生防止	
<input type="checkbox"/>	⑦	※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない□） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
<input type="checkbox"/>	⑧	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
<input type="checkbox"/>	⑨	資源の再利用を検討
	生物多様性への悪影響の防止	

	申請時 (しまわ)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥	<input type="checkbox"/>	※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない□） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>

⑫	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑬	<input type="checkbox"/>	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑭	<input type="checkbox"/>	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない□） 機械等の適切な整備と管理に努める	<input type="checkbox"/>
⑮	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には（該当しない□）にチェックしてください。
この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

◆ 上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合があるため、各事業の要綱・要領などをご確認ください。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>
 ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
 ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。 上記について、確認しました→□

<input type="checkbox"/>	⑩	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない <input type="checkbox"/>) 生物多様性に配慮した事業実施に努める
<input type="checkbox"/>	⑪	※特定事業場である場合（該当しない <input type="checkbox"/>) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。

・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→

附 則

- 1 この通知は、令和8年4月7日から施行する。

2 この通知による改正前の新規就農者育成総合対策実施要綱の規定に基づき実施する事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、別記2の第5の1の(2)及び第5の2の(2)のアについては、この通知による改正後の同要綱の規定を適用するものとする。